

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
1	令和6年6月24日	令和6年12月16日	1 登記所の独立行政法人化を求める(2 英国のように司法書士の登記業務に廃業を求める)	<p>企業や個人が、登記申請をしようも、登記所(法務局)側が、本人申請を済ませ司法書士を通さない登記できないシステムになっている。特に銀行側は債権登記から司法書士を通さない本人申請を求めているが登記所側の拒否にあっている。その結果、司法書士に経歴をばらさず、日本国民は毎年2千億円の国家的損害を受けている。登記所を独立法人化して登記行政手続を簡素化する必要がある。(司法書士が日本経済の重要部門になっている。向道智 昭39年の政府の行政改革)</p> <p>登記所を独立法人化をすれば、登記行政手続が簡素化され、司法書士に流れる手数料が無くなる。国家的利益が2千億円となる。</p> <p>昭和39年に政府の行政改革会議が司法書士制度の廃止を内閣に指示したが司法書士の登記事務参入で銀行等が登記複雑化で損害を受けている。(東京高裁判決平成11年11月29日判決【本来の司法書士の職域に登記業務は一切含まれない】)</p> <p>司法書士は、本来は訴訟(司法)手続きをする仕事であり、行政手続(登記)をする職業ではないから【目的外使用】され、司法書士の登記業務を全廃しても、本業の裁判事務がのこるから、司法書士制度にとっても好ましい。</p> <p>特に銀行側は、子会社による登記委任を望み、司法書士自由を求めている。</p> <p>外国、特に英国でもかつては、solicitor自由で使っていたが、サッチャー元首相の大改革で、今は銀行自身で担当登記のみならず外部の相続登記も積極的所を独立法人化して登記行政手続を簡素化する必要がある。(司法書士が日本経済の重要部門になっている。向道智 昭39年の政府の行政改革)</p>	<p>昭和39年の政府の行政改革</p>	個人	法務省	<p>司法書士は、司法書士法で定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公平な社会の形成に参与することを使命としています。</p>	<p>司法書士法(昭和25年法律第197号)第1条、第3条</p>	<p>対応不可</p>	<p>法務局の所掌する登記事務は、国民の権利関係に密接に関係するものであり、全国統一した運用を確保するため、国が担う必要があることから、登記所を独立行政法人化することは困難です。</p> <p>国民の権利を擁護するには、制度の概要欄に記載の法律事務を適正かつ円滑に行うことが不可欠であるところ、国民にとっては、自らこれを適切に行うには困難を伴う場合があります。</p> <p>そこで、司法書士法は、これらの法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公平な社会を構築することを使命とする司法書士の制度を定め、その業務の適正化を図っており、国民がその司法書士制度を利用することによって、その権利の擁護を図ることを可能としています。</p> <p>したがって、御提案のように司法書士の登記業務を廃止することは相当ではありません。</p>
2	令和6年6月24日	令和6年7月19日	国立大学附属学校における授業料以外に必要な費用の公開について	<p>全国にある国立大学附属学校に対して、法令や規則で授業料以外で徴収する費用の公開を義務付ける。通学に必要な費用の概算や用途について、授業料を徴収している保護者への情報提供を行い、透明化を図る。</p>	<p>平成16年文部科学省令第16号、国立大学等の授業料その他費用に関する省令で、授業料や検定料について定められている。現在、義務教育の授業料は徴収されていない。</p> <p>一方、教育費、生徒会費、教材費、後援会費等の様々な費用が必要であるが、ホームページ等でその費用に関する情報が公開されていない学校が多く、入学時の配布資料で初めて判明することもある。それに加えて、任意加入なのか強制加入であるのか不明な食への入金、入会金などの負担を求められることがある。</p> <p>必要な費用等の概算や用途を学校ホームページ等で事前に公開していない、不透明な体制の国立大学附属学校が存在する。</p> <p>保護者に対して、全体の費用の概算が事前に公表されている方が好ましいというように、学校が当然に公表すべきだが、法令や規則で公開を義務付けるべきではないか、国立大学附属学校は私立学校と比べて、高い透明性と情報提供を求められるのは当然であり、全ての国立大学附属学校で実施されるべきである。</p>	個人	文部科学省	<p>学校教育法第43条、49条、49条の8、82条、70条、82条において、学校による積極的な情報提供について定められておりますが、これら条文は学校からの情報提供の必要性・重要性を理念的に規定したものであり、具体的な情報提供の内容はそれぞれの学校や地域の状況に応じて、各学校で判断するべきものとされております。</p> <p>国立大学法人が徴収する費用については、各国立大学法人において、関係法令等を踏まえた対応を行っているところですが、国立大学法人が自ら提供として定める国立大学法人の「パンフレット」において、その原簿4-11において「法令に基づき情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表」を定めており、各国立大学法人においては、多様な者からの理解と支持を得るためにより透明性を確保し、丁寧な情報発信が求められております。</p> <p>また「大学」については、学校教育法施行規則第172条の2第1項第8号において「授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること」の情報公表が義務づけられております。</p>	<p>学校教育法 国立大学等の授業料その他費用に関する省令</p>	<p>その他</p>	<p>国立大学等の授業料その他費用に関する省令を含む現行の法令等では各国立大学法人に対して情報の公開を義務付ける制度は設けられておらず、各学校で判断するものとされています。そのため、附属学校における費用に関する情報の公開については、今後とも各国立大学法人の権限と責任の下で判断した上で対応していくものとなりますが、国立大学法人が自ら規定して定める国立大学法人が「パンフレット」において、その原簿4-11において「法令に基づき情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表」を定めており、各国立大学法人においては、多様な者からの理解と支持を得るためにより透明性を確保し、丁寧な情報発信が求められているところです。</p>
3	令和6年6月24日	令和6年7月19日	文書閲覧窓口制度	<p>「情報提供に関する改善措置等について」(昭和55年5月27日閣議了解)に基づき「文書閲覧窓口制度を廃止」すべき。</p>	<p>デジタルの時代に、各行政機関の本省庁、ブロック機関、府県単位機関等及び試験研究機関に、目録を備えた文書閲覧窓口を設けるのは時代錯誤、ホームページの充実で、対応者への丁寧な対応で問題ないはず。</p>	個人	総務省	<p>文書閲覧窓口制度については、「情報提供に関する改善措置等について」(昭和55年5月27日閣議了解)に基づき、その整備・充実を図ってきたところ、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)の施行を踏まえ、「文書閲覧窓口制度の運営について」(平成13年3月6日情報公開に関する連絡会議申合せ)に基づき、情報公開法40条(現 第24条)に規定する行政機関の保有する情報の公開の総合的な推進を図るための施策の一環として、各行政機関(人事院及び会計検査院を除く。)の本省庁、ブロック機関、府県単位機関等及び試験研究機関に、目録を備えた文書閲覧窓口を設け、国民の利用の便に供することとされているものであります。</p>	<p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第24条 「情報提供に関する改善措置等について」(昭和55年5月27日閣議了解) 「文書閲覧窓口制度の運営について」(平成13年3月6日情報公開に関する連絡会議申合せ)</p>	<p>対応不可</p>	<p>制度の現状欄に記載のとおり、文書閲覧窓口制度は情報公開法24条に規定する「行政機関の保有する情報の公開の総合的な推進を図るための施策」の一環として設けられており、同条においては、行政機関の保有する情報が適時適切な方法で国民に提供されるよう、施策の充実と努めることとされています。</p> <p>情報提供施策の充実のためには、御指摘のホームページの充実を含め、様々な方策が考えられること、文書閲覧窓口についても、対象者によっては、例えばインターネットを利用できる環境にない等の理由により、直接往訪する方が簡便な場合もあると考えられ、国民にとって利用の便に供する施策の一つとして必要性があることから、廃止することは適当でないと考えます。</p>
4	令和6年6月24日	令和6年11月13日	240406ST22/2 (3)改正不動産登記規則を改正する05/旧氏/現在登記名義人1人1個にする	<p>不動産登記法の34第1項は、所有権登記名義人が「その一の旧氏」が買収される。一方、変更事項については「その一の旧氏」が買収される。不動産登記法では、旧氏の意味と字面する記録方法も可能である。/すでに旧氏が登記されている場合を「変更」と呼んでいないし、旧氏を更新する場合の抹消規定がない以上は変更前の旧氏は抹消されないはず。/しかしすると、所有権の登記名義人の識別性を向上させるという観点から、こうした措置も織り込んでいく(R6.3.1法務大臣会見)しているのに、各持分について併記された旧氏が統合される、各持分の登記名義人の同一性がまずすべからなくてはならない。/その不動産に「山田(佐藤)」と「山田(加藤)」が同方記録されているが、同じ名前の登記名義人の同一性を区別するに、旧氏で区別した別人であると判断されるだろう。したがって、最新以外の旧氏を抹消するか、すべての旧氏を書き換えの手続きにすべきである。/旧氏併記が任意である以上、過去の旧氏は履歴事項で過去の氏名を調べられない、これは「連帯名」である旧氏を変更する場合はそれ以前の旧氏に連帯するが、旧氏という制度設計とも整合的である。/すなわち、1人の登記名義人につき併記できる旧氏が1個だから「一の旧氏」であり、「一の旧氏」だから「当該登記記録に登録されている旧氏より後に併記された旧氏」ではないという判断が機能する。/旧氏併記とは契約書に併記された旧氏(旧氏)が効力がある旧氏という認識かもしれないが、現に効力がある登記名義人について抹消番号が付されていない旧氏(旧氏)ではないのか?</p>	<p>所有権の登記名義人は、登記官に対し、その一の旧氏を登記記録に登録するよう申し出ることができず(ただし、当該旧氏が登記されている氏と同一であるときは、この限りではありません。)</p> <p>所有権の登記名義人は、登記官に対し、その一の旧氏を登記記録に登録するよう申し出ることができず、次に掲げる事項を所有権の登記に付する方法によって登記記録に登録すると、従前の所有権の登記名義人の氏名及び旧氏を抹消する記録を登録しなければならないこととされている。</p> <p>(1)登記の目的 (2)申出の受付の年月日及び受付番号 (3)登記原因及びその日付 (4)所有権の登記名義人の氏名</p>	<p>不動産登記規則第158条の34第1項、第2項、第158条の35第1項、第2項、第158条の36</p>	<p>対応不可</p>	<p>所有権の登記名義人の旧氏は、登記名義人による任意の申出があった場合にのみ併記されるものであり、飽くまでも登記名義人の氏名を補正する事項であることを踏まえ、所有権の登記名義人に併記された旧氏については、所有権の登記名義人から変更又は終了の申出がされた場合のみ変更又は抹消することとされており、所有権の登記名義人の申出がない場合に旧氏の変更又は抹消を行うことは相当でないと考えます。</p>			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
5	令和6年6月24日	令和6年7月19日	ExcelフォーマットをMacで使用できない	出入国在留管理庁が作成している届出書(特定技能)における「支援実施状況に係る届出書」のExcelフォーマットについて、マクロを使用した機能が追加され、Macで届出書の作成ができなくなった。 Linuxにまで対応してほしいとは言わないが、Macは利用者が一定数いることから、行政機関が作成するフォーマットはすべて、Mac利用でも問題なく使えるようにしてもらいたい。	これまでMacで届出書を作成していたが、突然それができなくなり、著しい不利益を受けたため。	個人	法務省	なし	なし	検討を予定	「出入国在留管理庁電子届出システム」に関するQ&A(特定技能所属機関・登録支援機関用)(URL: <a href="https://www.moj.go.jp/isa/content/001344715.pdf">https://www.moj.go.jp/isa/content/001344715.pdf</a> )のQ5のとおり、「一括申込用のExcelファイルについてはMicrosoft Excel 2016のバージョンを前提としております。MacにてExcelを御利用の場合、バージョンがMicrosoft Excel 2016 for Macとなりますので、動作の保証はしておりません。ツールが正常に使用できない原因として、様式の差し替えを行った令和6年3月29日以前の様式を使用されていることや、ソフトウェアがアップデートされていないことなども考えられます。今回いただいた御意見については今後の検討課題とさせていただきます。	
6	令和6年6月24日	令和6年11月13日	240420ST37(1)/3)改正不動産登記規則を改正する10/旧姓併記/旧姓併記終了の添付書類	旧姓併記の抹消申出を規定する不登録158条の36は第2項で、単独併記申出の158条の35の諸規定を準用しているけれど、旧姓を証する戸籍謄本を添付する項が除外されている。これによってどうやって本人確認するんですか? / 赤の他人が抹消申出をして現在併記されている旧姓を抹消済みにすれば、158条の35第2項により、単独申出としては当該旧姓を再度併記できないことになる。 / 158条の36は本人の申出抹消(158条の28)を準用していないし、職権抹消(158条の30)に至っては準用していないに、もともと申出権限のない者による申出は職権抹消の対象外である。仮に本人は当該抹消申出が偽偽であることを証明できれば—	一は抹消された旧姓を職権で回復するとしても、本人確認をしていない手続ではその証明も困難である。 / 免許証のコピーとか、簡単な本人確認方法がある。 / もし愉快犯さんが旧姓併記される不動産に片っ端から抹消申出をしていって、書きようがない。 / 抹消手続の完了証は居住所通知のように本人へ送るのではなく、申出人に渡すだけ。 / 愉快犯さんなら足がつかないよう、郵送で申出をして窓口受取の完了証は放置するでしようね。 / 1件100円でできちゃう。 / この矛盾を突き詰めれば、既存の規定をコピー＆ペーストで作った今回の改正は既存の手続と同様の制度がないままに運用が効かないか、悪意外のノウハウが発生したと推測する。 / 悪、添付書類がなくて、本人確認が済まず。 / 赤、お金がかからず。 / 四、登記者の職権調査権限がなく。 / 五、その手続は任意であるという条件を満たす制度は、他に不登録にはないのでは? / 同様の手口が可能で制度を他の法律から採れば、スルーカードによる虚偽の婚姻届や、虚偽の転居届をして保証書で不動産詐欺を挙げることができ。 / 戸籍も住民票も、当初は本人確認手続がなく不正手続が容易だったけれど、そのセキュリティの甘さを突かれて社会問題になった結果、徐々に本人確認が制度化されていった歴史がある。 / そして、今回の旧姓併記制度は住居証に基づいて、本人確認手続を省略している。 / なぜ過去の失敗から学ばないのか? / 現行制度は、本人の意思を尊重して手続を簡素化する(動的な利便性)と、本人の意思を尊重して虚偽の手続を防止すること(静的な安全性)との区別についていない。 / それなら抹消旧姓の再使用を認めるべきでは。	商業登記センター	法務省	不動産登記規則第158条の36	対応不可	所有権の登記名義人の旧姓は、登記名義人による任意の申出があった場合にのみ併記されるものであり、熟慮までも登記名義人の氏名を補正する事項であること踏まえ、旧姓の併記の終了に係る添付情報は、登記の申請に比して簡便なものとされており、添付情報を追加することは相当ではないと考えますが、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。		
7	令和6年6月24日	令和6年11月13日	240420ST39(3)/2)改正不動産登記規則を改正する12/国内連絡/国外連絡先の抹消と汎用化	不登録156条の5は、国外に居住する所有者に国内連絡先の登記を義務付ける。 / 所有者が国外に住所を移転した場合は、国内連絡先の登記が職権で抹消される。 / ところが、国内連絡先として登記された者の住所を国外に移しても、国内連絡先の登記は職権抹消されない。 / この制度は奇妙である。 / 赤、「国内連絡先なし」が認められるなら、「国内連絡先」として設定段階で認められない国外居住者は公示すべきでない。 / 四、国内連絡先が国外に転居しても登記を維持できるなら、最初から国外居住者も国内連絡先として登記できるようにすれば仕様が合わない。 / 国内の国内連絡先でもいいなら、国内連絡先の登記を義務付ける意味もない—	一付ど。 / 武、所有者が申請するにせよ、国内連絡先が所有者の承諾を得て申請するにせよ、所有者は国内連絡先が国外に転居したことを把握しているから、所有者の責任で新たな国内連絡先を登記させるべきである。 / 仮に国内連絡先である者が国外に転居した事実をもって登記を抹消しようとしたけれど所有者が承諾する場合は、承諾書なしで手続できるよにすべきである。 / 代わりの者が見つからなければ、どちらも「国内連絡先なし」にすればいい。 / 赤、そもそも所有者への連絡手段を確保することが目的であるなら、国外に居住する所有者に限らず、すべての登記名義人について、電子メールアドレスを提出させるべきである。 / 政府がメール送付サイトを開設し、本人確認をした者が所有者の登録メールアドレスへ送信できるようにすれば、迷惑メール問題は起こらないし、住所氏名を公開するプライバシー問題も生じない。 / 四、国内連絡先という中途半端な制度を導入するなら、破産者に対する財産管理人を登記すべきである。 / 政府は官報のネット公開については破産者のプライバシーを理由に期間制限しているけれど、不動産登記では開示無用で永久公開してますよね。 / 現行制度の主要登記として離れた順位番号で記録するよりも、破産した所有者に付記したほうが公示技術としても優れている。 / 五、同様に、長期入院や服役中、認知症などの理由で第三者に不動産の管理や処分を委任している場合は、任意に連絡先の登記をできるようにすべきである。 / 赤から五をまとめると、限定された意味での「国内連絡先」として制度的に矛盾しないし、制度趣旨からすれば、より一般化した形での「連絡先」とすべきである。	商業登記センター	法務省	不動産登記法第73条の2第1項第2号 不動産登記規則第156条の5、第156条の7第1項、第156条の8第1項及び第2項、第156条の9	対応不可	国内連絡先事項についての変更の登記又は更正の登記は、所有権の登記名義人又は国内連絡先となる者からの申請に基づいて行われるものであること踏まえると、国内連絡先事項が登記されている所有権の登記名義人の住所を国内住所へ変更又は更正する登記をする場合を除き、国内連絡先事項を職権で抹消することは相当ではないと考えますが、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。		
8	令和6年6月24日	令和6年7月19日	押印廃止	財務省はすでに出張計画書に押印が必要なのを押印不要にするべき。	職員の出稼のため、押印の必要性に乏しい。押印不要にすることで出出張計画書をペーパーレス化できる。	個人	財務省	なし	なし	現行制度下で対応可能	事務の効率化及び押印不要によるペーパーレス化の推進のため、システム(SEABIS)の利用拡大を推進します。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
9	令和6年6月24日	令和6年7月19日	全国転勤のある職種について、給与格差を生じさせる地域手当の見直し、給与面での均一化を行う	国家公務員で定期的に全国転勤する職種について、給与格差を生じさせる地域手当の見直し、給与面での均一化を行う	地域手当は7給地に分かれており、3%~20%が加算されて支給される。一方、該当しない地域においては加算される支給がなく、同じ役職、同じ俸給表において最大20%程度の給与格差が生じることになり、同一労働同一賃金に反しているのではないかと。職制によっては頻りに全国転勤があり、異動先によって業務内容や役職が変化してきて、給与が大きく変動することになり、生涯賃金に大きな差が生じる可能性がある。加えて、全国転勤のある職種は遠隔地への定期的な人事異動があることが、受検者や子育て世代に不人気の理由ではないかと、理由のない格差は是正されるべきである。	個人	人事院	国家公務員の地域手当は、地域の民間賃金水準を適切に国家公務員の給与に反映するため、民間賃金水準が高い地域に勤務する職員に対して支給される手当です。また、地域手当の支給割合が下がる地域に異動した職員に対しては、異動保障により地域手当の支給割合を2年間保障(1年目は異動前の100%、2年目は80%)しております。さらに、定期的に全国転勤する職員につきましては、広域異動手当により賃金水準の調整を行っており、異動期間に即して格差等の最大10%の手当を支給しているところです。なお、広域異動手当につきましては、地域手当が支給されない地域間を異動した場合であっても支給されません。	一般職の職員の給与に関する法律第11条の3~第11条の8、人事院規則9-49、人事院規則9-121	格付に着手	地域における民間賃金水準の差を反映させるため、地域手当によって、国家公務員の給与に一定の差を設けることは適当と考えられています。一方、現行の地域手当制度においては、地域手当の支給割合は市町村を単位として決定していることにより、近隣の市町村との関係で不均衡が生じているとの意見があることなども踏まえ、現在、最新の民間賃金水準の反映を、地域区分の設定を広域化するなどを検討しており、本年夏の報告に向けて立案作業を進めています。	
10	令和6年6月24日	令和6年12月16日	240427ST40(1)/3/1/3万円以上の印紙納付で事前照会を不要にする。会社設立ならいいのか?	登録免許税の額が3万円未満の場合には、その登録免許税の額に相当する金額の収入印紙を当該登記の申請書に貼り付けて登記所に提出することも認められています。上記説明している、しかし実際には、登録免許税額にかかわらず印紙納付が認められており、法務局の窓口で納付方法を質問すれば、「収入印紙を購入して貼って下さい」と回答されるだろう。この矛盾を解消するために3万円制限を撤廃すべきである	一とと縦割りで110等に提案したところ、法務省は「登録免許税の納入方法の原則は現金納付であり、例外として一定条件のもと印紙納付が認められているものであり、対応は困難です。」「R6行政改革26」と回答した。しかし、どのような説明によっても印紙納付が原則である案意は変わらない。すなわち、法務局からの告示を録音するなど、事前照会としての証拠を残しておくだけでは、申請段階で3万円以上の印紙納付は受取を拒否される可能性がある。申請書の提出があった場合は直ちに受付手続をしない不動産登記事務取扱手続規則31条、商業登記等事務取扱手続規則40条1項、受付をした場合には直ちに印紙処理する(不動産登記126条1項、商業登記64条1項)から、手続には印紙の金額にかかわらず直ちに納付処理はされるはずで、3万円以上の印紙納付も事実上拒否できないはずであるが、法務省はこれを認めない。3万円以上の印紙納付は「対応不可」であるというは、受付段階で審査して、受付手続を拒否するかどうかですか?しかしその一方で、法務省が公開する「株式会社設立登記申請書記載例(PDF)」には、登録免許税の説明として「…15万円に満たない場合には、15万円になります。…収入印紙又は領収証書で納付します。」とある。/株式会社設立登記申請書から、「例外として一定条件のもと印紙納付が認められているんですか?/不動産登記申請書記載例にも、Q&Aある3万円制限の説明がない。/説明が矛盾している。/行政手続の透明性と公平性はどこへ?/法務局への事前照会なしで、すべての申請人に対して平等に3万円以上の印紙納付を認めるべきである。	商業登記センター	法務省	登記を受理する者は、当該登記について課税されるべき登録免許税の額が3万円以下である場合その他政令で定める場合には、登録免許税額に相当する金額の印紙を当該登記の申請書に貼り付けて登記所に提出することにより、納付することができるとされています。	登録免許税法(昭和42年法律25号)第21条、第22条、登録免許税法施行令(昭和42年政令第146号)第29条	現行制度下で対応可能	登録免許税は現金納付を原則としています。申請人の都合や利便性等を考慮して、全ての登記所において、登録免許税法第22条及び登録免許税法施行令第29条に基づき印紙納付も認められているものと承知しています。	
11	令和6年6月24日	令和6年7月19日	補助金交付停止基準の運用統一化	各府省の補助金交付停止基準の運用統一化して、省庁間の恣意性を排除し、補助金交付停止処分内容の甘い厳しいの差が出ないようにすること。	各府省の補助金交付停止基準の運用はバラバラで、同じような補助金不正受給でも処分内容が甘いもの、厳しいものと差が出ている。この処分差は同一省庁内でも出ており、国民に不信感を抱かせるものになっている。典型例は経済産業省である。経済産業省は、2023年12月に補助金約243万円を不正受給した団体を18か月間の補助金交付停止処分したが、2021年6月に補助金約68万円を不正受給した団体を数ヶ月で終わらせている。通常の国民感覚では、補助金の不正受給額が倍以上の団体がなぜ交付停止にならないのか、特別な配慮・配慮がなかったのかと疑念を抱くのが当たり前である。対して、不正受給した者に対し、何らかの働きかけをすれば処分内容が軽くなるのではないかと、更なる不正行為を惹き起こすことになる。このような疑念が今後生じることのないよう、補助金交付停止処分の方を各府省任せにするのではなく、例えば、補助金適正化法を所管する財務省が処分内容を確認する、各府省の補助金交付停止処分が甘いものがあったかを会計検査院が確認する仕組みをつくるなど運用の統一化を図るべきである。	個人	財務省 経済産業省	各省各庁の長は、その所管の補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第百七十九号、以下「法」という。))第3条第1項。こととされており、補助金等の執行は各省各庁の長において適切に判断すべきこととされています。従って、補助金交付停止基準については、それぞれ補助金等を所管する各省各庁において法の趣旨、目的を踏まえ、適切に策定されているものと承知しています。また、経済産業省における補助金交付等停止措置については、「経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置要領(以下「要領」という。))に規定する措置要件に該当する行為を行った事業者に対して措置を行っております。御指図の案件を含め、措置の内容については、要領において事業類型ごとに定められている範囲の中で、当該行為の性質、規模や事業の重大性、社会的影響の大きさ等の観点から現状に即して総合的に判断しているものになります。	経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置要領	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりであり、また、補助金等はきまわて多種多様にわたることから、財務省において、統一した基準を設けることは困難です。	
12	令和6年6月24日	令和6年11月13日	行政改革ホットラインの提案に対する返答についてもレビューする	現状では、規制改革ホットラインについては、提案事項に対する各省庁の返答については、必要に応じて再検討の要請やワーキンググループでの検討を行っている。これに対し、行政改革ホットラインでは、どのような取り組みが行われている明確な形がない。これを改め、行政改革ホットラインでも、同様提案された内容について、行政改革推進会議や関連する会議でレビューして、各省庁が対応不可とした案件でも必要に応じて再検討の要請やワーキンググループでの検討を行ったかどうか。	規制改革ホットラインについては、提案事項に対する各省庁の返答については、必要に応じて再検討の要請やワーキンググループでの検討を行っている。これに対し、行政改革ホットラインでは、どのような取り組みが行われている明確な形がない。これを改め、行政改革ホットラインでも、同様提案された内容について、行政改革推進会議や関連する会議でレビューして、各省庁が対応不可とした案件でも必要に応じて再検討の要請やワーキンググループでの検討を行ったかどうか。	個人	内閣官房 内閣府	内閣府規制改革推進室及び内閣府行政改革推進本部事務局では、「規制改革・行政改革ホットライン(縦割りで110線)」を設置し、規制改革・行政改革について、広く国民の声を伺い、規制・制度の見直しや行政組織・運営の改善に結び付けるため、個人、企業、団体等からの提案を受け付けています。規制改革に関する提案及び回答の取扱いについては、規制改革推進会議の決定に基づき、各ワーキング・グループに報告を行い、再検討要請事項など処理方針の決定を行っています。	なし	その他	行政改革ホットラインについては、規制改革推進会議の各ワーキング・グループに該当する権が存在しないため、そのような場において処理方針の検討を行うことはしていませんが、国民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、所管省庁において前向きな検討をしていただくことも分かりやすい回答となるよう要請してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
13	令和6年6月24日	令和6年7月19日	試験後に問題文を公開する国家資格試験のうち多肢選択式の迅速な公開の正解肢の迅速な公開	<p>国家資格試験のうち全部または一部について、複数の肢から一つの正解を選ぶ形式の試験は、様々な分野で各省庁が実施している。</p> <p>このような形式で実施する試験は複数の肢から一つの正解を選ぶ形式である以上、試験を実施する段階で既に正解肢は確定しているはずである。</p> <p>従って、このような試験については、合格発表等を待たずに、速やかに正解肢を公表することを提案する。</p> <p>試験の実施主体が、外部団体の場合は、その団体にに対し上記を行うことを検討させることを求める。</p> <p>マークシート形式の国家資格試験は各省庁で実施しており、その試験の性質上、試験を実施する段階で正解肢は確定しているため、試験日の翌日に正解肢を公表することは十分に可能であり、実際に試験日の翌日などに速やかに正解肢を公開している試験もある。(不動産鑑定士短答式試験、弁理士短答式試験、計量士試験等)</p> <p>しかしながら、合格発表日や結果発表日まで、正解肢を公開しない試験も数多く存在する。(社会福祉士試験、司法試験、司法書士試験、一級建築士学科試験等)</p> <p>後者のように合格発表日や結果発表日まで正解肢を公開しない場合、発表日に公開した正解肢が明らかに不相当であった場合、外部からの指摘により採点をやり直し、場合によっては追加合格者を出す対応が必要になるケースがある。(例として平成30年の司法試験予備試験短答式試験)</p> <p>このように外部の指摘が初めて不備に気づき追加合格などの対応をとるのは、事務処理及びコストの増大につながると思われる。</p> <p>仮に、合格発表日等を待たずに試験日の翌日などに速やかに正解肢を公開したならば、発表日までの段階で、外部からの指摘に対し、合格発表日等までに正解肢を見直す対応は十分に可能であったと思われる、適切な発表により事務処理のコスト削減につながると思われる。</p> <p>現状、合格発表日等まで正解肢を公開しない試験においては、正解肢と合格点等を同時に発表するケースが多い。このような試験では正解肢は試験日の翌日に発表し、採点の結果によって変わる合格点等については、別途発表することも十分に可能である。</p> <p>提案が実現した場合の最大の効果は、不備があった場合のコスト削減である。</p>	個人	<p>【金融庁】                  (公認会計士試験)                  公認会計士試験のうち短答式試験はマークシート方式により実施しています。正解の公表は合格発表日に併せて公認会計士・監査審査ウェブサイト上でを行っています。公認会計士試験の試験問題については、試験日前に公認会計士試験委員会による確認を行い、試験日以後は、試験の実施に際し、出題期間の検討などを行う公認会計士試験実施管理委員会事務局が検証を行うほか、受験予備校が行う解答速報等を含めた関係者の反応も参考に精査を行っています。このように正確を期した上で採点を行い合否を決定していることから、試験日翌日に直ちに解答を公表するよりも事務処理及びコストが発生しない対応がとられており、ご提案の趣旨に則したものと考えられます。なお、公認会計士試験において試験問題に不備があった場合は、合格発表と併せて必ずその旨の公表を行っています。</p> <p>(貸金業務取扱主任者資格試験)                  貸金業務取扱主任者資格試験の試験問題の正解肢の公表は、試験合格者の発表と同日に実施しています。</p> <p>【ごども家庭庁】(保育士試験)                  保育士試験については、児童福祉法により都道府県知事が行うこととされており、保育士試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)は、適正かつ確実を実施することができると思われるものとして当該都道府県知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)に行わせることができるものとされています。このため試験に関する具体的な事務の進め方については、実施主体である都道府県及び指定試験機関において検討されています。</p> <p>【法務省】(司法試験、司法試験予備試験)                  司法試験においては、原則として短答式試験成績発表時に、司法試験予備試験においては、短答式試験合格発表時に、それぞれ短答式試験の正答肢を公表しています。</p> <p>【財務省】(通関士試験)                  通関士試験における試験の採点は、通関業法第27条の規定に基づき財務大臣が委嘱した試験委員が行うこととされており、試験実施後、試験委員による採点を経たずして、合格発表と同日付で正解を公表しております。</p> <p>【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験)                  公認心理師国家試験については、公認心理師法(平成27年法律第68号)第10条に基づき、指定試験機関として指定された(一般財団法人)公認心理師試験研修センターにおいて、公認心理師国家試験の実施に関する事務(「心理師試験事務」と略します。)の全てを実施しています。本試験は、マークシート形式の試験として実施しており、試験実施後、改めて正答の精査を行った上、合格発表時に併せて正答を公表しています。</p>	<p>【金融庁】                  (公認会計士試験)                  対応不可</p> <p>【ごども家庭庁】(保育士試験)                  対応不可</p> <p>【法務省】(司法試験、司法試験予備試験)                  対応不可</p> <p>【財務省】(通関士試験)                  対応不可</p> <p>【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験)                  対応不可</p>	<p>【金融庁】                  (公認会計士試験)                  制度の現状欄に記載のとおり、解答については十分に精査を行ったうえで公表しております。精査を行わないまま精査を公表すると、却って受験者に混乱をもたらし、それに対する問い合わせ等が増加し、事務処理コストが増大することになります。</p> <p>(貸金業務取扱主任者資格試験)                  法令等及び貸金業務取扱主任者資格試験を実施する日本貸金業協会が定める試験事務規程においては正解肢の公表時期に関する明確な規定はなく、委託先等と調整のうえ、正解肢に関する公表情報の取付方法や問合せ窓口対応などの運用を見直すことにより、試験日の翌日に正解肢を公表する対応は可能と考えます。ただし、令和6年度の試験(令和6年11月17日実施予定)の正解肢の公表については、試験合格者の発表と同日の令和7年1月10日である旨公表済みのため、日本貸金業協会においては、令和7年度の試験からの正答肢公表の前倒しについて検討してまいります。</p> <p>【ごども家庭庁】(保育士試験)                  保育士試験の実施に関する具体的な事務の進め方については、各都道府県及び指定試験機関において決定しているため、国が対応することは困難です。</p> <p>【法務省】(司法試験、司法試験予備試験)                  試験の適正な運営に支障が生じるおそれがあることから、現状よりも早い時期における正答肢の公開はできません。</p> <p>【財務省】(通関士試験)                  通関士試験における試験の採点は、通関業法の規定に基づき試験委員が行うこととされており、正確性を期すために、試験日以後、試験委員による再度の正答の精査等を経て、採点・合格基準の決定を行っております。</p> <p>この再度の精査を行わないまま正答を公表することは、却って受験者等に混乱をもたらし、それに対する問合せ等が増加し、事務処理及びコストが増大するおそれがあるものと思料することから、対応は困難です。</p> <p>【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験)                  心理師試験事務については、制度の現状欄に記載のとおり全ての試験事務を指定試験機関が実施しています。当該試験においては、試験実施後、改めて正答、誤答の精査を行い、当該年度の合格基準を決定の上、正答を公表しており、行政改革推進本部事務局の指摘を踏まえ、現在は試験実施からおよそ1カ月(約20営業日)で公表することとしております。</p>				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
13	令和6年6月24日	令和6年7月19日	試験後に問題文を公開する国家資格試験のうち多数選択式で回答するものの正解数の迅速な公開	<p>国家資格試験のうち全部または一部について、複数の駅から一つの正解を選ぶ形式の試験を実施する段階で既に正解数を公表することは十分に可能であり、実際は試験日の翌日に正解数を公開している試験もある。(不動産鑑定士短答式試験、弁理士短答式試験、計量士試験等)</p> <p>しかしながら、合格発表日や結果発表日まで、正解数を公開しない試験も数多く存在する。(社会福祉士試験、司法試験、司法書士試験、一級建築士学科試験等)</p> <p>後者のように合格発表日や結果発表日まで正解数を公開しない場合、発表日に公開した正解数が明らかで不適切であった場合、外部からの指摘により誤点をやり直し、場合によっては追加合格者を出す対応が必要になるケースがある。(例として平成30年の司法試験予備試験短答式試験)</p> <p>このように外部の指摘で初めて不備に気づき追加合格などの対応をとるならば、発表日までの段階で、外部からの指摘に対応し、合格発表日等までに正解数を見直す対応は十分に可能であったと思われる。適切な発表により事務処理のコスト削減につながると思われる。</p> <p>現状、合格発表日等まで正解数を公開しない試験においては、正解数と合格点を同時に発表するケースが多い。このような試験では正解数は試験日の翌日に発表し、採点の結果によって変わる合格点等については、別途発表することと十分可能である。</p> <p>提案が実現した場合の最大の効果は、不備があった場合のコスト削減である。</p>	個人	<p>金融庁</p> <p>こども家庭庁</p> <p>法務省</p> <p>財務省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>農林水産省</p> <p>国土交通省</p> <p>環境省</p>	<p>【厚生労働省】 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、言語聴覚士、救急救命士に係る国家試験 上記の国家試験については、試験実施後、有識者による会議において、問題内容の妥当性について検証し、妥当ではなかった問題については採点対象から除外する等の取扱いをする仕組みが既に設けられています。 上記検討を経てから合格発表を行うため、国家試験は合格発表の時期と合わせて正答数を公表することとしています。 なお、本会議での検討前に、問題作成時の正答数を公表することした場合、不適切問題があった際に、受験者に自己採点による点数の計算上の混乱を招き、それに伴う受験者からの個別照会等、合格発表までのわずかの間に過剰な労力が発生します。</p> <p>(製菓衛生師試験、調理師試験) 製菓衛生師及び調理師試験実施主体は都道府県であり、正答数の公表について、国が決定・実施しているものではありません。</p> <p>(管理栄養士国家試験) 管理栄養士国家試験においては、試験実施後、各問題の選択肢の選択状況を踏まえ、問題の適切性を多量に確認・判定する会議を行うております。 仮に、当該会議での検討を行わずに、問題作成時の正答数をそのまま公表することした場合、不適切問題があった場合、受験者の混乱を招く上、それに伴う対応に労力が必要となるおそれがあります。 上記理由により、管理栄養士国家試験においては合格発表日と同日に正答数を公表することとしています。</p> <p>(理容師試験、美容師試験) 理容師試験及び美容師試験に係る試験事務については、理容師法(昭和22年法律第234号)第4条の2第1項及び美容師法(昭和46年法律第143号)第4条の2第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた(公財)理容師美容師試験事務センターが実施しています。 理容師試験及び美容師試験では、筆記試験終了後に、筆記試験の結果等を踏まえた合否判定基準を決定し、合格者の受験番号及び合否判定基準を同センターのHPにおいて公表しており、筆記試験の正解数についても併せて公表しています。</p> <p>(建築物環境衛生管理技術者試験) 建築物環境衛生管理技術者試験に係る試験事務については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第93号)第4条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた(公財)日本建築衛生管理教育センターが実施しています。 建築物環境衛生管理技術者試験では、筆記試験終了後に、筆記試験の結果等を踏まえた合否判定基準を決定し、合格者の受験番号及び合否判定基準を同センターのHPにおいて公表しており、筆記試験の正解数についても併せて公表しています。</p> <p>(薬剤師国家試験) 薬剤師国家試験においては、試験実施後、問題内容の妥当性について確認する会議を行うております。 仮に、当該会議での検討前に、問題作成時の正答数をそのまま公表することした場合、不適切問題があった際に、受験者の混乱を招く上、それに伴う対応コストが発生します。 上記理由により、薬剤師国家試験においては合格発表日と同日に正答数を公表することとしております。</p> <p>(社会保険労務士試験) 試験の正答については、全国社会保険労務士連合会試験センターの社会保険労務士試験専用サイトに、合格発表日に公表を行っております。</p> <p>(安衛法関係免許試験) 試験の正答については、安全衛生技術試験協会の専用サイトに、試験実施後、公表可能な試験問題の回答を速やかに公表を行っております。</p> <p>(社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験) 社会福祉士国家試験及び介護福祉士国家試験については、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号、「士土法」と略します。)第10条に基づき、指定試験機関として指定された(公益財団法人)社会福祉振興・試験センター(「試験センター」と略します。)において、両国家試験の実施に関する事務(以下「士士・介士試験事務」と略します。)の全てを実施しています。 筆記試験とマークシート形式の試験として実施しており、試験実施後、改めて正答の精査を行った上、合格発表時に併せて正答を公表しています。</p> <p>(精神保健福祉士国家試験) 精神保健福祉士国家試験については、精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)第10条に基づき、指定試験機関として指定された試験センターにおいて、精神保健福祉士国家試験の実施に関する事務(「精士試験事務」と略します。)の全てを実施しています。 本試験は、マークシート形式の試験として実施しており、試験実施後、改めて正答の精査を行った上、合格発表時に併せて正答を公表しています。</p>	<p>【厚生労働省】 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、言語聴覚士、救急救命士に係る国家試験、製菓衛生師試験、調理師試験、管理栄養士国家試験 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>【厚生労働省】 理容師試験、美容師試験及び建築物環境衛生管理技術者試験では、試験実施後、試験問題の選択肢の回答状況を踏まえ、当該試験問題の適正性を確認・判定することとしています。 仮に、適正性の確認・判定前に試験問題作成時の正答数をそのまま公表し、不適切問題があった場合、受験者の混乱を招くおそれがあるため、理容師試験、美容師試験及び建築物環境衛生管理技術者試験では合格発表日と同日に正答数を公表することとしています。</p> <p>(美容師試験) 美容師法第4条第2項及び第4条の2第1項</p> <p>(建築物環境衛生管理技術者試験) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第9条第3項</p> <p>(薬剤師国家試験) 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>(社会保険労務士試験) 試験日後、速やかに正答を公表することについて検討し、「可能」との結論が得られた場合には、できる限り早期に対応してまいります。</p> <p>(安衛法関係免許試験) 労働安全衛生法の免許では、試験実施後、試験問題の選択肢の回答状況を踏まえ、当該試験問題の適正性を確認・判定前に試験問題作成時の正答数をそのまま公表し、不適切問題があった場合、受験者の混乱を招くおそれがあることから、対応困難です。</p> <p>(社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験) 士士・介士試験事務及び精士試験事務については、制度の現状欄に記載のとおり全ての試験事務を指定試験機関が実施しています。 当該試験においては、試験実施後、改めて正答、誤答の精査を行い、当該年度の合格基準を決定の上、正答を公表しており、行政改革推進本部事務局の指摘を踏まえ、現在は試験実施からおよそ1カ月(約20営業日)で公表することとしております。</p>	<p>【厚生労働省】 理容師試験、美容師試験及び建築物環境衛生管理技術者試験では、試験実施後、試験問題の選択肢の回答状況を踏まえ、当該試験問題の適正性を確認・判定することとしています。 仮に、適正性の確認・判定前に試験問題作成時の正答数をそのまま公表し、不適切問題があった場合、受験者の混乱を招くおそれがあるため、理容師試験、美容師試験及び建築物環境衛生管理技術者試験では合格発表日と同日に正答数を公表することとしています。</p> <p>(薬剤師国家試験) 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>(社会保険労務士試験) 試験日後、速やかに正答を公表することについて検討し、「可能」との結論が得られた場合には、できる限り早期に対応してまいります。</p> <p>(上記以外の資格試験)対応不可</p>		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
13	令和6年6月24日	令和6年7月19日	試験後に問題文を公開する国家資格試験のうち多岐選択式で回答するもの正解肢の迅速な公開	<p>国家資格試験のうち全部または一部について、複数の肢から一つの正解を選ぶ形式である以上、試験を実施する段階で既に正解肢は確定しているはずである。</p> <p>このように外部の指摘で初めて不問に気づき追加合格などの対応をとることは、事務処理及びコストの増大につながると思われる。</p> <p>現状、合格発表日等持たずに試験日の翌日などに速やかに正解肢を公開し、合格発表日等持たずに試験日の翌日などに速やかに正解肢を公開することを提案する試験の実施主体が、外部団体の場合は、その団体に対し上記を行うことを検討させることを求める。</p> <p>提案が実現した場合の最大の効果は、不備があった場合のコスト削減である。</p>	<p>【農林水産省】 【獣医師国家試験】 獣医師国家試験については、正答肢を合格発表の翌日に公表しています。</p> <p>【愛玩動物看護師国家資格】 愛玩動物看護師国家試験については、正答肢を合格発表日に公表しています。</p> <p>【土地改良機土地士資格試験】 土地改良機土地士資格試験におけるマークシート形式の試験（知識試験）については、「土地改良機土地士資格試験事務処理要領（昭和48年8月9日付け48構改第241号農林水産省構造改善局通知）」の別記「土地改良機土地士資格試験受験案内」の5(3)において、「合格者の公表の際に、農林水産省ホームページにおいて…正解を公表します。」としており、合格者の公表の際にその正解を公表しています。</p> <p>【林業普及指導員資格試験】 林業普及指導員資格試験は、筆記試験及び後日に実施する口述試験により行っており、筆記試験のマークシート形式の問題及び解答は、合格発表を定めています。</p> <p>問題及び解答の公表は、マークシートの採点と併せて、問題ごとに選択肢の選択割合や正答率などを確認し、誤問、誤答の有無の分析を行い、採点を確定した上で筆記試験の合格通知の時期と併せて行っているところである。</p> <p>【国土交通省】 【管理業務主任者試験】 管理業務主任者試験は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第57条に基づき、管理業務主任者として必要な知識について、毎年1回以上、国土交通大臣が行うこととされており、同法第58条に基づき、国土交通大臣は、「指定試験機関」を指定し、その者に管理業務主任者試験の実施に関する事務を行わせることができるとされています。現在は、一般社団法人マンション管理業協会が、指定試験機関として試験を年1回実施しています。試験形式はマークシート方式を採用し、合格発表と併せて正答肢を公表しています。</p> <p>【浄化槽設備士試験】 浄化槽設備士試験は、学科試験（50問）と実地試験（3～4問）に分かれております。正答の発表については、試験問題の公表と併せて、試験の2日後に試験実施機関のホームページで行っておりますが、その対象は学科試験のみであり、実地試験の正答の発表は行われておりません。</p> <p>【給水装置工事主任技術者試験】 合格発表日に正答番号一貫（解答）の公表を行っています。</p> <p>【マンション管理士試験】 マークシート形式を採用し、合格発表と同時に正答肢を公開しています。</p> <p>【一般建築士試験】 マークシート方式を採用し、合格発表日に解答を公開しています。</p> <p>【自動車整備士技能検定】 適用により、合格発表日以降に解答を公表しています。</p> <p>【衛生管理者試験】 学科試験及び実地試験にて実施しており、短答式の学科試験の問題文は公開していますが解答については公開していません。</p> <p>【救命艇手試験】 学科試験及び実地試験にて実施しており、短答式の学科試験は正解肢を公表していません。</p> <p>【全国通訳案内士試験】 全国通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として毎年一回以上、観光庁長官が実施し、通訳案内士法第十一条に基づき、独立行政法人国際観光振興機構が試験事務を代行しています。</p> <p>【測量士・測量士補国家試験】 測量法及び関係法令に基づき、測量士としての専門的知識及び測量士補としての専門的技術を有するかどうかを判定するため、毎年一回、全国一実施しており、測量士試験はマークシート方式と記述方式で、測量士補試験はマークシート方式で実施しています。</p> <p>【環境省】 【臭気判定士試験】 正答番号の公表については、試験結果の発表時（試験日から1か月後）に協会のホームページに2ヶ月間掲示します。また、協会機関誌「におい・かき環境学雑誌」にも掲載します。</p> <p>【臭気判定士試験】 臭気判定士試験については、試験終了後の臭気判定士試験委員会において決定します。また、決定した合否判定基準は、受験者の合否通知に同封するとともに、協会ホームページで公表します。</p> <p>参考：令和5年度の合否判定基準 (1) 総合得点率 70%以上 (2) 各科目別最低得点率 33%以上。ただし、「臭気指数等の測定業務」については、問 31～38の8題（A:文章問題）は 33%以上、問 39～44の6題（B:計算問題）は 66%以上</p> <p>【愛玩動物看護師国家試験】 愛玩動物看護師国家試験については、正答肢を合格発表日に公表しています。</p> <p>【浄化槽管理士試験】 浄化槽管理士試験の正解肢は合格発表と同時に公表しています。正解肢は問題作成時に明示しております。</p>	<p>【農林水産省】 【農林水産省】 【獣医師国家試験】 獣医師法 【愛玩動物看護師国家資格】 愛玩動物看護師国家資格 愛玩動物看護師法 【農林水産省】 【土地改良機土地士資格試験】 【林業普及指導員資格試験】 なし 【国土交通省】 【管理業務主任者試験】 【浄化槽設備士試験】 浄化槽法第43条 【国土交通省】 【給水装置工事主任技術者試験】 水道法第25条の6及び第29条の12 【マンション管理士試験】 【一般建築士試験】 建築士法施行規則第16条 【自動車整備士技能検定】 道路運送車両法第55条 【衛生管理者試験】 船員法第92条の2第3項第1号 船舶作業員組む医師及び衛生管理者に関する令第99条 【救命艇手試験】 船員法（昭和22年法律第100号）第118条第3項第1号 【全国通訳案内士試験】 第3条第3号、第4条、第5条及び第6条 【測量士・測量士補国家試験】 測量法第50条及び第51条 測量法施行令第17条～第25条 【環境省】 【臭気判定士試験】 【愛玩動物看護師国家試験】 御提案を踏まえ、合格発表の前に正解肢を公表できるよう検討します。 【浄化槽管理士試験】 【臭気判定士試験】 【愛玩動物看護師国家試験】 御提案を踏まえ、合格発表の前に正解肢を公表できるよう検討します。</p>	<p>【農林水産省】 【獣医師国家資格】 御提案を踏まえ、合格発表の前に正解肢を公表できるよう検討します。 【愛玩動物看護師国家資格】 御提案を踏まえ、合格発表の前に正解肢を公表できるよう検討します。 【国土交通省】 【管理業務主任者試験】 【浄化槽設備士試験】 【林業普及指導員資格試験】 筆記試験終了後、翌日に行うこととします。 【国土交通省】 【管理業務主任者試験】 指定試験機関である一般社団法人マンション管理業協会に対し、ご提案内容を含め、試験事務の効率化に向けて検討するよう、要請いたします。 【浄化槽設備士試験】 左記のとおり、学科試験（50問）については、既に正答の発表を行っております。一方で、実地試験（3～4問）については、受験者により正答が異なる問題が存在し、正答が一つに限られないことから、今後も正答の公表を行う予定はありません。 【給水装置工事主任技術者試験】 指定試験機関に対し、令和7年度試験より速やかな選択肢を公表できるかを検討させていただきます。 【マンション管理士試験】 試験日翌日の正解肢の公表について、令和7年度以降の試験より対応する方向で検討を進めて参ります。 【一般建築士試験】 試験日翌日の正解肢の公表について、令和7年度以降の試験より対応する方向で検討を進めて参ります。 【自動車整備士技能検定】 今後、関係各所との調整を行い、合格発表までに正解肢を公表するよう検討致します。 【衛生管理者試験】 令和6年度の試験実施の際に対応する方向で検討を進めて参ります。 【救命艇手試験】 今後受験申請があった際には対応する方向で検討を進めて参ります。 【全国通訳案内士試験】 独立行政法人国際観光振興機構に対し、令和7年度試験より、速やかに公表できるかを検討させていただきます。 【測量士・測量士補国家試験】 令和7年の測量士・測量士補試験実施計画を作成する際に検討事項として挙げ、可否を検討します。 【環境省】 【臭気判定士試験】 具体的な検討状況としては、7月に協会代表者と試験委員会の代表委員へ事前に対応方針について意見を聴取しております。検討開始時期は令和6年7月の第2回試験委員会とし、結論を得る時期は令和6年12月の第3回試験委員会（予定）として八です。 【愛玩動物看護師国家試験】 御提案を踏まえ、合格発表の前に正解肢を公表できるよう検討します。 【浄化槽管理士試験】 二指捕を踏まえ、外部団体に対し試験結果を速やかに回答するよう、令和7年度からの対応を目的に検討を求めます。</p>					

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
14	令和6年7月19日	令和6年12月16日	240511ST46(1/3)合併による移転登記の申請書には承認会社代表者の登録印を押させる	R3行政改革139提案は、所有権や抵当権などの合併による移転登記では存続会社の登記事項証明書のみが付帯書類となっているため、消滅会社と同一商号同一本店の会社を設立して吸収合併すれば、当該存続会社が自身の登記事項証明書を発行して合併による移転登記が可能であることから、存続会社ではなく消滅会社の登記事項証明書を提出させるべきであるとしたものである。これを以て法務省は、「申請人に適重な負担を課すことと実態を反映した登記の担保とのバランスを考慮して、慎重に検討すべきものと考えます」として適重を要していない。所有権では会社法人等番号を記録し、消滅会社の会社法人等番号を調査すれば問題が解消—	一すすけれど、抵当権のリスクは変わらない。また別の問題として、申請人の本人確認がされない合併による移転登記では、第三者が存続会社代表者のふりをして合併による移転登記を申請し登記識別情報を詐取することが可能である。/(第三者に認め見られないような方法で本人が簡単に管理しているという前提が必要となることである。/(R3行政改革152回答)ってなんですか? /このようなリスクをなくすため、合併による移転登記の申請書に会社実印を押させる規定を新設し、本人確認手段とすべきである。消滅会社の登記事項証明書を提出させることが申請人に適重な負担を課すことであるならば、代表取締役の捺印欄等でフランシに押させている会社実印を、不承認の合併による移転登記の申請書に押させても申請人に適重な負担を課すことにはならない。/そもそも印鑑証明書の添付を要しない登記申請手続は三訂正のため、本人確認は全くない。/申請前時点で、地番謄本が移転した抵当権を抹消することは簡単である。/これは、不動産登記手続が個人と法人で対等にしていることによる。/個人の包括承継との相違は戸籍簿本の取得手続で本人確認がされるから放置するとしても、だれでも発行書類を提出できる合併については何らかの規制が必要である。/個人の印鑑証明書を添付させることは「申請人に適重な負担を課すこと」になり得るけれど、印鑑証明書を会社法人等番号で代替できる法人については「申請人に適重な負担を課すこと」とは言えないだろう。/むしろ、虚偽の移転登記がされた場合の抹消コストを考えると、会社は喜んでその負担を引き受けるのではないかと?	商業登記センター	法務省	法人の合併による権利の移転の登記の申請の際には、登記原因証明情報として、法人の合併を証する登記官その他の公務員が職務上作成した情報の提供が必要とされています。具体的には、新設合併の場合には新設合併設立会社の登記事項証明書又は当該記載が確認できる会社法人等番号を、吸収合併の場合には合併の記載がある吸収合併存続会社の登記事項証明書又は当該記載が確認できる会社法人等番号を、それぞれ提供することが必要とされています。	不動産登記令(平成16年政令第7案1項、別表第22の項、第30の項)	対応不可	制度の現状欄に記載したとおり、法人の合併による権利の移転の登記の申請には、登記原因証明情報の提供が必要となります。現行制度においても、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由がある場合には、登記官は、不動産登記法第24条の規定に基づき、本人確認をすることができるとする。御提案については、申請人に適重な負担を課すことと実態を反映した登記の担保とのバランス等を考慮して、慎重に検討すべきものと考えられます。	
15	令和6年7月19日	令和6年7月16日	240511ST47(2/3)虚偽の合併による移転登記を職権抹消できるようにする	合併による移転登記では、存続会社の登記事項証明書が登記原因証明情報とされている。しかしこの方法によると、登記名義人たる消滅会社が合併により消滅した後同一商号同一本店の会社を設立し、別の会社で吸収合併することで虚偽の移転登記が可能になる。そのため、存続会社ではなく消滅会社の登記事項証明書を提出させ、権限取得時に登記名義人と同一の本店商号であることを証明させるべきであると提案したところ、法務省は拒否しやがった。その一方で、改正不承認により所有権登記名義人に会社法人等番号を記録する際には、当該会社が権利取得時の本店商号が同一であることを証明せよという、なぜ会社法人等番号の記録には権利取得—	一時の証明が必要であるのに、合併による移転登記では合併時点での本店商号の同一性で足りるのか? この欠陥を悪用して虚偽の合併による移転登記がされたら、真正の権利者が合併による移転登記をするには、一旦虚偽の移転登記を抹消する判決を得たうえで所有権抹消申請をしなければならず、商業登記記録上、無効な登記であることが明らかであるとはい、それを抹消するにはコストがかかる。/合併による移転登記は職務ではなく、長年放置していてもこうした問題が起こる。/そもそもその原因は「申請人に適重な負担を課すこと」を避けるために存続会社の登記事項証明書でよいとする民事訴訟法にあるから、その修正の行政の責任はにおいてすべからず、真正の権利者からの申請による職権抹消が、それである。/しかし、不合法1条の職権抹消は抹消すべき登記の申請人が申請権を有しない場合を除外しているため、虚偽の合併による移転登記であることが明らかであったとしても、登記官には抹消権限がないことになる。/しかし、商業登記記録を録査すれば、登記名義人として記録されている者が真正の権利者でないことは明らかであり、法25条13号が委任する令20条8号の「登記記録上明らかであるとき」と言えなくもない。/自然人の住所氏名のスペースは省略されるのに、会社の商号のスペースは不動産登記でも登記されるのは、不動産と商業の「登記記録」を一体のものとしているからである。/こんな軋戻りをなくしても、問題を起こされる前に自主的に手続すべきじゃないですか?	商業登記センター	法務省	登記官は、権利に関する登記を完了した後に、当該登記が、不動産登記法第25条第1号から第3号まで又は第13号に該当することを発見したときは、登記権利者及び登記義務者並びに利害関係を有する第三者に対し、1月以内の期間を定め、当該登記の抹消について真議のある者がその期間内に真議を述べないとき又は真議を却下したときは、当該登記を抹消しなければならないこととしています。	不動産登記法(平成16年法律第123号)第71条	対応不可	登記官の職権による登記の抹消は、登記が無効であり、その無効が登記記録そのものから明白である場合に限ってされるものです。仮に御指摘の「虚偽の合併による移転の登記」がされたとしても、その無効が登記記録そのものから明白であるとはいえないため、御提案については慎重な検討が必要とされます。なお、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由がある場合には、登記官は、不動産登記法第24条の規定に基づき、本人確認をすることができるとしており、御指摘の「虚偽の合併による移転の登記」がされないための仕組みが設けられています。	
16	令和6年7月19日	令和6年8月20日	e-Gov法令検索で民事訴訟規則「刑事訴訟規則」が閲覧できるようにしてほしい	現状では、e-Gov法令検索で「民事訴訟規則」「刑事訴訟規則」は閲覧できない理由は、上記規則は最高裁判所規則であることによることが推測される。しかしながら、法律実務上は非常に重要な規則であり、e-Gov法令検索の対象にする必要は相当高いと思われる。そもそも、最高裁判所規則であることが、e-Gov法令検索登録法令の対象である理由としては、そのような理由は、最高裁判所事務総局(情報改訂課等)とe-Govを運営するデジタル庁等という所管の違いによるもので、典型的な縦割り行政によるものである。この現状は、縦割り行政によるものであり、国民にとって知る権利が阻害されて不利益である以上、それを改善し、国民の便益を図る必要性は高い。従って、最高裁判所規則であっても「民事訴訟規則」「刑事訴訟規則」について、最高裁判所事務総局とデジタル庁が連携し、e-Govで閲覧できるようにしてほしい。	e-Gov法令検索で「民事訴訟規則」「刑事訴訟規則」は閲覧できない理由は、上記規則は最高裁判所規則であることによることが推測される。しかしながら、法律実務上は非常に重要な規則であり、e-Gov法令検索の対象にする必要は相当高いと思われる。そもそも、最高裁判所規則であることが、e-Gov法令検索登録法令の対象である理由としては、そのような理由は、最高裁判所事務総局(情報改訂課等)とe-Govを運営するデジタル庁等という所管の違いによるもので、典型的な縦割り行政によるものである。この現状は、縦割り行政によるものであり、国民にとって知る権利が阻害されて不利益である以上、それを改善し、国民の便益を図る必要性は高い。従って、最高裁判所規則であっても「民事訴訟規則」「刑事訴訟規則」について、最高裁判所事務総局とデジタル庁が連携し、e-Govで閲覧できるようにしてほしい。	個人	デジタル庁 法務省	e-Gov法令検索においては、現状、「民事訴訟規則」及び「刑事訴訟規則」のデータは提供していません。	なし	検討を予定	まずは行政機関が所管する法令等のデータをe-Gov法令検索において提供するため、令和6年度は告示データの整備に向けた検討を進めているところです。その上で、最高裁判所が制定する民事訴訟規則及び刑事訴訟規則についても、e-Gov法令検索における提供の要否も含め、検討を行う予定です。	
17	令和6年7月19日	令和6年8月20日	自動車登録申請書の鉛筆書きの改善	自動車登録申請書はOCRシートと呼ばれる、氏名住所はボールペン書きであるが、肝心の自動車登録番号は鉛筆書きを求められる。これは、機械読み取りのためと説明されたが、より多種多様な手書きを対応できるように、ボールペン書きの読み取りが来ていないで、将来後れもないところである。さらに、他人に手続を依頼する際には、この鉛筆書きでは書き換えの恐れがあるため、ボールペン書きの委任状を新たに作成する手間がかかる。非効率なので、改善すべきである	自動車登録申請は印鑑証明を提出する厳格な手続である。しかし、この申請では、氏名住所はボールペン書きであるが、肝心の自動車登録番号は鉛筆書きを求められる。これは、機械読み取りのためと説明されたが、より多種多様な手書きを対応できるように、ボールペン書きの読み取りが来ていないで、将来後れもないところである。さらに、他人に手続を依頼する際には、この鉛筆書きでは書き換えの恐れがあるため、ボールペン書きの委任状を新たに作成する手間がかかる。非効率なので、改善すべきである	個人	国土交通省	自動車登録手続の申請書であるOCRシートの記入については、鉛筆で行わなければならないと定められておらず、ボールペンやフラインジャーで記入したもので申請することができます。なお、運輸支庁においては、ボールペンで記入されたOCRシートの方が一部記載があった場合は、申請者の方に最初から記入し直していただく手間が発生することから、鉛筆での記入をご案内する場合があります。	自動車登録令(昭和26年政令第26号)第14条第1項第3号、第15条第1項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、OCRシートについてはボールペンで記載いただいで構いません。なお、国土交通省のウェブサイトである「自動車検査登録総合ポータルサイト」では、電子的に情報を入力し、OCRシートを作成・印刷することができ、印刷したOCRシートを申請に利用できます。また、自動車登録のオンライン申請システム「自動車保有関係手続ワンストップサービス(OSS)」をご利用いただける、OCRシートを作成することなく電子的に情報を入力することで申請することも可能です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
18	令和6年7月19日	令和6年12月16日	240518ST49[1]/3)嘱託登記の登記完了証を送付する場合は法務局が郵送料を負担する	一転換していると推測できる。／法務局から裁判所への送付費用は、国が負担すべきである。／それが省令の規定するところだから。／法務省は「民事裁判手続のデジタル化」というパンフレットで民事裁判手続のデジタル化をアピールしているけれど、国民からのアクセスを容易にする前に、行政機関(裁判所)の手続をデジタル化するべきではないか?／裁判所がオンラインで嘱託するは登記完了証もオンラインでの交付が可能となるため、片道のみならず、往復の送付を債権者が負担する必要もなくなる。／これによって裁判コストが下がり、「民事裁判のデジタル化」と同じ意味で裁判手続へのアクセスが容易になるだろう。／法務省はR4行政改革②回答で「嘱託登記に関しオンライン申請を義務付けることは、地方公共団体等に対する過度な規制にもつながりかねず、慎重な検討が必要なものと考えます。」とするが、世界最先端なデジタルガバナンスを宣言する政府が、全国統一した業務を行っている国の機関についてまで「慎重な検討」をやる意味が分からない。／債権者とオンラインで嘱託を専断して、債権期間については上級行政に代行させればよいのでは?／法務省は登記完了証の意義について「申請に基づく登記がそのとおり完了したかどうかを申請人が認識するための通知として機能しているものあり、必要な機能である。」「R4規制改革509回答」とするから、嘱託者は法令遵守として登記完了証を受け取らなければならない。／そして、その送付費用は法務省が負担する省令で規定している。／そうであれば、この送付コストを削減する手段として、国の機関オンライン嘱託を義務付けるべきである。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	登記完了証の交付は、登記の申請人(嘱託者を含む。)の申出により、登記完了証を送付する方法によることができ、その送付に要する費用は、申請人が納付する必要がある。	不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第182条第1項、第2項、同条第3項、第5項、第9項、第12条	事実確認	制度の現状欄に記載したとおり、送付の方法により登記完了証の交付を求める場合における当該送付に要する費用は、申請人(嘱託者を含む。)が納付するものであり、法務局が負担するものではありません。なお、御指摘の行政機関によるオンラインによる嘱託については、地方公共団体等の実情に配慮しつつ、引き続き、その促進に努めてまいります。		
19	令和6年7月19日	令和6年8月20日	いじめ対策の強化のため、第三者機関を創設する	いじめ対策の強化のため、教員、学校や教育委員会から独立した第三者機関を創設する。それにより、客観的に当事者から独立した事実確認と評価、対策を実施できるようにする。	いじめによる事件が、近年も相変わらず多発している。これは報道でも明らかである。その一方、学校や担当教員は知らなかった。いじめは無かったと主張するケースが多いようである。実際はどうか不明であるが、現状の制度では学校や担当教員による認知や対応も遅れがちであり、事件が起こってしまうわけにはいかない。また、原因や事業関係の解明も一部の教員や当事者の反省により、適切に行われず、速速ないじめ事件が報道でも報見される。また各地でいじめ問題に関する訴訟も起きている。このように、第三者機関によるいじめ対策の根拠的かつ原因究明のための調査、対応が必要不可欠ではないか。この第三者機関は、教員、学校や教育委員会から完全に独立した組織でなければならない。このように権限を独立させたことで、公平かつ迅速ないじめ対策が可能になる。学校は生徒のために存在しているものであり、一部は教員、教育委員会のために存在しているわけではないはずである。いじめ防止対策推進法第22条で定められた組織が存在しない。存在しても適切に機能していないのではないかと、同法律を適切に機能させるために、独立した権限を持つ第三者機関の創設が必要である。	個人	文部科学省 こども家庭庁	いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)において、以下のとおり定められています。  (関係機関等との連携等) 第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備を努めるものとする。  (学校におけるいじめの防止等の対策のための組織) 第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。  (学校の設置者又はその設置する学校による対応) 第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)(一)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。(二)いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  (公立の学校に係る対応) 第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方自治体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため必要があるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。  また、学校外からのアプローチによるいじめ防止対策を行うため、こども家庭庁では、令和5年度より、自治体の首長等に直接専門家を活用するなどいじめの根絶から解消まで取り組む手法の開発・実証事業を行っています。	いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)	現行制度下で対応可能	いじめ防止対策推進法第28条において、学校の設置者又は学校はいじめの重大事態が生じた際には、当該事態の対処および再発防止に資するため、調査組織を設け、調査を実施することとされており、その際、調査委員を全て当該いじめ事象の関係者と直接の人間関係又は特別の関係関係を有しない者である第三者とすることも可能であり、現行制度下において提案内容のような対応が可能であると考えられます。 提案者は「学校や担当教員は知らなかった。いじめは無かったと主張する」とことや「学校や担当教員による認知や対応も遅れがちであり、事件が起こってしまう」ということを防止し、「公平かつ迅速ないじめ対策が可能となったための手段として、第三者機関の創設をご提案いただいておりますが、こども家庭庁・文部科学省としては、現行の法律や関係資料、ガイドラインに記載されている内容が未だに徹底されていない故にこの指摘の様な事態が生じていると考えており、引き続き、関係省庁とも連携しながら、調査組織など調査実施における公平性・中立性を確保することの重要性を含め、教育委員会等への丁寧な説明を行うとともに、制度の現状・中立性を確保することの重要性を含め、調査結果を踏まえ、全道の自治体に広げてまいります。	
20	令和6年7月19日	令和6年8月20日	国土交通省における押印手続きの見直し	押印が必要であることにより必然的に給でのやり取りが生じ非効率になっている。また、未来はなるべく書類が普及するから職員からの改善提案が反映されることが望ましいが、そうしたことができていないから。	団体	国土交通省	人事関係の押印手続きについては、「各府省等の内部手続における書面・押印・対面の見直しについて(依頼)」(令和2年9月14日付内閣府行政改革推進本部事務局事務連絡)を踏まえ、廃止が可能な手続については全て見直しを行い、省外の場合に応じて押印を省略できることを踏まえ、原則、押印不要となっております。  また、令和2年12月に財政会計法令に規定されている書面・押印・対面の会計手続きについては見直しがなされ、財政会計法令に規定されている各種様式における押印省略は可能となっております。【初め】初めの手続きについては、押印の要件となる小切手(振出・裏書)の押印、日本銀行等における照合用の印紙の提出・押印を廃止し、	予算決算及び会計令第118条第2項等	対応	左記のとおり、人事関係の手続きについては、原則押印不要となっております。また、既に財政会計法令に規定されている各種様式における押印省略も可能となっております。		
21	令和6年8月22日	令和6年9月17日	大学生が裁判員に選ばれた場合に配慮を求める意見を出してほしい	裁判員裁判における裁判員については、大学生としての対応は全くないケースもある。出欠や試験についての配慮を教員任せに大学としての対応は全くないケースもある。このような現状は裁判員を国民から選任する趣旨に及ぼすもので、文部科学省から、全国の大学等高等教育機関に対して、裁判員に選任された学生の裁判員裁判中の出欠や試験などについて特段の配慮を求めるような通達を出すべきである。	個人	文部科学省 法務省	裁判員制度は、特定の職業や立場に偏らず、広く国民に裁判への参加を求める制度であり、裁判員に選ばれた場合、原則として辞退はできませんが、学生については、学業を優先することを可能とするため、制度上辞退が認められています。また、一応論として、大学の授業における出欠の取扱いには、高等学校と異なり、法令上の定めはなく、各大学において自主的・自律的に対応すべき事項と認識しています。さらに、単位の取得についても大学設置基準により、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとして定められていますが、具体的な評価基準や評価方法については各大学が自主的・自律的に定めるべきものになります。	裁判員参加する刑事裁判に関する法律	検討を予定	裁判員制度は、特定の職業や立場に偏らず、広く国民に裁判への参加を求める制度であり、裁判員に選ばれた場合、原則として辞退はできませんが、学生については、学業を優先することを可能とするため、制度上辞退が認められています。また、一応論として、大学の授業における出欠の取扱いには、高等学校と異なり、法令上の定めはなく、各大学において自主的・自律的に対応すべき事項と認識しています。さらに、単位の取得についても大学設置基準により、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとして定められていますが、具体的な評価基準や評価方法については各大学が自主的・自律的に定めるべきものになります。		





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
30	令和6年8月22日	令和6年9月17日	240629ST68(2/3)登記申請書様式見本市町村役場配布、希望者選定。障害者合理的配慮対応改善	登記申請の様式は、法務省HPでの公開と、法務局での印刷物の配布が公開されている。しかし、行政手続へのアクセスという点で、前者はデジタル・デバイス、後者は交通アクセスの問題がある。インターネットが利用できる層は情報は入手でき、オンライン申請も可能であるのに対し、利用できない交通弱者は郵送申請しかない上に、郵送申請をするための情報も得られない。郵送の登記申請は、他にない手段である。法務省が繰り返し「司法書士に頼め」は、経済的弱者に向けられている時点で手摺している。政府として、地域の社会的、経済的格差を是正する取り組みをするべきである。そこで、市町村役場に登記申請書見本やそれらをリスト化し	ーたメニューを配布し、来庁者が手に取って見られるようにすべきである。市町村役場は、有料又は無料で申請書見本を印刷して配布する。相続登記未了問題は市町村にとっても影響が大きい。配布や販売に応じる自治体もあるだろう。それをできない理由としては、来庁者が見本メニューに記載された宛先（地元の法務局又は全国1か所の発送センター）に、返信用封筒を同封して、「〇〇の申請書様式を送れ」と請求できるようにすべきである。法務局で印刷物を配布しているなら、無償で印刷物を送付できるはずである。法務省HPには待付サービスの記載がないから、取得取り扱っていないのだろう。しかし、インターネット環境にあっても、印刷可能であるとは限らない。お上りがわからず見下ろす行政企業は、日本のお家である。当初は法務局でしか認めなかった登記相談にしても、コロナのおかげで電話相談が可能になったけれど、言語や聴覚障害者は利用できない。行政改革推進法は法務局とのやり取りを障害を問わず利用できるようにすべきである。法務省は「法的的な案内ページを掲載している一部の法務局について、他の法務局と同様の案内とする対応の検討を行う予定」と回答した。しかし、何も変わらない。合理的配慮の提供に関する他の法務局と同等の案内は、取寄せを必要とする障害者に対する意味が通じない。合理的配慮の提供しないことが差別であると認識されているか？なぜ配慮の情報提供に配慮できないのか？また、東京法務局の「職員による障害を理由とする差別に関する相談窓口について」にはメールアドレスがない。htmlに統一せよ。	商業登記センター 法務省	法務省	なし	【登記申請書の見本について】 検討を予定 【障害を理由とする差別に関する相談窓口について】 対応	市町村の役所への登記申請書の見本の備付けなどについては、ニーズや費用対効果等を踏まえ、必要に応じて対応の検討を行う予定です。 また、各法務局・地方法務局においては、ホームページ上で、職員による障害を理由とする差別に関する相談窓口を案内しています。なお、御指摘の東京法務局のホームページの記載については、解消されています。		
31	令和6年9月19日	令和6年10月17日	公務職場勤務の障害者も障害者基本法や障害者差別解消法の対象となることを各機関に再通知	障害特性上抑制が難しい行動を制限させるような人事処分(戒告や減給、停職及び懲戒免職)が、障害者の理解が乏しい行政機関(国、自治体など)から送られてきている。当該障害者が人権侵害に該当するような不当な扱いを受けることが無いようにしていただきたい。	法定雇用率の達成目録で採用される年度雇用の非常勤職員は人件費を配属先所属の費用費より予算支出しているため、年度途中の配属替えが予算編成の確保(科目をまたぐ予算の組み換えが必要)なため本省もしくは議会の承認が必要で不可能となっていることが多い。そのため非常勤の場合、年度雇用の配属替えが原則不可能となっている。その結果、障害者本人が希望する職種(自発的の意向は問わず)に選択肢が存在していない。 身体障害の一部や精神および知的障害は補装具を装着している等の外的特徴が無いいわゆる「見えにくい障害」あり、障害特性が顕著でない限り障害者と一見変わらない。そのため周囲の障害者認知が低く、障害者本人は常にストレスにさらされている。 また障害者の生活圏内(居住地を所轄するハローワークの管轄区域、大都市圏の県庁所在地以外の人口は厳格に居住地を定めている)で障害特性に適合している(または待遇が良い)求人を出しているのが当該公務職場のみであること。好待遇を求める背景に就労以外の収入源である障害年金が社会保障の加入状況次第で支給停止となっている可能性が高いこと(特に国庫負担率10割の退職前障害年金基礎年金給付)、障害者の就業環境が良くない(雇用・転居したくも転居先の住居確保が障害者法に基づく賃貸住宅死や近隣トラブルの可能性があると賃貸住宅の大家や不動産会社が敬遠)のために転居が事実上不可能となっていることなどといった複合的要因により現行制度では居住地によっては公務職場以外の就労先の選択肢がゼロとなっている。	個人 内閣府 人事院 障害者省 内閣府 総務省	内閣府	障害者差別解消法については、第13条に「行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の定めるところによる。」と規定しています。 国家公務員については、国家公務員法第27条において平等取扱いの原則を定めているほか、「職員の募集及び採用時並びに採用後において障害者に対して各省各庁の長が講ずべき措置に関する指針(平成30年12月27日)」により、各省各庁の長は、障害者である職員の勤務環境についても、障害者でない職員との均等な待遇の確保や障害者の特性に配慮した職務の内務にない必要な施設整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならないとされています。 地方公務員については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第36条の3の規定により、障害のある職員に対する合理的配慮の提供が義務づけられています。厚生労働省としては、地方公共団体の任命権者が取るべき合理的配慮について「障害者への合理的配慮好事例集」や「公的機関における障害者への合理的配慮事例集」を作成、改訂しており、これを各務省を通じて各自治体に配布して、周知を図っています。「公的機関における障害者への合理的配慮事例集【第七版】(地方公共団体等)及び「障害者への合理的配慮好事例集」等において(令和6年3月29日事務連絡) また、ハローワークの求人については、職業紹介を行うにあたり、変更している求人のみでは十分でない場合や当該障害者の能力に適合する求人が存在しない場合には求人開拓等の措置を講じることにより求人確保に努めています。	障害者差別解消法第13条 国家公務員法第27条 「職員の募集及び採用時並びに採用後において障害者に対して各省各庁の長が講ずべき措置に関する指針」 障害者の雇用の促進等に関する法律第36条の3	【障害者基本法・障害者差別解消法の対象】 事実確認 【障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供義務】 現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり取り組んでおり、引き続き、地方公共団体等への働きかけ、ハローワークにおける求人の確保等に努めています。	
32	令和6年9月19日	令和6年10月17日	庶民の住宅相続に関するモデルケースの作成と検討	庶民の住宅相続に関するモデルケースの作成と検討	住宅相続は多くの家庭にとって大きな課題です。私の家では、父方の母が90歳を超えても存命で、80歳の母が父の現れた家で世話をしています。私も子育てしており、住居が手狭になっています。母の世話をしながら子育てをするため、母がいた地元の家を買いたいのですが、新たに家を購入すると家なき子税制が適用されます。さらに地元の地価が高いため相続が発生すると一軒家を建てるくらいのお金が発生する見込みです。 母の死後などにこの家を売却して一部は取り返せると思いますが、祖先から受け継いだ資産としては目減りすることになります。祖先から受け継いだ資産を減らすのは大変苦しいと思います。このように私たちの世代は食料費の負担も大きく、代を継ぐことに資産を増やすのが難しいと感じています。他方で、超富裕層は住宅の相続制度を巧みに利用し、莫大な遺産を残しています。例えば、祖父母と弟が養子縁組する方法や管理会社を設立する方法などが挙げられます。 政府もこれに対策を講じているため、制度は年々複雑化しています。しかし、庶民はこの複雑な制度に対応しきれず、相続による経済的負担が増大し、子供を持つことさえ難しい状況です。さらに、倫理的に祖父母と孫の養子縁組などには抵抗があります。 庶民が適切に相続を準備し、子育てや介護といった現実的な課題に対応できるように、モデルケースの作成と具体的なガイドラインの提供を求めます。特に、東京圏の庶民の実情に即したケーススタディを通じて、現実的かつ実行可能な対策を示してください。このようにすることで、安心して次世代の発展に取り組むことができます。	個人 法務省 財務省	法務省 財務省	相続人が複数いる場合には、相続の開始により相続財産は相続人の共有に属するとされ、この遺産共有関係は、その後、遺産分割により解消されることが想定されています。そのため、遺産分割の協議は共同相続人全員より行われなければならない。 相続税は、被相続人から相続や遺贈によって取得した財産等の価額の合計額(債務などの金額を控除します)が基礎控除額を超える場合に、その超過部分に対して、課税されます。この場合、相続の申立て及び納税が必要となり、その期限は、被相続人の死亡したことを初めた日(通常の場合は、被相続人の死亡の日)の翌日から10か月以内です。なお、相続税の課税関係(特例のあらましなど)については、「相続税の申告のしかた」( <a href="https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/shikata-sozoku2024/index.htm">https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/shikata-sozoku2024/index.htm</a> )などを国税庁ホームページにおいて公開しています。 また相続財産に不動産がある場合には相続登記が必要となること、相続登記の一般的な手続については、法務局ホームページ内の「登記手続ハンドブック」( <a href="https://houmu.kyokai.moj.go.jp/homu/page/7000001_00014.htm">https://houmu.kyokai.moj.go.jp/homu/page/7000001_00014.htm</a> )において公開しています。また、法務局では、予約制により登記手続案内を行っています。	民法第898条、第906条～第907条等 相続税法 相続特別措置法 不動産登記法	遺産分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して行われます。 また、相続税は申告納税制度を採用しており、その申告の前提とする遺産分割については、上記のとおり、一切の事情を考慮して行われるものです。 そのため、様々な個別具体的な状況が考えられる住宅相続について、モデルケースを示すことは相当でないと考えられます。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
33	令和6年9月19日	令和6年10月17日	円安下で外国に赴任もしくは留学する国家公務員の手当について	円安下での外国出張に対応するために旅費法の改正が行われましたが、それにとらわれず、外国に赴任もしくは留学する国家公務員の日当も柔軟に対応できるようにするべきである。例えば、為替レートについて毎月更新しつつ、現地の平均所得を計算の上、日本円の時給との差額を支給することが効率的と考える。為替レートの更新が問題である場合は、円建て支給ではなく、現地通貨建てで支給することも一案として考えられる。	知人の公務員から、円安のためかなり生活が苦しくなるとの話を聞き、当該提案を行う。 当該提案は、国家に専任する立場で外国に赴任もしくは留学に赴く職員の生活水準を一定程度以上維持することを保証することができ、職員のモチベーション向上につながる他、物価が安い国や為替レートが有利な国に赴任する職員が現地の国民と比較し、豊かになりすぎないことで現地の国民生活と準化した生活を送ることを防ぐことに加え、物価が高い国や為替レートが不利な国に赴任する職員が低い国に赴任する職員の日当等が抑制できることから財政的負担も軽減されると考えられる。 したがって、上記のとおり、職員のモチベーション、現地の生活水準との乖離の防止、職員間格差の防止、財政的負担の軽減といった理由から提案する。	個人	人事院 外務省 財務省	長期在外研究員には、給与に加え、派遣期間中は旅費法に基づく滞在費(日当・宿泊料に相当するもの)及び渡航に係る交通費等が支給されています。  外国に赴任する国家公務員のうち、在外公館に勤務する外務公務員に支給されている在勤手当は、令和6年度より、毎年4月の手当の月額を外貨建てで決定し、年度内はその外貨建ての定額を支給することとしたため、当該職員が受け取る手当額は基本的に為替変動の影響を受けないようになりました。	国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百四十四号)  在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第10条第1項等	【滞在費及び渡航に係る交通費等】 【在勤手当】 【在勤手当】 制度の現状欄に記載のとおりです。	【滞在費及び渡航に係る交通費等】 近年の経済社会情勢や旅費法改正等も踏まえ、長期在外研究員に支給される滞在費の額を令和7年度から見直すことを検討しております。	
34	令和6年9月19日	令和6年10月17日	夏季の冷房運転について	蔵が閣内における個別の部屋ごとのエアコンの設置若しくは下記冷房運転を延長して欲しい。	農林水産省では、7月1日から9月30日までは、原則9:15から19:00まで冷房運転を行うこととなっていますが、実際上、19時に仕事が終わることはなく、冷房運転が止まった後は、耐えられないくらい暑くなり、業務の効率も落ちてしまっています。 このため、稼働管理にも影響が生じ、更に暑さで業務効率も落ちることにより、結果的に残業代も増えてしまいます。また、新しく採用された者も暑さにより、不慣れた勤務環境により、辞めていってしまっています。 現在、農水省では現在各部屋ごとの温度管理ができていない状況であるため、19時以降の対応のため、各部屋ごとにエアコンを入れて頂くか、改めれば、冷房運転を少なくとも21時からまでは延長して欲しいです。残業代の削減や辞めてしまう職員の後任への教育のコストを考えれば、トータルコストは下がるとも思います。場合によっては、個々の職員に少し負担を求めるとも良いかもしれません。個人負担でカバーできるのであれば支払いも心当たりと考えるほど不慣れた環境です。他の蔵が閣の官庁でも同じ環境ではないかと推測しますが、結果的に失っているものが多いと思いますので、ご検討お願いします。	個人	人事院 内閣官房 内閣府 宮内庁 金融庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 防衛省	【人事院】 人事院(中央合同庁舎第5号館別館)では、例年、5月下旬から9月末日までの8時45分から18時15分まで(7月1日から人事院勧告が行われる8月上旬までの期間は20時00分まで)冷房を稼働していたところ、令和6年からは、職員の良い執務環境を維持するため、8月中旬から9月末日までの20時00分まで冷房を稼働することとしました。10月以降についても、外気温の高い日には冷房を稼働することとしています。また、冷房稼働時間外の時間帯については、個別空調が設置されている会議室等を活用するようにしています。  【内閣官房・内閣府】 冷房運転は、7月～9月に本格稼働しているところ。昨今の気温上昇に伴い、本格稼働期間外においても、冷房稼働期間の前倒し等、柔軟に対応しております。 また、冷房稼働時間についても、令和6年8月初旬より、原則8時00分～22時00分冷房稼働するように運用改善しております。快適で安全な執務環境の確保について(通知)に基づき、22時以降も柔軟に対応を行っております。(内閣府本府、中央合同庁舎第8号館)  【宮内庁】 令和6年度においては、7月1日から9月12日までの期間中、原則8時30分から17時45分まで冷房運転を行っており、天候・気温の状況によっては運転時間を弾力的に運用しているほか、行事等による土日祝日の臨時運転、業務繁忙期局への運転時間の延長を行っています。また、冷房の効きが悪い部屋へは、個別エアコンを設置することで対応しています。  【金融庁】 金融庁では、原則8時00分から20時00分まで空調運転を行っており、時間外については局課からの利用申請に基づき延長運転を行っています。  【総務省】 総務省(中央合同庁舎第2号館)は、夏季(令和6年は5月から10月末日まで予定)については、原則8時30分から18時15分まで冷房運転を行っており、業務の都合により延長等の申請があれば柔軟に対応しております。 ※延長申請より、6時00分～22時00分まで冷房運転。22時00分以降は送風運転  【法務省】 中央合同庁舎第6号館は、令和6年6月3日から令和6年8月31日を冷房稼働期間として、閉庁日を除き、原則8時00分から18時45分まで冷房運転を実施しています。閉庁日及び8時00分から18時45分の時間外に冷房運転を希望する部署がある場合は、冷房稼働希望時間を記載した時間外運転後継書を提出してもらい、個別対応をしています。 また、上記稼働期間外であっても、外気温及び室内温度に鑑み、必要に応じて冷房を稼働させています。  【外務省】 弊省では、幹部室や国際会議室等の一部の部屋を除き、本省庁内の空調は、一般空調及び窓際に設置しているファンコイルユニットにより空調を行っております。 原則、一般空調については、8時00分～18時15分(一般的な勤務時間9時00分～18時15分)のみの運転ですが、ファンコイルユニットについては、閉庁日を含め各執務室において業務の必要に応じて運転可能としています。 但し、消忘れ防止のため1日に4回、自動で電源が落ちるよう設定されており、更に継続して運転する場合には、再度、電源を入れる必要があります。	【人事院】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【内閣官房・内閣府】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【宮内庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【金融庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【総務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【法務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【外務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、ファンコイルの24時間運転は令和5年より実施しております。			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
34	令和6年9月19日	令和6年10月17日	夏季の冷房運転について	農林水産省では、7月1日から9月30日までは、原則8:15から19:00まで冷房運転を行うこととなっていますが、実際上、19時に仕事が終わることはなく、冷房運転が止まった後は、耐えられないくらい暑くなり、業務の効率も落ちてしまっています。 このため、体調管理にも影響が生じ、更に暑さで業務効率が落ちることにより、結果的に残業代も増えてしまいます。また、新しく採用された者も業務とあまりに不慣れた勤務環境により、辞めていってしまいます。 現在、農水省では現在各部署ごとの温度管理がきかない状況であるため、19時以降の対応のため、各部署ごとにエアコンを入れて頂く、或いは、冷房運転を少なくとも21時くらいまでは延長して欲しいです。残業代の削減や諦めてしまう職員の後継への教育のコストを考えれば、トータルコストは下がると思いますが、場合によっては、個々の職員の負担を求めても良いかも知れません。個人負担でカバーできるのであれば支払いもむなしと考えるほど不慣れた環境です。他の部署の官庁でも同じ環境ではないかと推測しますが、結果的に失っているものが多いと思いますので、ご検討をお願いします。	個人	人事院 内閣官房 内閣府 官庁 金融庁 総務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 防衛省	【財務省】 【財務省本庁舎】 財務省本庁舎においては、原則として7月1日から9月30日までの期間は、8時30分から20時00分まで冷房の一斉運転を行っています。なお、それ以外の時間帯についても、各部署のリモコン操作にて冷房の運転が可能となっています。  【中央合同庁舎第4号館】 中央合同庁舎第4号館においては、原則として7月1日から9月30日までの期間は、8時30分から18時15分まで冷房の一斉運転を行っています。なお、それ以外の時間帯についても、入居官庁からの要望に基づき、冷房運転の延長を行っています。  【九段第3合同庁舎】 九段第3合同庁舎においては、原則として7月1日から9月30日までの期間は、8時00分から18時00分まで冷房の一斉運転を行っています。なお、それ以外の時間帯についても、各部署のリモコン操作にて冷房の運転が可能となっています。  【西ヶ原研修合同庁舎】 西ヶ原研修合同庁舎においては、原則として6月1日から9月30日までの期間は、8時00分から18時00分まで冷房の一斉運転を行っています。なお、それ以外の時間帯についても、研修生等からの要望に基づき、冷房運転の延長を行っています。  【文部科学省】 文部科学省では、原則8時00分から20時00分まで空調運転を行っており、時間外については局棟からの利用申請に基づき延長運転を行っています。  【厚生労働省】 中央合同庁舎第5号館では、7月1日～8月31日までは夏季冷房期間とし、7時30分(体み明け)は6時30分(職員が在庁)から職員が在庁する限り冷房運転を行っています(職員が不在となったブロックから適時冷房運転を停止、26時で全館で冷房を停止しますが、個別に申請があれば申請のあった時間帯で運転します)。夏季冷房期間外も室温に応じて夏季冷房期間に準じた運転を行っています。  【農林水産省】 農林水産省(本省庁舎)の空調については、セントラル空調(全館一括空調)となっています。冷房運転につきましては、7月1日から9月30日まで、毎時15分までを基本に行っていますが、時間外運転については、必要に応じて21時まで延長するとともに、期間についても延長するなど柔軟に対応しています。 また、冷房運転時間外において職員がやむを得ず残業する場合には、部署ごとの状況に応じて、個別空調を設置した省内会議室の利用が可能となっています。 なお、冷房運転をしない土日祝日は、建物が高熱し室内が高温状態になるため、週明けは7時30分から運転を開始しています。  【経済産業省】 冷房の運転時間は原則7時30分～18時30分までとしておりますが、職員が健康的に業務に取り組めるよう、外気温によって運転時間の延長/短縮等の状況に応じた柔軟な空調管理を行っております。(なお、局棟からの申請があった場合にも、同様の空調管理を行っております。)  【国土交通省】 国土交通省(中央合同庁舎第3号館)は、令和6年7月1日から9月30日までは、原則8時30分から20時00分まで冷房運転を行っています。 また、上記運転期間外についても、室温を考慮し、必要に応じて冷房運転を行っています。  【防衛省】 防衛省が庁舎における令和6年度の冷房の運転状況については、7月1日(6月中旬より試運転)から9月30日まで、原則平日6時30分から23時まで行っているほか、時間外については、個別に延長の申請があれば冷房運転を行っています。	【財務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【文部科学省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【厚生労働省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【農林水産省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【経済産業省】 弊省では、職員の健康に配慮した適切な空調管理を行っており、今後もそれを継続する予定です。 【国土交通省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【防衛省】 制度の現状欄に記載のとおりです。	快速で安全な執務環境の確保について通知		
35	令和6年9月19日	令和6年10月17日	食事療養費の差額支給を受けた期間の長期入院期間の算入の周知	入院時の食事療養費負担額は1食490円ですが、住民税非課税世帯は1食230円に、また、過去1年間の入院日数が90日を超える場合(長期該当)は、1食180円に軽減されます。また、入院時に差額認定証の提示ができます。一般での費用を支払ったとき医療保険者がやむを得ないと認めた場合は、申請によりその差額が支給されます。規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策(令和2年7月29日閣内府での回答)とまとめ目の受付番号020501001)では、「長期該当の認定にあたっては、差額支給の対象となった期間の入院日数も含まれることとされています。」との検討結果が示されていますが、多数の医療保険者では、その期間適用・標準負担額減額認定証を発行している期間のみで日数計算(住民税非課税での軽減された食事代の負担をしたもののみ対象とする)する取り扱いを行っています。これは、「健康保険の入院時食事療養費の標準負担額の減額の取扱いについて」において、長期該当の認定にあたっては、差額支給の対象となった期間の入院日数も含める内容が、明示されていないことが、原因として考えられます。住民税非課税から非課税に異変となったものや住民税非課税世帯の低所得者の確保に向け、長期該当の認定にあたっては、差額支給の対象となった期間の入院日数も含めることを事務連絡等で発出することを要望します。また、前記通知を次回発出される場合は、その内容も含めて発出されるようお願いいたします。	個人	厚生労働省	健康保険の食事療養標準負担額については、「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成8年厚生省告示第203号)等」により、健康保険法施行規則第105条第1項に規定する限度額適用・標準負担額減額の認定の申請を行った者について、標準負担額の減額を行っており、さらに、当該申請を行った月以前の12月以内の入院日数(減額対象者としての入院日数に限る。)が90日を超える者については、更なる負担軽減を図るため、標準負担額を1食あたり180円としています。 また、健康保険法施行規則第105条第1項において、保険者は、被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定を受けていること、当該認定を受けたことがやむを得ないものとの認めるときは、その食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があったとすればよいべきであった旨(標準負担額を減額した額に相当する額を入院時食事療養費又は保険外併用療養費として被保険者に支給することができる旨)が規定されています。	健康保険法(大正11年法律第70号)第85条、 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第58条第1号、同条第2号、第105条、 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成8年厚生省告示第203号)	「入院時に一般での費用を支払ったとき医療保険者がやむを得ないと認めた場合は、申請により差額が支給され、「長期該当の認定にあたっては、差額支給の対象となった期間の入院日数も含めることとされています。」が、多数の医療保険者では、その取扱いが先行していません。」との意見をいただいております。この際、事実確認のため関係団体にヒアリングを行いました。下線部の事実は確認できませんでした。当該取扱いを行っていない保険者をご存じの場合は、以下連絡先にご連絡いただけますよう、よろしくお願いたします。 厚生労働省健康保険課企画法令一係 電話:03-5253-1111(内線3247)		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
36	令和6年9月19日	令和7年1月20日	240713ST74[2]/③建築物登記用図面作成サービスを認め、表題登記未了建築物を減らす	不動産登記法は報告的な表示登記の申請義務を定め、その懈怠に対して過料を課すとしている。しかし過料が課された例はなく、それを知っている者は申請義務を無視するだろうし、実際に無視されたら罰則が課せられることなどからも明らかとあり、当該不動産の客観的現況を一番よく知り得る当事者の申請によることを原則としており、その制度に合理性があるとする法務省は、所有者が容易に申請できる環境づくりをすべきである。/法務省はR4行政改革140回で、建築物登記の様式を公開していない理由として、当該登記の申請手続に係る問合せの状況などを踏まえた上で、要否を検討していきます。一	一として、/おそらくその理由は、素人には図面は作れないという専門性によるものだろう。/通達で技術的な仕様で定められている図面は様式を公開しても素人には作れない。結局、専門家に依頼することになるからである。/しかし、地方で、住宅に関しては建築士がコンピュータで設計した図面データがあり、建築確認ではその図面が提出される。/事務洋裁、建物図面と各階平面図は建築確認で提出された図面を部分修正して作成されるから、当該データに不動産登記法のルールを当てはめてプログラム処理すれば、建物表題登記で提出する図面を自動作成できるはずである。したがって、図面データを複製するプログラムがあれば、一般人でも建物表題登記を申請することが可能になる。/もちろん、法務省にプログラムを用意しろという話ではない。/やるはずがない。/法務省は、商業登記でオンラインで申請書作成サービスを利用していること。「個別の案件において利用者の数に応じて適切な数だけサービスをするようなのでない限りにおいて」、司法書士法に違反しない回答している。/この論理を敷衍すると、図面データをプログラムに読み込ませて建物図面を作成することも、土地家屋調査士法の独占業務規定に違反しないはずだ。/もし、申請人が建築士に図面データを作成し、複製された図面データを利用してデータをプログラムに突っ込んでも、申請人の意思で図面が作成されたことになり、この方法であれば、建築士が設計の付随サービスとして登記申請用の図面を提供することができ、一般人は建物表題登記申請の添付書類とすることができると、建物表題登記申請の促進が可能になるだろう。	商業登記センター	法務省	不動産の表示に関する登記である建物の表題登記を申請する際の添付情報の一つとして、建物図面及び各階平面図の提供が必要となります。土地家屋調査士でない者は、表として、不動産の表示に関する登記の申請手続について法務局又は地方方法務局に提出し、又は提供する書類又は磁気記録の作成を行うことはできず、これに違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。	不動産登記法第47条 不動産登記令別表12の項 土地家屋調査士法第3条第1項第3号、第68条、第73条	対応不可	御提案の内容は必ずしも明らかではありませんが、土地家屋調査士ではない者が素として、不動産の表示に関する登記の申請手続について法務局に提出する書類等の作成を行うことを認めるよう求めるものと解されます。一般に、そのような行為はいわゆる非調査士行為に当たるとおそれがあるため、御提案について対応することはできません。	
37	令和6年9月19日	令和6年10月17日	240720ST76[1]/①登記相談員の手待ち時間に相談回数減少させる	法務省は、登記申請の前段階として登記相談を提供している。/従来は登記所のみだった相談が、コロナ特例で増えた電話とオンライン相談はコロナ収束後も縮こらしない。/R4行政改革130で、電話とオンライン相談を全国統一し、手続・応答制度は必要に応じて予約制の柔軟な対応や相談員が休暇を取りやすい勤務体制が可能になると提案したところ、法務省は、全国の法務局で相談に対応しているから現行制度下で対応可能であると回答した。しかし、そうすると、同一人が全国の法務局で個別に予約を入れることで、同一人は1回の予約しかできないというルールを容易に突破できる。/現行制度下ではこのモラルハザードは防げず、これを解決す	一には予約体制を一元化するしかない。/そもそも問題は、何度も相談しなければ登記申請できないという不毛な複雑さにある。/1回の相談で済むなら、同一人が複数の予約をすることもいい。/その相談枠は税金で運営されている以上、可能な限り、相談が不要になるような、HP等の情報提供が必要になる。/法務省も、R2行政改革34回で、「手続案内については、より高い行政サービスを提供することができるよう、今後法務局ホームページに掲載している申請書のひな形や添付書類の記載例等の充実を図ってまいります。」と方針・応答制度は必要。/人は相談をしなければ登録できない。/登録できないから相談が必要になる。/申請書のひな形や添付書類の記載例等の充実を図ってほしいから、相談が必要になる。/法務省は本音に「充実を図っているのだから?」相談業務を通じたことが分かるからなのだから、相談員が受け持てる相談業務を公開すればいい。/それをやらないのは法務省が怠慢である。/130回答へにあるように登録制を一元化すれば、予約枠の空きや急なキャンセルなどで、相談員が手待ち無沙汰になっている時間帯が全国で個別に予約を入れることで、同一人は1回の予約しかできないというルールを容易に突破できる。/現行制度下ではこのモラルハザードは防げず、これを解決す	商業登記センター	法務省	登記申請に係る申請人の利便性の向上等の観点から、登記申請書の様式を法務局ホームページに掲載、法務局において登記申請書の作成や添付書類の収集方法等の説明を行うものを実施するなどしてまいります。	なし	現行制度下で対応可能	御提案の「相談事例集を作成」に関して、法務局ホームページに「登記申請を御自身ですることを検討されている方からよくある質問」を掲載するなどしては、引き続き、申請人の利便性の向上等努めます。なお、登記手続案内については、多くの方に利用いただけるよう、事前予約制・時間制(20分程度)としていくことで、長時間を要する案件において次の予約枠が空いている場合には時間を延長して実施するなど柔軟に運用していきます。	
38	令和6年9月19日	令和6年10月17日	非常勤採用の公務員員の派遣について	56年前に制度改正がされ、医者、弁護士などの専門性の高い人も、会計年度任用職員で扱われるようになっていっています。それ以前は特別職で扱われていたこともあり、際の大きな区どえらい先生にご相談する。ましてやこちらの小さな町に来ていただき相談にのっていただくなど考えられませんでしたが、今のハードルが下がったかと思えます。しかし、何か大きな問題を抱えたとき、できれば半年から1年ほどはほしい。しかし、何か採用活動をすることが間に合わないとき、そこから派遣したいだけないか問い合わせたところ、非常勤(採用が会計年度任用職員)なので派遣作業はできません。こうした専門的な人材は、特に希少で、また、非常勤で採用されやすいという特性があるため、非常勤職種の方でも派遣、兼職ができるようにしていただきたいです。	「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)」(平成30年10月18日付総務省自治体公務員部長通知)において、地方公務員法(昭和26年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員は「相当の期間任用される職員を就けるべき業務に従事する」ではないものとされています。また、地方自治法(昭和22年法律第97号)第252条の17は、普通地方公共団体相互間の協力援助に「職務として職員の派遣の制度を法定化することにより、派遣される職員の身分を保障し、積極的に職員の派遣を促進して、普通地方公共団体間の事務処理の効率化、合理化を図る」こととするため、一の普通地方公共団体が他の普通地方公共団体のために行う職員の派遣の手続を定めるとともに、その場合における派遣される職員の身分取扱い等に関する規定を整備したものです。	個人	総務省	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項 地方自治法(昭和22年法律第97号)第252条の17	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、会計年度任用職員が従事する業務は、「相当の期間任用される職員」を就けるべき業務に従事する職ではないとされています。一方、地方自治法第252条の17に規定する職員派遣は、例えば、災害復旧のための技術者派遣など経験や専門性を保有する職員を派遣することにより、派遣を受けた地方公共団体の事務の遂行が能率的かつ的確に行われること等を期待されていることから、派遣される職員が専ら派遣先で行う業務(「相当の期間任用される職員」を就けるべき業務)であることが想定されます。このため、会計年度任用職員は派遣は、両方に規定する職員派遣の趣旨にそぐわないものであると解されます。なお、提案理由中「非常勤(中略)なので派遣と兼任はだめ」とありますが、複数の任命権者に同時に任用されることは妨げられるものではありません。		
39	令和6年9月19日	令和7年1月18日	240420ST39[3]/改正不動産登記規則を改正する12/国内連絡/国外連絡先の抹消と汎用化	不動産156条の5は、国外に居住する所有者に国内連絡先の登記を義務付ける。/所有者が国内に住所を移転した場合は、国内連絡先の登記が職権で抹消される。ところが、国内連絡先として登記された者の住所を国外に移しても、国内連絡先の登記は職権抹消されない。/この制度は奇妙である。/「国内連絡先」が認められるなら、国内連絡先として設定段階で認められない「国外居住者は公示すべきでない。/逆に、国内連絡先が国外に届けるも登記を抹消するから、最初から国外居住者も国内連絡先として登記できるようにしなければ辻褄が合わない。/「国外の国内連絡先でもないなら、国内連絡先の登記を義務付ける意味もない」	一付、/武。所有者が申請するにせよ、国内連絡先が所有者の承諾を得て申請するにせよ、所有者は国内連絡先が国外に届けたことを記憶していないから、所有者の責任で新たな国内連絡先を登記させるべきである。/仮に国内連絡先である者が国外に転居した事実をもって登記を抹消しようとしたけれど所有者が拒絶する場合は、承諾書として手続できるようにすべきである。/代替りの者が見つからない場合は、どうも「国内連絡先」を「国内連絡先」に「参。そもそも所有者への連絡手段を確保することが目的であるなら、国外に居住する所有者に限らず、すべての登記名義人について、電子メールアドレスを提出させるべきである。/政府がメールアドレスを開示し、本人確認をした者のみが所有者の連絡メールアドレスを登録できるようにすべきである。/参から変更まとめ。/参。国内連絡先として設定段階で「国内連絡先」を公開するプライバシー問題も生じない。/四。国内連絡先という中途半端な制度を導入するなら、破産者に対する破産管財人を登記すべきである。/政府は情報のネット公開については破産者のプライバシーを理由に期間制限しているけれど、不動産登記では破産者に対しては公開し、現行制度の主登記として離れた順位番号で記録するよりも、破産した所有者に付記したほうが公示技術としても優れている。/五。同様に、長期入院や服役中、認知症などの理由で第三者に不動産の管理や処分を委任している場合は、任意に連絡先の登記できるようにすべきである。/参から変更まとめ。/参。認定された意味での「国内連絡先」として制度的に矛盾しているし、制度趣旨からすれば、より一般化した形の「連絡先」とすべきである。	商業登記センター	法務省	番号の回答をご参照ください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
40	令和6年9月19日	令和6年10月17日	人事院が実施する国家公務員試験の面接試験を廃止する。	人事院が実施する総合職や一般職などの国家公務員試験の面接試験は、合格しても官庁訪問で何回も何時間何日も面接を受けることで採用が決定する。つまり、試験に合格しても採用が保証されない。だから国家公務員試験の面接試験はまったく無意味で無駄なことを受験者に課していることにはならない。即ち、この無意味で無駄な面接試験を廃止するべきである。面接試験が廃止されても官庁訪問で人物評価は二分に代替可能である。はっきり言って人事院が行う面接試験は数分の面接で何を評価してか理屈も無い。数分程度で何が評価できるのか聞いてほしい。そんな数分程度で対面の人を評価できる超能力が人事院にあれば、こんな低倍率の不人気職業に国家公務員はならないだろう。面接試験がなくなれば受験生の負担軽減にもなり、たくさんの方が応募し、若くて優秀な人が採用され、国民サービス向上と国力強化になる。直ちに実行せよ。		個人	人事院	なし		事実確認	制度の現状欄に記載のとおりです。		
41	令和6年9月19日	令和7年1月20日	240727ST79[1/3]同一不動産で複数の登記名義人の住所を変更する場合の順位番号の記載は？	登記名義人の住所変更申請書様式は変更する登記の順位番号を特定するよう記載されているが、この根拠となる規定はなさそうである。／今別表23の申請情報欄には、担保物件の追加設定を規定する別表42.46.47等の順位番号がない。／申請人が対象不動産を指定すれば、登記簿にはどの登記を変更するか自由であるという前提なの住所を変更する場合は、順位番号を指定する必要がある。／住所変更が義務化されても懈怠に罰則が課されるだけで申請義務はなく、そもそも住所と氏名だけでは申請人の同一性を特定できない。／では、変更する受付番号や順位番号も特定されない前提で、登記官一	→はどのように変更すべき登記を特定するのか？／表示登記であれば、「実質的審査権を有する登記官が実地調査…を行い、…特定することは可能です」【R5規制改革102】けれど、権利登記では使えない。／なお、法令通りに申請していれば申請情報に不備はなく、補正対象ではないから、申請人は登記官からの確認に併しなものとする。／※ 登記官の権限によって、すべての自分の住所を変更する方法。／変更する順位番号が指定されない以上、登記官にはすべての持分を変更する義務があるとするは、同姓同名の登記名義人がいた場合、他人の持分についても変更登録をすべきである。／※また、持分相互に登記名義人の表示を統一することが義務とされる。／※ 登記官が任意の登記のみを変更する方法。／登記官には申請された不動産につき変更登録すべき義務があるのみであるとするは、順位番号が指定されない以上、そのうちのどれかを変更すれば、登記簿は職務上の義務を課したと書えなくもない。／しかし今回同様、それがまた同姓同名の他人の持分である可能性もある。／※、残りの変更登録を再び申請させるのは、行政手続としても無駄だろう。／※ 変更すべき登記が不明であるため、却下する方法。／しかし、登記簿に必要事項記載及び添付情報については、不動産登記法において明記しています。【R3行政改革150部会】という前提で、法令通りに申請したならば、却下事由が存在しないはずである。／したがって、いずれの対応でも法令に違反する。／同一不動産に変更すべき登記が複数ある場合は、その順位番号を申請情報とするよう、不動産登記令を改正すべきである。	商業登記ゲ ロン	法務省	なし	不動産登記令(平成16年政令第379号)第3条第5号、同条第13号、別表第23の項	事実確認	制度の現状欄に記載したとおり、登記名義人の住所についての変更の登記の申請に当たっては、登記の目的及び変更後の事項等申請情報として提供するとともに、変更を証する情報を添付情報として提供する必要があります。また、複数の持分転記がある場合において特定の登記名義人についての住所変更の登記をするときは、対象とされている当該登記名義人の全ての住所について変更の登記を行うこととなります。【同姓同名の登記名義人】につきましては、所有権の登記名義人の生年月日を登記することとされており、登記官がどの登記名義人に対して、住所変更の登記をすべきか分からないといった問題は生じません。そのため、御提案は、前提において、事実確認があります。		
42	令和6年10月18日	令和6年11月13日	国家公務員の昇任・昇格にかかる課題の明確化	昇任・昇格が人事評価に基づき適切に行われていることについて国民に対して説明する必要がある。このため、人事評価の結果と昇任・昇格(職・考)との関連性を示すデータを示すこと。	一般職(大卒)の自分の経験(本省勤務が基本、地方勤務2回、団体勤務1回)を踏まえると人事評価においては少なくとも過去10年8年もしくはALが買っており、また、直近の評価は「非常に優秀」であったが、補佐に昇格したのは48歳であった。一方、総合職採用の場合は、過去に大きな問題を起こした能力・人格的に問題がある者を、一概にこの職階で課長補佐に昇任している。このような実際には制度の適切な運用が行われていないのが実情である。自分としては、役職定年が見えにくく、課長補佐という立場で何十年の世代のためにやれることがないという思いで取り組んでいるが、一般職の中には業務内容が同じであるにもかかわらず、課長補佐への昇任の時期が15年以上異なる現状にモチベーションを失うものがある。人事評価については、令和3年10月より、人材育成機能の強化等の観点からの改善を行っており、引き続き、制度の適切な運用を進めてまいります等の回答は全く現状と合致していません。そのことは国家公務員が一般知っている。先行だけの虚偽の回答は職(懲戒)を著しく後退させる。まずは正確な現状を国民に説明することから始めるべきである。		個人	内閣官房 人事院	なし	国家公務員法第27条の2、33条、54条、一般職給与法第8条第3項、人事院規則9-20条、採用昇任等基本方針	対応	国家公務員の昇任、昇格については、左記の制度の趣旨に鑑み、各任命権者において、人事評価に基づき運用が徹底されているものと承知しております。引き続き、人事評価に基づき昇任、昇格が徹底されるよう、各省への周知徹底を図ってまいります。	
43	令和6年10月18日	令和6年11月13日	他の国家公務員採用試験の合格有効期間延長について	2023年から実施する総合職試験と一般職大卒程度試験から、現在3年の合格有効期間を5年に延伸される発表されました。これにより、大学在学中に採用試験に合格した方が民間企業に数年間勤務して国家公務員への転職を目指す場合や、大学在学中に採用試験に合格した方が博士課程を修了して国家公務員への転職を目指す場合も、採用試験に合格した後に1年間は民間企業に勤務する必要がある。現在1年の合格有効期間を5年にして高度な人材の多様なコースに合った獲得をして国民が安全に暮らせるまらちにして頂き、特に経験者採用試験(技術系)の応募者が激減しているの検討してほしい。	2023年から実施する総合職試験と一般職大卒程度試験から、現在3年の合格有効期間を5年に延伸される発表されました。これにより、大学在学中に採用試験に合格した方が民間企業に数年間勤務して国家公務員への転職を目指す場合や、大学在学中に採用試験に合格した方が博士課程を修了して国家公務員への転職を目指す場合も、採用試験に合格した後に1年間は民間企業に勤務する必要がある。現在1年の合格有効期間を5年にして高度な人材の多様なコースに合った獲得をして国民が安全に暮らせるまらちにして頂き、特に経験者採用試験(技術系)の応募者が激減しているの検討してほしい。	個人	人事院	なし		その他	引き続き、各省の意向を確認しつつ対応いたします。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
45	令和6年10月18日	令和7年11月20日	重層的支援体制整備事業交付金と外国人受入環境整備交付金の一体的な交付	重層的支援体制整備事業交付金と外国人受入環境整備交付金について、一体的な交付を可能にして、自治体が住民にも対応できるような環境づくりを促す。それにより地域共生社会づくりを促す。	今、私の住む自治体では、人口1割くらいが外国人と言われている。今後地域共生社会づくりを促すためには、外国人用の相談窓口が望ましい。外国人の増加に対応するために、重層的支援体制整備事業の中で外国人相談窓口の機能も一体化して、緩和しを超えた相談支援体制をつくらうとする。余剰の機能も活用して、「補助金の負担を減らす」、「各相談の高齢者を越える業務と範囲内である業務とを区分して、それぞれ経費を計上すべき」といった指摘を受けおそれがある。このため自治体では、このような指摘を受けないように、補助金の対象となる業務を明確に区分するために煩雑な事務を適行的に行っているのではないか。つまり、住民のニーズに応えようとする自治体ほど、逆に事務負担が増えることになり、先行的な取組を実施しにくい、創意工夫を働かせにくい実情があるように思える。そういった現状を変えるため、重層的支援体制整備事業が外国人を含むすべての住民を支援の対象とするもの位置づけられていることを踏まえ、重層的支援体制整備事業交付金と外国人受入環境整備交付金を一体的に交付してはどうか。財政支援の仕組みを改めることにより、意欲的な自治体が創意工夫のある取組を柔軟に実施することが可能となるだけでなく、各支援機関も従来の対象者を越えて支援を行うことが可能となり、課題を抱える相談者やその世帯への包括的な支援や、住民等による地域活動の取組を展開しやすい仕組みになると思う。(大部分は、厚生労働省の地域共生社会のポータルサイトから引用しました)	個人	厚生労働省 法務省	【厚生労働省】 ・令和2年の社会福祉法改正では、既存の相談支援等の機能を活かしつつ、各市町村において包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設しました。 ・こちら、相談支援については、高齢、障害、子ども、生活困難の各分野における相談支援機能を活かしつつ、既存機能(機関)で対応が困難である場合は、各機関が連携・協働して対応を行う仕組みを設けたところです。 ・また、重層的支援体制整備事業を実施する各市町村においては、高齢、障害、子ども、生活困難の各分野における既存の相談支援関連事業に係る費用等を一体的に支出できるよう、国からの交付金(重層的支援体制整備事業交付金)も一体的に交付することとしています。  【法務省】 外国人受入環境整備交付金(以下、「受入環境整備交付金」という。)、都道府県及び市町村(特別区含む)が在留外国人に対し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で行うフロントデスク型相談窓口(以下、「一元型相談窓口」という。)の設置・拡充又は運営のために必要な経費の全部又は一部を交付し、地域における外国人の受入環境整備を促進し、多文化共生社会の実現に資することを目的とした交付金です。	【厚生労働省】 社会福祉法第108条の4第2項  【法務省】 なし	対応不可	【厚生労働省】 重層的支援体制整備事業と既存の支援機関等の関係について ・重層的支援体制整備事業は、既存の支援機関等を統合していわゆるワンストップ窓口を設ける事業ではなく、既存の支援機関等の機能や専門性を活かし、既存の支援機関間の連携を強化し、市町村全体の支援体制をつくることを目的とする事業です。 ・外国人相談窓口を配置している市町村においては、重層的支援体制整備事業が行われているかどうかにかかわらず、同意窓口と高齢・障害・子ども、生活困難の各分野で設けている支援機関等との緊密な連携が図られることが適切と考えています。  (交付金を一体的に交付することについて) ・高齢、障害、子ども、生活困難の各分野においては、それぞれ別途の個別法に基づき、相談支援業務を実施しています。 ・重層的支援体制整備事業においては、これらの相談支援業務については全国的な体制整備が行われていることも踏まえ、各個別法の規定を引用しつつ、法律に基づき事業の一体的実施、交付金の一体的交付を行うこととしたのですが、この種の受入環境整備交付金は法律上の根拠がないことや、整備状況も異なっていることを踏まえる必要があると考えます。  【法務省】 受入環境整備交付金は都道府県及び市町村(特別区含む)が交付対象であるところ、重層的交付金では、都道府県は交付の対象とはなっており、交付対象に相違があります。 また、重層的交付金は社会福祉法に基づき交付金ですが、受入環境整備交付金においては、社会福祉法に該当しない相談を含む一元型相談窓口の整備・運営費が交付対象となっているため、法令上、一体化することは困難です。
46	令和6年10月18日	令和6年11月13日	検疫官の任用条件の再確認、職員任命を含めた柔軟な制度運用について	検疫法28条に記載のある検疫官の任用するための資格、基準を明らかにする。次に2020年の新型コロナウイルス感染症の様な事態が起こった場合に備え、柔軟な制度運営を行うように任用条件を再確認する。	検疫法において、検疫官という単語が条文の中に散見される。同法28条に、厚生労働省は検疫官を置くという記述はあるが、任用される資格や条件について、厚生労働省のホームページ等を見ても不明確である。厚生労働省の採用に関するホームページでは、検疫官(看護師)とあるように看護師等の医療資格を所持する者が含まれているの、任用の資格、条件が明らかではない。一方、検疫所(一般職)の採用ページにおいて、「行政職の職員は、医師や看護師とともに検疫官として～」と記載があるが、検疫官の任用、必要資格等について記述がなく、医療関係の資格を持たない職員も検疫官に任用できようか。2023年4月末頃まで実施されていた新型コロナウィルス感染症の対策では、支援派遣、補給業務、労働者派遣業務などに支出しており、ホームページ上で公開されている令和2年～令和3年の厚生労働省予算支出情報集、成田空港検疫所、名古屋検疫所、福岡検疫所等の公共調達審査室に係る情報の公開、国会質問等の様々な情報から、厚生労働省以外の職員が業務していたことが推測できる。厚生労働省の職員のみを検疫官に任用させる必要性について、お問い合わせ、検疫法28条の四にあるように関係行政機関へ協力要請し、適正に支援業務という名称で多数の民間委託を実施していたようであるが、合理性のない官職役職制度に固執することが、縦割り行政を生み出す一因ではないか。先日、WHOにより緊急事態宣言がされたエムボクスが、どのような経過を辿るか不明である。しかし、目線から様々な制度の見直し、体制作りが不可欠ではないか。	個人	厚生労働省	・検疫法28条に基づく検疫官の補職は、検疫官に関する補職要件に基づいて実施しており、医師や看護師等の医療職に加え、行政職等の職員への補職も行っているところである。 ・検疫官は私権制限を伴う業務にも従事することから、検疫官の補職は検疫法上の検疫業務に従事する者に限定しています。 ・医師等の有資格者に対して、臨時的に厚生労働省の非常勤職員を任命した上で検疫官を補職することは可能です。	検疫法第28条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。
47	令和6年10月18日	令和6年11月13日	国家公務員の勤務形態の把握の強化及び勤務間のインターバルについてWeb調査の見直しについて	勤務間のインターバルについてWeb調査について、人事院が調査を行っているが、職員のPCへのログイン、ログオフ情報は、人材システムで把握している筈であるため、回答が困難なWeb調査でなく、人材システムでまずは実態を把握してはどうか。なお、11時間のインターバルが取れない理由は、概ね超過勤務の理由に記載のとおりであるが、超過勤務若しくはインターバルが取れない時間及び理由は、人材システム上で、詳細にカタログ分け(国会質問(労働時間(労党別)、答弁作成時間)、質問主意書、予算等)して収集してはどうか。	Web調査は予算がかかるほか、回答にも労力がかかるため、既存システム(人材システム)上で、超過勤務・インターバルを取っていない場合の理由を選択できるようにした方が継続的に国家公務員の勤務形態を把握できる。なお、システム上では、PCの接続時間から11時間のインターバルを取っていない場合に職員は入力してもらった仕様は複雑であるが、答に実行可能と判断するので検討された。	個人	人事院	勤務間のインターバル等Web調査は、常勤・フルタイムの一般職国家公務員を対象とし、本年5月及び9月の計2回行ったものです。	なし	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、本調査は常勤・フルタイムの一般職国家公務員を対象としておりますが、システムの種類を含め各職場における勤務時間管理の方法は様々です。対象職員全員がシステムで勤務管理をされている訳ではなく、職場によっては、職員は個人PCを貸与していない場合等もあります。システムを導入している職場であっても、就業時刻と始業時刻の時間数・インターバルの時間数等を算定する機能は多くシステム改修を要するため、システム上で集計は困難な意見も多く頂いたところです。これらの点を踏まえますと、今回のようなWeb調査の形式とする必要があったと考えます。
48	令和6年10月18日	令和6年11月13日	猟銃等の所持許可のための調査及び審査の実施要領について(通達)の公表	猟銃等の所持許可のための調査及び審査の実施要領について(通達)令和6年6月18日 警察庁丁保発第81号の実施要領がホームページ上で公開されていないので公開すべき	国民生活に影響を及ぼす通達は、基本的に全文公表すべきものである。	個人	警察庁	「警察庁訓令・通達公表基準の改正について(通達)」(令和4年4月1日付警察庁内総発第16号)別添3(2)において、警察庁訓令及び警察庁の施策を示す通達のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)第5条各号に掲げる不開示情報を含むものについては、その名称及び概要を公表することが規定されております。また、同条第4号には、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関が認めることにつき相当の理由がある情報」が掲げられております。	警察庁訓令・通達公表基準の改正について(通達)(令和4年4月1日付警察庁内総発第16号)別添3(1)(2) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第4号	対応不可	警察庁訓令・通達については、情報公開法等を踏まえ公表の基準を定めており、全文を公表するもの、その名称及び概要を公表するもの又は名称、概要とも公表しないものがございます。御提案にある、「猟銃等の所持許可のための調査及び審査の実施要領について(通達)」(令和6年6月18日付警察庁丁保発第81号)には、情報公開法第5条第4号に該当する不開示情報が含まれておりますので、名称及び概要を公表しております。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
49	令和6年10月18日	令和6年12月16日	240831ST941/3【住所変更登記で委任状に原住新住所が記載がなくとも修正対象としない】	民法103条は、権限を定めない代理人について、その代理権の範囲を定めていない。／解除事由として、委任状で代理の目的となる物が確定すればよく、緊急時にかええない等の制限はないらしい。／そうすると、本案に基づき不動産の保存行為として登記申請する場合に、代理権限書の記載として、物の特定のみでよいことになる。／たとえば、所有権登記名義人の住所変更登記は当該登記名義人が所有者であること公示するためのもので、前住所のままで足りずし、等の被害を受ける可能性のあるから、住所変更登記の申請は「保存行為である。住所変更登記が義務化されれば、罰則を避けるという意味で、なおさらだろう。／そこで、一	→所有者が代理人と対象不動産とを明示した委任状を作成して代理人に交付し、代理人がその委任状を提示して、住所変更登記を申請すれば、登記手続が可能になる。／ところが不動産登記の解説書は、提出する代理権限証書には具体的な登記申請の内容が必要であるとする。／総則110番でも、「委任状には代理権の範囲が分かるように委任内容を記載する必要があります」という【R5行政改革130回答】。／しかし、不登法に民法103条を適用除外とする規定はなく、不登法7条1項2号は代理権限を証する情報とみ規定しているから、民法103条に基づく代理申請であれば、権限の定めが必要ではないから。／そして、権限を定めなければ全然委任事項の記載がなくても登記できるのに、「住所変更登記申請を委任する」という権限の定めがあれば、具体的な原因日付や新住所の記載まで要求されるのは矛盾している。／民法103条の趣旨は、権限を定めない代理人の権限を解釈して確定することである。／したがって、住所変更登記申請を委任したけれども具体的な原因日付や新住所の定めがない場合は、後者について「権限の定めがない代理として、民法103条を適用又は権利適用するべきに違いない」という見解が示されている。／本案の委任は代理権限を証する情報と併せて登記所に提供しなければならぬとされている。／民法103条が使えるのか明らかでないが、少なくとも不動産登記の委任状では「住民票の通り」という文言も不要でしょ。	商業登記センター	法務省	登記の申請を、代理人によってするときは、当該代理人の権限を証する情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければならぬとされている。	不動産登記令第7条	対応不可	代理人によって権利に関する登記の申請をする場合に提供すべき代理人の権限を証する情報は、申請人の意図しない内容が記載されないようにするために、委任者(申請者)、受任者(申請代理人)、対象となる不動産のほか、登記事項が記載されている必要があることから御提案については慎重な検討が必要です。	
50	令和6年10月18日	令和6年12月16日	240831ST9512/3【登記手続において権限の定めがない委任状でも代理権限証書として認める】	新版民法103条(4)85は、民法103条1号の保存行為の例として、未登記不動産につき登記することをその代表例として挙げる。／したがって、未登記不動産の所有者が不動産を特定して委任すれば、委任事項の定めがなくても表題登記申請も可能である。／また、所有権目録が金銭を債権を受け当該建物に相当する意思表示をすれば抵当権設定登記に同じような効果を生じるから、その設定登記をすることも保存行為と言える。／抵当権設定登記には所有権保存登記が必要になるため、権限を定めない代理人は所有権保存登記も代理申請できない。／被担保債権が完済され抵当権を一	→抹消する行為も、103条の対象になるはずである。／さらに、建物が滅失すれば所有者には申請義務があるから、その履行という意味で保存行為に当たるとも考えられる。／また、たいていの登記申請は「権限の定めがない委任状」で済ませられる。／委任状の作成年月日が古すぎても、民法103条のように権限を定めなければ、事実上の包括責任となるため、委任状作成日からの経過年は問題にならない。／あとは代理権消滅後の表見代理の問題として、本人が責任を負えばよい。／そして、事実上の包括責任である、権限の定めがない委任状でも可能だろうか？／登記識別情報の受領は強制的で、法務省が言うほど大規模な保存行為ではない。／また、本件提案は商業登記に同じような効果を生じるから、その設定登記をすることも保存行為と言える。／抵当権設定登記には所有権保存登記が必要になるため、権限を定めない代理人は所有権保存登記も代理申請できない。／被担保債権が完済され抵当権を一	商業登記センター	法務省	登記の申請を、代理人によってするときは、当該代理人の権限を証する情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければならぬとされている。	不動産登記令第7条	対応不可	代理人によって権利に関する登記の申請をする場合に提供すべき代理人の権限を証する情報は、申請人の意図しない内容が記載されないようにするために、委任者(申請者)、受任者(申請代理人)、対象となる不動産のほか、登記事項が記載されている必要があることから御提案については慎重な検討が必要です。	
51	令和6年11月15日	令和6年12月16日	道路運送車両の保安基準XMLスキーマでの提供	道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示をPDF形式で公開している。これを法令検索XMLスキーマで公開することで、法令検索を向上し、AI活用への障害を排除する。	PDF形式で公開しているが、検索性が非常に悪い。例えば、最高速度時速20km/h未満の一般動機付自転車は、方向指示器(ワンコー)を備えないことなどが、そのほか方向指示器のページには一切記述が無く、番号灯のページを見なければ分からない。／前掲行は規定規則119号発令の趣旨が当該問題と関係が薄く、その旨が書かれた。改正前の基準は公開されていない。また、各ページのヘッダー、フッターが文章のコピーを阻害している	個人	国土交通省 デジタル庁	「道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)」についてはe-Gov法令検索上で閲覧可能ですが、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)」についてはe-Gov法令検索に掲載していないため、国土交通省のホームページにて掲載しております。	なし	検討を予定	政府においては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)にて、「告示」について、官報電子化の取組も踏まえ、デジタル庁、法務省等関係府省庁が連携し、整備を行う対象範囲、公開するデータ形式等について整理し、体制等を確保した上で、2025年度中目録で告示のペーパーレス化の開始を目指す。』としております。『道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)』をはじめ、提供する告示の範囲やデータ形式については、予算制約や費用対効果等を踏まえて検討し、データ利活用を考慮した形での整備を課題としてまいります。国土交通省においても、こうした政府全体の取組も踏まえ、対応を検討してまいります。	
52	令和6年11月15日	令和6年12月16日	240615ST63/3【政府が、全国の自治体が参加できる電子図書館システムを提供する】	デジタル庁は「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」を進めている。／この標準化の対象となる業務は20に限定され、図書館業務は含まれていない。／しかし、図書館を設置している市町村では住民の利用が大きい。／また、デジタル・ガバメント好みな電子図書館に至っては設置の有無は関係なく、自治体ごとに異なる。／自治体は、電子図書館の導入・運用は手続的な全工程を、各自治体が独自に行わなければならないという想定だろう。／しかし、電子図書館であればサーバー上の仮設施設であるため、電子図書館プラットフォームへの参加決定が一	→一けで設置が可能になる。／そのコストも運営資金で負担する必要があるが、各自治体それぞれがその自治体の利用に際して費用を負担すれば、現在のような独自運営よりも大幅にコストが下がるはず。／現在図書館で行われている近隣自治体での相互貸借や相互利用者登録なども電子図書館では自動処理が可能であるし、郵送府県立図書館と市町村立図書館との一元化も可能になる。／たとえば市町村立図書館で住民が利用者登録すれば、当該都道府県立図書館で利用者登録も必要なくなるため、利用者登録を一度で済ませたり、地理的に利用困難な地域の住民が都道府県立図書館を利用できるようになるなど、利便性の向上が大きい。／現在図書館の利用についても、予約や利用者登録手続はすでにオンライン化されている。／この部分を改善すれば、電子図書館運営の合計コストは大幅に削減できる。／自治体の利便性向上と運営コストの削減も可能になるだろう。／こうしたコスト削減や利便性向上を考えれば、政府が電子図書館のプラットフォームを用意し、自治体に参加を呼びかけるべきではないか？システム開発やコンテンツコストが多額にならなくても、各自治体が発注している電子図書館運営費の合計よりは格段に安くなるはずで、共同運営のメリットは大きい。／また、岡崎県立図書館事件で「適切にクローラーを利用した図書館利用者が逮捕される事件があったけれど(事件被害者はIPを立ち上げて解除しており、「個人の権利を侵害する」と意見や訴訟中)ではない、これは単独でもあっては適切にシステム管理がされておらず、IT人材に乏しいことを示している。／そもそも蔵書検索システムに問題がなければ、クローリングする必要もなかったはず。	商業登記センター	文部科学省	電子書籍サービスの全国導入率は文部科学省の委託調査によると約30%である一方、東洋や徳島市町村の連携による共同システムの導入例も一部で見られる状況です。現在は、電子書籍サービス自体が民間事業者による創意工夫によって日々進化している途上でもあり、単独の市町村のみならず、県域等を単位として実情に応じた仕組みの検討や導入が進められているところです。	なし	対応不可	基幹業務システムを利用する地方公共団体が、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、環境を整備するとされており、業務全体の運用費用の適正化のため、継続的・構造的な分析等も行うこととされている他、ガバメントクラウドへの移行に当たっての課題の把握が行われているところです。文部科学省としては、共通のプラットフォームを図書館で導入・運用することによる課題について検討するためには地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に関する取組状況等も注視していく必要があると考えております。したがって、現時点で基幹業務システムのような標準的なプラットフォームを検討する段階ではなく、引き続き全国の電子書籍サービスの導入状況や事例に係る調査の実施と成果の普及等を進めてまいりたいと考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
53	令和6年11月15日	令和6年12月16日	240713ST75(3/3)市町村への建物滅失届手続を政府が一元的にオンライン化する	固定資産税が課税されている建物を取り壊した場合、当該建物が登録登記をされているは、法務局に建物滅失登記申請をすることにより、市町村への建物滅失届を省略できる。しかし、法務局への申請を省略しても過料が課されるわけではなく、申請には必ず法務局へ申請するメリットがない。そのため市町村は、登記があっても登録申請しない場合は滅失届をすよう呼びかけている。また、未登記建物については市町村で手続をすししない。他方、政府はデジタル・ガバナメント実行計画の「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」として建築確認を挙げ、「自治体DX推進計画」では「自治体の情報システムの標準化・共通化」	一を挙げているから、建築確認システムはいずれ共通化されるだろう。しかし、共通基盤としての建築確認システム上に保存されたデータはその後の手続にも活用したほうが行政手続全体の最適化が可能になる。建物に関する行政手続は多岐に及び、各手続でバラバラシステムを運用してはこれまでの無駄を繰り返すからである。したがって、建築確認システムの建物データを、建築後の各行政手続においても継続的に活用していくべきである。その一つが市町村への建物滅失届届のオンライン化で、所有者は課税台帳等なり国土交代後の不動産等を取り、市町村はシステム上の建物データに基づき標準化された事実を確認すればよい。R3規制改革666提案では建築確認から登記手続まで一括したシステムを提案したところ、表示登記の申請義務という論議すらもされたため、今回は市町村での手続に限定して提案する。R4行政改革2024回次では「建物滅失届届は各自治体でそれぞれの手続を踏まえて提出を求めているものであり、その様式は各自治体において定められているものと承知しています。」としているから、これを統一する。所有者は入力の手間を省き、市町村は建物同一性の審査を省ける。個別にオンライン化する以上の効果も期待できる。そのため市町村での手続が政府の管理するシステム上で行われれば政府も建物滅失の事実を否定できず、現在は正確性の事実確認について市町村と法務局とで行われている二重行政のムダを削減できるかもしれない。もっとも、それは付随的効果であって、この提案の主旨はシステム基盤の共通化と市町村手続のオンライン化である。	商業登記センター	総務省 法務省 デジタル庁	建物滅失届届は各自治体でそれぞれの税務例等に基づき提出を求めているものです。	なし	検討を予定	現在、地方税法令上に基づく申告・申請手続のうち、デジタル化未対応であるものについては、令和7年(2025年)末を目標にLIX等によるデジタル化を進めているところですが、一方、建物滅失届届は、地方税法令上の規定がなく、各自治体でそれぞれの税務例等に基づき提出を求めているものですが、このような事例等に基づく申告・申請手続のデジタル化については、令和7年以降に検討(様式統一の要否も含め)する予定です。	
54	令和6年11月15日	令和6年12月16日	e-Govでバプロム募集を開始したらX(旧Twitter)でポスト(旧ツイート)する。	バプロムが開始して随分と年月が経ったが、社会的に重要な問題(例えば、「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方針について(審議のまとめ) )についてバプロム募集をしても全く役所は広報や宣伝をしない。ただ役所のホームページでバプロムを開始しただけでいい。バプロム募集は、その中で募集したバプロムが終了すると自動的に消えていってしまう。そこで、全ての国の役所は、e-Govでバプロム募集を開始したらX(旧Twitter)でポスト(旧ツイート)することは義務付けられたい。そうすることで社会的に重要な問題から日常の問題まであらゆる行政課題が身近となり、国民が意見を表明しやすくなり、行政手続法が国民の意見を集約し、政策の実現性を高めることができる。Xを活用してPRするのは、世間の常識である。「大臣が視察しました」とかポストしているからバプロム募集を開始したい」とポストすることもできるだろう。速やかにこの提案を実現していただきたい。	個人	総務省	命令等制定機関は、意見公募手続を実施して、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号に規定する命令等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとされています。	行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号、第41条	現行制度下で対応可能	例示いただいた「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方針について(審議のまとめ)は、行政手続法第2条第8号に規定する「命令等」に該当せず、任意の意見募集が行われたものであるため、同法の規律の対象となりません。なお、行政手続法の規律の対象となる「命令等」を定めるに当たっては、命令等制定機関が意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとされています。したがって、任意の意見募集が行われたものであるため、同法の規律の対象となりません。なお、行政手続法の規律の対象となる「命令等」を定めるに当たっては、命令等制定機関が意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとされています。したがって、任意の意見募集が行われたものであるため、同法の規律の対象となりません。		
55	令和6年11月15日	令和6年12月16日	医療機関から患者あてに発送する郵便物を書留等追跡可能な手続を用いるよう義務付ける	医療機関から患者に送付される郵便物は紹介状や診断書および健康診断(人間ドック)の問診票および結果票といった個人情報でも特に機微な病歴にかかわる事項が含まれている。医療機関は患者が遠方の場合や、確率の高い感染症(個人票(診断書)のように特定の時期に作成依頼が集中する書類については郵送で作成した書類を交付している)など切手代は患者負担)しかし普通郵便で送付しているため、遅配や誤配等の郵便事故が発生するなどの個人情報保護の懸念は常に発生している。また郵便事業は民営化以降サービスの質は低下の一途を辿っており、書留料金は年々値上りしている。かつ郵便配達員は旧郵政省の国家公務員であったため身分保護されていたことにより高品質な配達サービスが提供されていたが、民営化によるコストカットの影響で有期雇用のアルバイト配達員や業務委託された個人事業主の配達員が増加している。また公務員時代より常態化していた郵便局内でのハラスメントや年賀はがき等の郵便物材の自衛営業が表裏に社会問題化するなど、労働環境の悪化も相まって郵便物を配達せずに配達員が負傷してしまつた事件が後を絶たない。	個人	厚生労働省	紹介状については、医療法上、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療に必要な限度において医療を受ける者の診療または調剤に関する情報を他の医療提供施設に医師から提供することが努め義務づけられています。また、医師法上、診療した医師は、診断書の交付の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、拒んではならないこととされています。健康診断の結果等の取扱いについては、個人情報保護法を遵守することとされています。そのうえで、医療機関における患者の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律に定められた安全管理措置等の規律の適用を受けています。	個人情報の保護に関する法律第61条、第66条、医療法第1条の4第3項、医師法第19条第2項、健康増進事業実施者に対する健康診断の実施等に関する指針	現行制度下で対応可能	患者の個人情報は、個人情報保護法及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等に基づき、医療関係従事者に対して安全管理措置を講ずること等の適切な管理を求められているところですが、紹介状等については、医療機関の責任のもとで、個人情報保護等の観点も踏まえ、適切な送付方法が選択されているものと考えています。なお、郵送を利用する場合、利用者に代って郵便約款等に定める条件により、普通郵便や書留などの特殊取扱いのいずれも選択可能となっております。他方、電子カルテ情報共有サービスにより、令和6年度以降、診療情報提供書を電子的に提供することが可能となるようシステム構築を進めているところです。		
56	令和6年11月15日	令和6年12月16日	240801ST9(1/1)行政評価局で受け付ける相談が国の行政に限定されるのか明確にする	総務省HPの行政相談についての説明(「総務省HP」>「国・都道府県と民間との行政相談」>「行政相談」>「行政相談とは」)には、画像が表示された文字情報として、「役所や手続、サービスに関するお困りごとの解決に向けて対応いたします。」とありますが、この画像情報のalt属性を開発ツールで調べると、「行政相談とは、国の仕事や手続、サービスに関するお困りごとの解決に向けて対応いたします。」とされており、文字情報の「役所」が「国」に置き換わっている。alt属性は、画像が表示されなかった場合に代替的に表示されるテキストで、これが本文であるとも言える。ここでは、行政評価局の相談は「国」の業務に限定される	商業登記センター	総務省	行政相談は、どこに相談したらよいか分からないのをを、行政全般に関する国民からの困りごとを様々な窓口で受け付け、個々の相談事象の解決や行政の制度・運営の改善を図る仕組みです。	総務省設置法第4条第14号	対応	制度の現状に照準のとおり、行政相談では、行政全般に関する困りごとを要付け付けたり、アクセシビリティ(障害者支援ツールを導入して、行政ツールを使用することで、行政評価局ホームページも文字の拡大や音声の読み上げを行うことができます。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
57	令和6年11月15日	令和6年12月16日	デジタル庁一括計上予算の見える化	デジタル庁が一括計上して予算要求している各府省のシステム予算の予算と総支出額をデジタル庁が全て見える化する。	各府省がバラバラにシステム予算を要求して、開発して、運用して、失敗して、税金を無駄にすることを止めるため、デジタル庁が各府省のシステム予算を一括要求する仕組みがスタートしたと聞いたときは、よくやった！と思いましたが、フタを開けると、いくら各府省のホームページを見て調べても各府省ごとのシステムにどれだけ予算を当てているか全く分かりませんでした。これは、システムの費用対効果が国民は分からず、デジタル庁が一括計上しないほうがよい気がしてなりません。デジタル庁は、各府省の予算を一括して計上している以上は、その支出額についても一括して国民に公表するのが筋だと思います。また、システム予算の費用対効果を図ることができずには、国の行政の全事業が対象となる行政事業レビューが有益と思いますが、行政事業レビューは「予算の計上府省庁」が作るのではなく、全てのシステム予算が対象となるので、デジタル庁が責任をもって一括計上した全てのシステム予算の使い方を「行政事業レビュー」で作成して開示して欲しい。このように、デジタル庁が一括計上予算について説明責任を持つことで、税金の無駄遣いなくなり、行政や国民にとって利便性の高いシステムが高コストで開発運用することが可能になると思います。	個人	デジタル庁内閣官房	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおり、全ての情報システムの決算額を公表するとともに、デジタル庁において一括計上している情報システムについては、デジタル庁が行政事業レビューシートを作成、公表しているところ、情報システム経費の「見える化」により費用対効果の最大化を推進するため、引き続き対応してまいります。		
58	令和6年11月15日	令和6年12月16日	マイナンバーカードの有効期限	マイナンバーカードの有効期限の必要性に疑問、これがあがることで、更新の手続きが手間、わざわざ役所に行かないといけないのか。マイナンバーが普及しない一因ではないのか。有効期限を廃止することで更新の手間を省ける。また、役所の負担も軽減できる。	マイナンバーカードの有効期限廃止。	個人	デジタル庁総務省	マイナンバーカードの有効期限は10年(未成年者は5年)となっています。	なし	対応不可	個人番号カード自体の有効期限については、「次期個人番号カードタスクフォース」での最終とりまとめにおいて、個人番号カードがオンラインでも確実な本人確認ができる最高位の本人確認資格であるため、その本人更新については電子証明書の更新と同様の資格が必ず変更されるため、その確認を十分に行う必要があることと鑑み、現状と対面、対面による確実な本人確認を継続することが記載されました。 一方、更新に伴う来所等の対応につきましては、郵便局での更新体制の整備を推進するなど、市町村の窓口負担の軽減策について更に検討を進めることとしております。	
59	令和6年11月15日	令和6年12月16日	防衛省における中央調達契約の予定価格の公表について	防衛省が公表している中央調達の契約情報では、FMS契約を除き予定価格が非公表されている。これは、装備庁長官の通知「公共調達物の公正化を図るための措置について(通知)の3(イ)に規定する範囲以上の契約のうち、物品等又は役務契約で市場価格方式によるものは3(ア)(イ)(ア)により公表する必要はないが、市場価格方式によるものは、3(ア)(イ)ただし書きに該当するとの理由から公表していないと思われるが、あまりにも例外規定を拡大解釈しすぎて、原則と例外が逆転し、原則が非公表になってしまっており、当該通知と違反しているのではないかと、防衛省内の他の契約機関による地方調達の上の公表情報と比較してみると、例えば装備庁の地方調達では原則的に公表されており、非公表の契約についてはその理由が記載されている。自衛隊・各機関のHPもいくつか確認したところ同様であった(例えば、陸自情報統制本部や各地方防衛局)。同じ防衛省内であるのにこのよう公表に対する姿勢が異なっているのは大問題であり、とりわけ中央調達では地方調達よりも相対的に契約金額の規模が大きい(価格の透明性が一般求められること十分念頭に置き、原則公表としない大原則の下、市場価格方式の契約については例外規定の該当性を1件1件慎重に吟味し、その上で公表できないのであれば、地方調達と同様、その理由も付すべきである。このような状態では、防衛予算が大幅に増額されている中、例えば予定価格と実際の落札価格を比較し、該合等のおそれの有無や、予算が適正に執行されているかどうかの検証が国民にとってできず、不透明な予算執行になっていると言わざるを得ない。	防衛省が公表している中央調達の契約情報	個人	防衛省	契約に係る情報の公表について、公共調達の公正化に関する財務大臣通知(附計第2017号、18.8.25)に則り防衛装備庁長官通知(装備調第107号、27.10.1)で規定しており、予定価格の公表については、物品等又は役務に区分される契約で市場価格方式より予定価格を算定している場合には公表することとしていますが、(1)3月以内に繰り返同一物品等又は役務の調達予定がある場合又は(2)調達状況を考慮し価格の変動要因がない場合その他契約担当官等が他の契約の予定価格を推定できるおそれがあると思われる又は(3)他の事務又は事業に支障を生じおそれがあることと判断した場合は、公表しないこととする(防衛装備庁長官通知3(3)ア(イ)ただし書き)と規定されており、その場合、当該理由を明示することはしておりません。	・公共調達の公正化について(附計第2017号、18.8.25) ・公共調達の公正化を図るための措置について(通知)(装備調第107号、27.10.1)	防衛装備庁長官通知において、3(3)ア(イ)ただし書きに該当するかの判断は、中央調達において契約担当官等が実施することとなり、予定価格を非公表とする場合は、その理由を掲載することとし、今後類似の調達予定されていることが公開前に周知し、調達上公平性が担保されないこととなるため、制度の現状欄に記載のとおり当該理由の公表を行うことといたします。今回のご提案も踏まえ、中央調達における契約担当官に対し、当該通知の趣旨を再周知した上で、引き続き適切な公表判断を行うよう努めてまいります。		
61	令和6年11月15日	令和7年2月18日	240907ST98(1/3)不正登記防止申出の3か月ルールを撤回するまで続ける	不正登記防止申出は、「実印が盗難された可能性がある場合等に、申請人となるべき者から、申請人になりました者が申請するおそれがある旨を法務局へ申し出る制度(144号)105回書)である。／準則33条1項2号は、不正登記防止の申出を申請人となるべき者本人からの申請となるべき者に戻すとした者が申請をしている旨又は「おそれがある旨の申出」と定義する。／委任状を偽造すれば間接したから、代理人になりすましても適用されるはず。／たとはは、登記名義人が登記申請を代理する委任契約を締結して委任状を交付した後、委任契約を解除した場合、当該元代理人が代理人として申請しないよう申出する場合である。／	実印を盗まれれば容易に委任状を偽造できるため、申請人と代理人とを区別する実益はない。／したがって、代理人としての不正登記についても申出が可能であると考え、／しかしそうすると、今度は準則35条8項の3か月ルールで申請が生じ、／申請人としての不正登記防止の申出は3か月効力がなくなり、その延長を希望する登記名義人は再び経過期間に再度申出しなければならない。／これは、代理人としての不正登記防止する場合も同じだろう。／ところで、不登法17条が代理権不消滅を規定する上、不登法体系は全面的に民法の代理制度を基礎としており、無権代理と表見代理についての規定も登記申請に適用される。／代理人になりすまして委任状を偽造し、当該委任状により代理行為が行われれば、代理権不消滅の通知を受けた相手方たる登記官はその時点で悪意になり、民法112条の「代理権不消滅後の無権代理として、本人が登記名義人に対して善意無過失を主張できない。／すなわち、申出後3か月が経過したことを理由に本人確認義務の消滅を主張できないのみならず、登記申請に使用された委任状が無権限であることにつき善意であるため、当該不正登記申請は不登法25条4号の「申請の権限を有しない者の申請」として、却下する義務が生じるのではないかと、／あるいはす却下義務は付帯しても、代理権不消滅についてのみ3か月ルールが適用される。委任状の盗難については3か月ルールが適用される不均衡は解消すべきだろう。／したがって、不正登記防止の申出制度自体から3か月ルールを廃止し、本人が申請する場合に別途、撤回の意思表示をさせる手段に改めるべきである。	商業登記センター	法務省	不正登記防止申出は、実印や印鑑証明書が盗難された可能性がある場合等に、申請人となるべき者から、申請人になりました者が申請するおそれがある旨を法務局に申し出る制度であり、その申出を基に、申請人となるべき者以外の者が申請している状況に反する相当な理由があるとも認めるときは却下すべき場合を除き、申請人又はその代表者若しくは代理人に対し、出頭を求め、質問し、又は文書の提示その他の必要な情報の提供を求めた方法により、申請人の権限の有無を調査しなければならないこととされています。	不動産登記法第24条、第25条、不動産登記事務取扱手続準則第33条第1項第2号、第35条第1項、第3項	登記申請の際に添付することとなる印鑑証明書の有効期間が3か月とされていることも踏まえ、不正登記防止申出制度の期間を申出の日から3か月以内とした上で、その必要に応じて申出を繰り返すことができることとしており、こうした取扱いには相応の合理性があるものと考えられます。そのため、御提案に対応することはできません。		



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
65	令和6年11月15日	令和6年12月16日	旅費システムSEABIS改修	SEABISによる旅費の申請・決裁をより簡便がからないよう改修する。	SEABISの作業は膨大で、手続きが煩雑。数万円の手続きに、数時間がかかっていて、税金から人件費が大量にかかっている。作成にかかる作業時間を削減することで、公務員全体に占める時間・費用を削減され、税金が削減できる。	個人	デジタル庁	国家公務員の旅費業務については、財政制度等審議会財政制度分科会(令和6年4月28日開催)やデジタル臨時行政調査会(同年5月30日開催)において、国家公務員等の旅費に関する法律を含め、旅費制度について、国内外の社会情勢の変化に対応できていない面があり、これにより執行ルールの複雑化が増していること等から、広く見直しを行う必要があることが示されています。 また、旅費業務プロセスの改善方針(令和5年9月8日旅費業務効率化推進会議決定)により本システムの見直しを進めることとされており、上記経緯を踏まえ、当該改善方針に沿って旅費業務を効率化すべく、令和7年4月1日の改正旅費法の施行、旅費業務マニュアルの改訂、旅費等内部管理業務共通システム(SEABIS)の改修を各所管省庁で実施しています。	国家公務員等の旅費に関する法律等	検討し着手	1. 令和7年4月の改正旅費法施行・旅費業務マニュアル改定に合わせ、現行システムへの改修を行う 2. SEABISの操作画面上に操作ガイドや利用マニュアルへのリンクを設ける等、UI/UX向上を図る 3. 今後のデジタル環境の変化も見据え、本システムのUI/UXを一層大幅に改善することや、民間SaaS型SaaSパッケージ導入を可能な限りカウマイズ等に導入することも視野に入れたシステムの将来検討(次期システム(V4)検討)を行う		
66	令和6年11月15日	令和6年12月16日	新デザインの次期マイナンバーカードの券面から個人番号を削ること	本人確認の際に、券面を目標確認するのではなく、マイナンバーカードのIDチップを電子的に検証することが決定していますが、健康保険証や運転免許証などとしてマイナンバーカードを携帯する機会が増えることで、マイナンバーカードの紛失などでマイナンバー法第19条に抵触する危険性が高まるため、新デザインの次期マイナンバーカードの券面から個人番号を削ることが必要です。	マイナンバー法第19条では「マイナンバー法に書かれている場合に当たらないところは、他人に特定個人情報を提供してはならない」と定められていますが、本人の目の届かないところで、他人に特定個人情報(マイナンバー)を提供しているという認識です。マイナンバーカードの紛失などで個人番号を漏らすことにより、本人の目の届かないところで、他人に特定個人情報(マイナンバー)を提供しているという認識です。マイナンバーカードの紛失などで個人番号を漏らすことにより、本人の目の届かないところで、他人に特定個人情報(マイナンバー)を提供しているという認識です。	個人	デジタル庁 総務省	マイナンバーカード券面(裏面)に個人番号を記載することとされています。		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項	対応不可	個人番号カード券面におけるマイナンバー記載については、「次期個人番号カードタスクフォース」での最終とりまとめにおいて、各機関にマイナンバーを提供する際、自身のマイナンバーを券面で確認して記載や入力を行う場が今後も多数想定されることや、カードをコピーする運用が今すぐには無くならず、支障が生じるおそれがあることに加え、次期カードにおいても、カード券面の裏面にマイナンバーを記載することとされています。 また、性別及びマイナンバーを基にした券面記載事項等について、利用者本人が電子的に提供でき、かつ、カードの提示を受ける場が確認し、効率的に登録できるようになる。カードのIDチップに登録された券面記載事項等をスマホ等により個人情報保護に配慮しつつ、使いやすいついで読み取ることができるアプリを画が開発し、無償で配布するなどし、さらに紛失時等にマイナンバーを見られることに対する不安に対しては、マイナンバーが他人に見られたとしても、マイナンバーだけでシステムへのアクセスや行政事務の申し込み等は一切でなく、個人情報を盗取られたり、給付金を詐取されるなど、損害を被ることはないとの周知に努めることとしております。	
68	令和6年11月15日	令和7年1月20日	確定拠出年金企業型確定拠出年金制度における管轄厚生局の指導の軌化と標準的な企業型年金規約の提供	・過去に特定の地域を管轄する厚生局に承認された確定拠出年金制度を、他の厚生局が管轄する地域の事業主と決定し否認されるケースにおいては、同地域の事業主にとって不安に感じている理由が少なくないこと、新デザインの次期マイナンバーカードの紛失などで個人番号を漏らすことにより、本人の目の届かないところで、他人に特定個人情報(マイナンバー)を提供しているという認識です。 ・企業型年金規約の標準的な規約がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で相対的時間をお互いに費やしなが、確認作業を行っており、働き方の観点より検討を求めているもの、なお、現在は各社毎に企業型年金規約を作成しているが、法改正等の趣意、各厚生局との膨大な調整・確認作業が発生している。 ・個別に認められた制度内容(掛金設定方法など)については、企業型年金規約の類型や指導内容に「イメージ」で、他の厚生局・他の事業主においても円滑に承認いただくことを検討いただきたい。 本提案は法律の変更は要しないものであり、厚生労働者から各厚生局への通知レベルで改善できるものではないかと考えている(類型規約の提供は一定のロードはかかると思うが、実現は十分可能だと判断している)。 2022年度・2023年度規制改革要望において「引き続き、企業型確定拠出年金規約の記載例や指導内容等について適切に各厚生局へ情報共有を図ってまいります。」とご回答いただいているが、その後の状況が踏まえさらなる改善を要するもの。	・過去に特定の地域を管轄する厚生局に承認された確定拠出年金制度を、他の厚生局が管轄する地域の事業主と決定し否認されるケースにおいては、同地域の事業主にとって不安に感じている理由が少なくないこと、新デザインの次期マイナンバーカードの紛失などで個人番号を漏らすことにより、本人の目の届かないところで、他人に特定個人情報(マイナンバー)を提供しているという認識です。 ・企業型年金規約の標準的な規約がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で相対的時間をお互いに費やしなが、確認作業を行っており、働き方の観点より検討を求めているもの、なお、現在は各社毎に企業型年金規約を作成しているが、法改正等の趣意、各厚生局との膨大な調整・確認作業が発生している。 ・個別に認められた制度内容(掛金設定方法など)については、企業型年金規約の類型や指導内容に「イメージ」で、他の厚生局・他の事業主においても円滑に承認いただくことを検討いただきたい。 本提案は法律の変更は要しないものであり、厚生労働者から各厚生局への通知レベルで改善できるものではないかと考えている(類型規約の提供は一定のロードはかかると思うが、実現は十分可能だと判断している)。 2022年度・2023年度規制改革要望において「引き続き、企業型確定拠出年金規約の記載例や指導内容等について適切に各厚生局へ情報共有を図ってまいります。」とご回答いただいているが、その後の状況が踏まえさらなる改善を要するもの。	一般社団法人 日本損害保険協会	厚生労働省	・企業型確定拠出年金規約は、厚生労働者が示している審査要領等に基づき、企業の所在地を管轄する厚生局が審査、承認を行っています。厚生局において判断が難しい案件については、随時厚生労働者へ支援照会がなされ、当該支援照会の回答を各厚生局へ共有しています。 法改正への対応については、例えば、令和6年10月実施の法改正事項に関しては、令和6年9月6日付付年金年・個人年金掛金通知(企業型)D0加入者のD0加入者の要件に係る対応については、規約の記載イメージを示すなど、法改正に伴う規約改正事項を各厚生局へ都度情報共有を行っています。	平成13年9月27日企業発第18号「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」、令和3年8月6日企業発第1806第1号「企業型D0加入者のD0加入者の要件に係る対応について」	現行制度下で対応可能	引き続き、企業型確定拠出年金規約の記載例や指導内容等について適切に各厚生局へ情報共有を図ってまいります。		
69	令和6年11月15日	令和7年2月18日	障害者雇用納付金等申請の事務改善について	障害者雇用納付金等の申請書の提出にあたっては、雇用する障害者の障害者手帳等の写しを、事業主が保管することとなっている。マイナンバーを記載することにより、手帳の写しの保管を不要とするものです。	障害者手帳の写しは更新が必要であるが、更新の都度写しを取得するには、更新時期の管理など事務作業が発生する。 また、更新時期の直後に該当の従業員が退職した場合に、手帳の写しの提供が困難になり、実質的には雇用しているにもかかわらず、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の事後確認時(書証不足で否認されるケース)があり、事業主の負担となっている。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の事後確認時に書証が不足している場合に、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構がマイナンバーを利用して障害者情報を確認できれば、書証不足により否認されるケースがなくなり、公平性が高くなると思われます。	個人	厚生労働省 デジタル庁	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)の規定により、事業主が雇用する労働者が対象障害者であるかどうかの確認は、障害者手帳等の書類により行うものとしており、また、その写しについても障害者雇用制度を適正に運用する観点から一定期間保存しなければならないこととされています。	障害者雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)の規定により、事業主が雇用する労働者が対象障害者であるかどうかの確認は、障害者手帳等の書類により行うものとしており、また、その写しについても障害者雇用制度を適正に運用する観点から一定期間保存しなければならないこととされています。	障害者雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)の規定により、事業主が雇用する労働者が対象障害者であるかどうかの確認は、障害者手帳等の書類により行うものとしており、また、その写しについても障害者雇用制度を適正に運用する観点から一定期間保存しなければならないこととされています。	対応不可	左記のとおり、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)の規定により、事業主が雇用する労働者が対象障害者であるかどうかの確認は、障害者手帳等の書類により行うものとしており、また、その写しについても障害者雇用制度を適正に運用する観点から一定期間保存しなければならないこととされています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
70	令和6年11月15日	令和6年12月16日	内閣官房のホームページをリニューアルする。	内閣官房のホームページをリニューアルする。	内閣官房のホームページは、他省庁と異なり、昔よく見たような古めかしいホームページのデザインをしており、発信力や信頼性が低いと思います。例えば、内閣官房のホームページを見ると、驚くほどの数の会議が掲載されていますが、すでに廃止された会議があたかも現在も設置されていると国民に誤解させるような作りになっています。例えば、10年以上前の平成24年に廃止された遠征品・海産物対策関係省庁連絡会議のページを見ると、どこにもこの会議は、廃止されています。」と書いてません。今すぐ書いたほうが良いと思います。このように、国民を誤解させる情報を掲載するなど、発信力や信頼性が低い作りになっていますので、国民を誤解させない、国民に見てもらえるようなホームページにリニューアルしたほうが良いと思います。発信力や信頼性を高めることは、国民の利便性が高まり、よいことだと思います。なお、廃止された会議でもその資料が掲載されているのは、誰でもいつでも閲覧できて便利なので、わざわざ消す必要はないと思います。よろしくお願いします。	個人	内閣官房	内閣官房ホームページにおける会議情報については、「各種本部・会議等の活動情報」ページ（URL: <a href="https://www.cas.go.jp/seisaku/index.html">https://www.cas.go.jp/seisaku/index.html</a> ）に「現在活動中の会議等」を一覧で掲載しており、当該ページの下部に「過去に掲載していた会議等」の一覧のPDF（URL: <a href="https://www.cas.go.jp/seisaku/kako_ichiran.pdf">https://www.cas.go.jp/seisaku/kako_ichiran.pdf</a> ）を掲載しているところ。	なし	検討を予定	御提案を踏まえ内閣官房ホームページの発信力と信頼性の更なる向上について、運用面の課題や費用対効果等を踏まえつつ検討させていただきます。	
71	令和6年11月15日	令和6年12月16日	雇用保険電子申請の拡大	雇用保険取得届及び喪失届において、「訂正・取消」についても電子申請を可能にしたい。	現在、雇用保険取得届及び喪失届については、電子申請が可能となっているが、「訂正・取消」については電子申請ができない状況である。ハローワーク窓口の手続きのみに依存する状況であり、業務が煩雑化していることと、訂正・取消についても電子申請ができるようシステムを見直ししたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	現在、雇用保険取得届及び喪失届については、電子申請が可能となっておりますが、「訂正・取消」については電子申請には対応できない状況です。	なし	対応	提出済みの雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険被保険者資格喪失届の内容の訂正・取消（雇用保険被保険者資格取得・喪失）等届（訂正・取消）届についても令和9年1月から電子申請を可能とする方向で検討しています。	
72	令和6年11月15日	令和6年12月16日	在留資格「技術・人文知識・国際業務」の通用見直し	店舗の店長クラスを対象にした、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の通用に関する申請・認可要件を定めた通達を各地方出入国在留管理官署向けに出していきたい。また、「コンビニエンスストアの技術・人文知識・国際業務の明確化」を制定し、出入国在留管理官署ホームページにて提示していただきたい。	卒業後の留学生等のコンビニエンスストア加盟店での受入れについて、店舗の店長クラスの業務についてはマーケティング、マーチャンダイジング、店舗運営管理の業務が求められ、就労上の「ビジネスの専攻と関連性が深いことを説明し、在留資格「技術・人文知識・国際業務」へ在留資格変更する際に求められる外国人本人の学術上の素養と、従事できる業務の関連性について、従来よりも幅広く認めていただくことを趣旨とし、認可の事例を得ることができた。この事例を一取し、全国展開するため、また、職資格でない安易な申請を防ぐためにも出入国在留管理官署にて各地方出入国在留管理官署に向けた事例共有、及び周知拡大を目的として、「コンビニエンスストアの技術・人文知識・国際業務の明確化」を制定し、出入国在留管理官署ホームページにて掲載していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省	在留資格「技術・人文知識・国際業務」について、ガイドライン「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について公表しているところ。当該ガイドラインにおいて、コンビニエンスストアにおける店舗管理業務等に従事することを希望し在留資格変更許可申請に及んだ場合における事例の掲載はしていません。	「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について（最終改定令和6年2月）	検討に着手	御提案の対応の適否について検討を行っているところ。	
73	令和6年11月15日	令和6年12月16日	指定公金事務取扱者制度における対応方針の明確化	令和5年地方自治法改正により、令和6年4月1日から開始となった指定公金事務取扱者制度において、各自治体及び公共団体、事業者間での対応方針を明確化し、今後の制度運用についての周知・啓発を実施していただきたい。	令和5年地方自治法等の改正により、令和6年4月1日から指定公金事務取扱者制度が開始となったが、現状では、収納代行サービスの観点から、指定公金事務取扱者の認定を受けるべきは収納代行事業者か、又は個別の事業者か等、対応方針が明確になっていない部分があり、今後どのようにこの制度を運用していくべきか方向性が定まっていなかった。また、直近では一部自治体より当協会の一部会員コンビニエンスストアに対して、履歴事項全部証明書の写しの提出を求められたケースもあり、自治体による対応が異なる。この課題を解決し、各自治体及び公共団体、事業者間での本制度の対応方針を明確化していくために、今後の制度運用についての周知・啓発を実施していただきたい。これにより本制度への理解が深まり、円滑かつ効果的な制度対応が可能となると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	総務省	令和6年4月1日に指定公金事務取扱者制度が創設され、普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出の事務を適切かつ確実に遂行することができる者を指定し、当該事務を委託することができることとされました。	地方自治法第249条の2	その他	地方公共団体が取り扱う公金には様々な種類があり、取り扱う公金の種類によって、どの事業者を指定公金事務取扱者として指定すべきかは変わり得ることから、一律の方針を定めることは困難です。また、指定公金事務取扱者を指定するに当たり、当該指定公金事務取扱者の状況によっては、資本金の額を確認する等の観点から、履歴事項全部証明書の写しの提出を求めなければならないこともあり得ると考えられますが、可能な範囲で地方公共団体と事業者の双方にとって効果的な対応とすることが求められているものと考えていることから、必要に応じて地方公共団体に助言を行ってまいります。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要	
78	令和6年11月15日	令和6年12月16日	中央省庁に発出された庁舎の空調管理に関する通知を地方自治体にも発出	国民が一番身近な行政である地方自治体に対しても、室温28度以下にこだわらない空調設備の運用を促す。	内閣官房内閣人事局と人事院が令和6年8月8日に各省庁に発出した「快適で安全な執務環境の確保について(通知)」では、室温設定を28度以下にこだわらない機種の運用や夜間の延長運転について柔軟な運用を求めている。 <a href="https://www.sjri.go.jp/content/000005279.pdf">https://www.sjri.go.jp/content/000005279.pdf</a>	個人	総務省	提案理由に記載の通知は、快適で安全な執務環境を確保してもらうため、内閣人事局及び人事院から各省庁に対して発出したものであり、地方公共団体に対して対応を求めたものではございません。 労働安全衛生法第3条により、事業者は快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようしなければならないとされており、快適な職場環境の実現に向けては、事業者であるそれぞれの地方公共団体において、対応いただくことになっております。	労働安全衛生法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
79	令和6年12月12日	令和7年1月20日	性犯罪被害者への配慮と捜査の専門性を高める。警察庁におけるテレビ会議システム導入による告訴手続改革	近年、性犯罪被害者への支援強化が喫緊の課題となっている。同様の警察官に対応させる配慮はされるものの、対面する警察官に直接伝えることは、被害者にとって精神的負担が大きい。そこで、警察署にテレビ会議システムを導入し、画面越しに警察官に告訴意思を伝えることができる制度を提案する。これにより、警察庁又は警察本部に所属する専門の担当者が被害者のケアに細心の注意を払いながら対応すること、被害者の精神的苦痛を減らすことが期待できる。テレビ会議システムを導入すれば、性犯罪以外の事件についても同様の手続が可能になるため、たとえばインターネット犯罪のように専門性の高い分野では、より適切な聴取が可能になる。	1.性犯罪被害者への配慮 対面する警察官に被害申告することは、性犯罪被害者にとって心理的負担が大きい。現在でも、各都道府県警察は性犯罪被害相談電話を設置し、24時間無料で通話できる制度が導入されている。しかし、電話相談してもその後、告官や被害届の手続が必要であれば、被害者は再び精神的苦痛を受けることになる。そこで、この仕組みを告訴手続まで拡張し、警察署でのテレビ会議システムを使って、対面しない方法での告訴を可能とすべきである。告訴は書面でも可能であるため、口頭での告訴が対面である必要はない。 2.捜査の専門性向上 インターネット犯罪など、専門的な知識が必要な案件においては、地方の警察署では担当者に十分な知識がない場合がある。現在の制度では本部から各警察署に指示をするにしても、各警察署の担当者が指示の内容を理解できないれば、情報が正しく伝達されない危険がある。そこで、テレビ会議システムを通じて、警察庁や警察本部の専門部署の担当者が被害者から直接話を聞くことができるようにすべきである。 3.捜査効率化 テレビ会議システムは、通常のパソコンで導入可能であるため、警察署で使用しているパソコンと同様に配備すればよい。すなわち、被害者からの告訴手続のみならず、警察内部での会議や研修等でも汎用化でき、追加のコストは大きくないと考えられる。また、法務省では、外国人の取調べで遠隔をつける場合にテレビ会議システムを導入しており、捜査におけるテレビ会議システムの活用には合理性がある。 4.感染防止 コロナ流行期の感染対策のように、非対面型の手続を整備しておくことは今後の危機管理として必要であると考えられる。		個人	警察庁 法務省	「告訴がなければ告訴を提起することができない」とされていた性犯罪については、刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号)により、告訴なしで性犯罪の被疑者に対して告訴を提起することができるようになりました。 「告訴がなければ告訴を提起することができない」とされていた性犯罪については、刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号)により、告訴なしで性犯罪の被疑者に対して告訴を提起することができるようになりました。もともと、立件に当たっては、証拠の収集、供述調書の作成等について、被害者の方に対面での対応をお願いする必要があります。	刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号) 犯罪捜査規程(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第61条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄にあるとおり、刑法上の性犯罪については、法改正により非告訴罪とされており、性犯罪の被疑者の告訴拒否にあたっては告訴は不要となります。そのため、被害者の方が犯人の処罰及び犯人検挙への公訴捜査を求める場合には、告訴の必要はなく、適宜な方法で警察に被害申告することですり足りなくなっています。もともと、被害申告がなされた場合、捜査の過程で、証拠の収集等は不可欠であり、被害者の方に対面での謝対応をお願いする場面は避けられないところ、性犯罪被害者等への対応については、引き続き、全ての警察官が、警察こそが被害者等の人権の擁護者であることを自覚し、被害者の立場に立ち、被害者の被害状況、体調等に配慮しながら事情聴取に当たるなど、捜査過程における被害者等の負担の軽減に努めてまいります。	
80	令和6年12月12日	令和7年1月20日	課長以上に昇進させる条件にマネジメント研修の受講を義務付ける。	課長以上に昇進させる条件にマネジメント研修の受講を義務付ける。	国家公務員は、人事評価が機能していないと思います。その証拠に防衛省でパワハラした管理官が懲戒処分されています。このような人間がどうして人事評価で高評価されて昇進するという高級官僚に出世できるのか理解できません。課長以上の高級官僚に昇進させる条件に、マネジメント研修を課せ、その修了テストに合格することを絶対にするべきではないでしょうか。少なくとも今は、パワハラやマネジメント能力が欠如した人間でも課長以上になれるという人事評価が機能していないので、地方自治体のように昇進のための試験を必須にしてふるいにかけるべきではないでしょうか。パワハラやマネジメント能力が欠如した人間が高級官僚になることをなくせば、公務員の皆さんの士気も上がり、公務員に対する国民の信頼も向上すると思います。よろしくお願います。		個人	内閣官房	「一般職の国家公務員の昇任等の任用に当たっては、職員の人事評価又はその他の能力の実績に基づくとされています。この点、御提案にありまうような本省の課長級相当以上の官職への昇任に当たっては、①人事評価の結果、②昇任せようとする日以前2年以内で懲戒処分等を受けていないこと等が昇任の要件となっています。 ・なお、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第61条の9第1項では、「内閣総理大臣、各省大臣…は、幹部職員の候補となり得る管理職員…としてその職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員…を育成するための課程(…幹部候補育成課程…)を設け、…適用するものとする」と規定されており、これを受けた幹部候補育成課程の適用の基盤(平成26年8月29日内閣官房告示第1号)第5の4において「各大臣等は、課程対象者に対し、政府全体を通ずるものとして管理職員に求められる改革の企画立案及び業務の管理に係る能力の向上等を目的として内閣総理大臣が実施する研修を計画的に受講させるものとする」とされています。 内閣人事局ではこれに該当する研修として、「幹部候補育成課程(中央研修(係長級・課長補佐級))を毎年度実施しており、マネジメントに関する講義の受講を必須とすることで、各府省等の課程対象者のマネジメント能力向上に努めています。 ・また、国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定、令和6年1月16日一部改正)では、「全ての管理職に、管理職に昇任する前段にマネジメント能力の向上に向けた研修を受講させることとし、…内閣人事局、人事院及び各府省等が研修を実施する。」と規定されています。これに該当する研修として、内閣人事局では、各府省等の全ての新任管理職員を対象として「マネジメント能力向上のための新任管理職向けトレーニング」を実施しています。そのほか、本省省等の新任管理職員を対象とした「新任管理者マネジメント研修」も実施し、管理職のマネジメント能力向上に努めています。	【昇任要件について】 国家公務員法第33条、58条、第61条の2、第61条の3 「適格性審査基準」(平成26年6月4日内閣官房告示第1号) 【研修について】 国家公務員法第61条の9第1項 幹部候補育成課程の適用の基準第5の4 国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
81	令和6年12月12日	令和7年2月18日	電子申請による就業規則届の受理印押印について	電子申請で就業規則届出を行った場合、監督署によっては、就業規則変更届、意見書、提出諸規定の全てに受理印を押し印しているが、三田・立川などの監督署(いずれも東京局)では就業規則(変更)届のみ受理印押印または就業規則(変更)届と意見書に受理印を押し印しているが、提出諸規定には受理印を押し印していない。 雇用関係助成金申請において、受理印のある就業規則(写)の提出を求められたり、IPO上場申請のチェックにおいて、各規程の受理印押印を確認する際、不都合が生じている。 就業規則変更届、意見書、提出諸規定の全てに受理印を押し印し、諸規定を確実に届け出たことを担保すべきである。	就業規則変更届、意見書、提出諸規定の全てに受理印を押し印し、諸規定を確実に届け出たことを担保することで、以下の手続、審査において、就業規則変更届、雇用関係助成金監督署に届け出たことの確認を都府、行う膨大な時間・時間を省ける。 雇用関係助成金申請において、受理印のある就業規則(写)の提出を求められたり、IPO上場申請のチェックにおいて、各規程の受理印押印が求められている。	個人	厚生労働省 金融庁	現状、電子申請された就業規則等の諸規程に対し、自動的に受理印が押印される仕様になっていません。 ただし、審査の段階で審査者が添付文書の一部又は一部に受理印を押し印する操作も可能となっています。	なし	対応	雇用関係助成金等の申請のため就業規則等の諸規程に受理印の押印を要する場合には、送付するファイル名にあらかじめ【押印希望】等と付していただくことで、審査者において受理印を押し印することが可能です(e-Gov電子申請の対象手続中「電子申請方法別利用案内」においてご案内していますのでご確認ください)。	
82	令和6年12月12日	令和7年2月18日	キャリアアップ助成金の申請後の控え書類の返却について	「キャリアアップ助成金」の申請・控え書類の返却方法等について都道府県労働局でバラバラの扱いとなっている。 神奈川労働局では、特約ホームページ等での事前告知等もなく(現在も周知はない)、郵送申請での控え書類の返却を行っていない。 「窓口に向いた場合は、申請書類の控えに受理印を押し印する。」 郵送申請で同封された申請書類の控えは、申請者の同意を得てシュレッターで廃棄している。 郵送申請で同封された返信用の封筒(返封用)は窓口へ受け取りに来れば返還するが、受け取りに来なければ都道府県労働局で保管している。 非効率・不親切な取扱いを改善すべきである。	現状は以下である。 ・受理したことの確認は、郵便の追跡記録を確認してほしい。 ・窓口に向いた場合は、申請書類の控えに受理印を押し印する。 ・郵送申請で同封された申請書類の控えは、申請者の同意を得てシュレッターで廃棄している。 理由は、以下である。 ・都道府県労働局内の事務繁忙と都道府県労働局から申請者への郵送事故防止のため。 いづゆる「地方ルール」を廃止して、全国統一とすべきである。 非効率・不親切な取扱いを改善すべきである。 受理印押印した提出書類の控えを申請者に郵送しより返却すべきである。 無駄な事務作業がなくなり、時間が削減され、効率的な行政運営を行うことができる。	個人	厚生労働省	雇用関係助成金支給要領 第2各動成金別要領 11キャリアアップ助成金0603f支給申請書の受理(共通)においては、事業主等からの提出のあった申請書類等の写しを交付すること等を全面的な対応としては実施していません。 その上で、080f支給決定及び通知においては、「労働局労働局長は、事業主が提出した支給申請書の内容を審査した結果、助成金を支給することが相当と認められる場合には、支給額を確定した後に支給決定を行い、当該事業主に通知する。また、助成金を支給することが相当と認められない場合には、不支給決定を行い、当該事業主に通知する。」としており、事業主等から支給申請に対しては、支給決定通知書又は不支給決定通知書にて通知すること対応しています。	・雇用保険法第62条第1項第6号 ・雇用保険法施行規則第116条の2、附則第17条の2の7、附則第17条の2の8、附則第17条の3 ・雇用関係助成金支給要領 第2各動成金別要領 11キャリアアップ助成金	対応不可	各都道府県労働局においては、事業主等から支給申請書の提出があった場合、支給申請書等の内容を確認するとともに、必要に応じて事業主等に対する確認、疑義が生じた場合に追加での書類提出、事業所訪問等を通じた確認等を行った上で、支給の可否を判断し、当該判断結果を支給決定通知書又は不支給決定通知書にて通知することとしております。 一方、事業主等からの提出のあった申請書類等の写しを交付すること等については、郵送で提出した申請書類等のコピーや郵送での返却作業など、事務処理が煩雑になることから、全国画一的な対応はしておりません。(ただし、各都道府県労働局においては、事業主等からのために行政サービスの一環として、申請書類等の写しを交付する場合があります。) 今後、雇用関係助成金業務においても、電子申請によるオンライン申請を進めてまいります。電子申請においては、申請審査状況の確認や、ご提出いただいた申請書類等の電子媒体の確認が可能であるため、電子申請での申請を行っていただくよう更なる普及促進に努めてまいります。	
83	令和6年12月12日	令和7年2月18日	災害対策基本法における被災証明書の発行の対象となる災害と国民保護法における「災害」と「武力攻撃災害」の定義の違い、被災証明書の発行が可能なのか等を整理し、自治体に通知する。	被災者生活再建支援法との関係や、そもそも人為的に引き起こされた災害(あること、仮に家屋等が被害があっても、他国の武力攻撃によるものか、自衛隊の反撃によるものか判別がつかない等、様々な問題から、武力攻撃災害は被災証明書の発行に適さないようにも思われるが、それを含め、両法における「災害」の定義の違いや、被災証明書の発行が可能なのか等を整理し、自治体に通知すべきではないか)。 上記対応により、万一が武力攻撃事態・武力攻撃災害が発生しても、自治体の業務の混乱を防ぐことができるものと思われる。	仮に武力攻撃事態が発生し、他国のミサイル攻撃や航空攻撃等により発生した火事や爆発等が原因で被害を受けた者が、自治体に対し、災害対策基本法における「大規模な火事若しくは爆発」に該当するとして、被災証明書の発行を求めた場合、自治体が困惑する恐れがある。 被災者生活再建支援法との関係や、そもそも人為的に引き起こされた災害(あること、仮に家屋等が被害があっても、他国の武力攻撃によるものか、自衛隊の反撃によるものか判別がつかない等、様々な問題から、武力攻撃災害は被災証明書の発行に適さないようにも思われるが、それを含め、両法における「災害」の定義の違いや、被災証明書の発行が可能なのか等を整理し、自治体に通知すべきではないか)。 上記対応により、万一が武力攻撃事態・武力攻撃災害が発生しても、自治体の業務の混乱を防ぐことができるものと思われる。	個人	内閣府 内閣官房	災害対策基本法第2条第1項に規定する災害は、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因(※)により生ずる被害」を指し、国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害は、「武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害」を指すものであり、国民保護法における武力攻撃災害は、一般的には災害対策基本法における災害には該当しないため、市町村は、武力攻撃災害により被害を受けた住家の被災証明書の交付義務は負わないと考えられるところである。 (※)災害対策基本法施行令第1条上、「放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故」とされている。	災害対策基本法第2条第1項 災害対策基本法施行令第1条 国民保護法第2条第4項	現行制度下で対応可能	災害対策基本法上の「災害」と国民保護法上の「武力攻撃災害」の定義の違いは明らかであり、両者の定義による自治体の混乱は生じないものと承知しています。 災害対策基本法に基づく被災証明書の交付については、自治体への研修等を実施しながら引き続き関係機関に努めるほか、武力攻撃災害に類して、自治体からの問合せ等があった場合には、適切に対応してまいります。	
84	令和6年12月12日	令和7年2月18日	241005216[3/4]申請人に送付する方法を、送付書類の保管性に基づいて行政手続統一で格付する	個人が不動産登記申請完了書類を受け取る場合、登記簿情報が発行される際には本人署名捺印を必要としない結果を導かないのである。○「オンライン申請」については、その審査・決裁・通知までを一貫してデジタルで処理することによる事務処理の効率化等により、標準処理期間の短縮を図る[RS規制改革9]回答10]ではなかったのか?この矛盾は、政府がオンライン申請導入によって実効を定する一方で、実効については各庁に丸投げしている結果である。○登記簿情報を送付した本人署名捺印を義務付けたり、登記完了証が書留でなければならぬは増しても、原本送付書類について送付書類にかかわらず、一律に書留郵便を強いるのは申請者である。○そもそも市町村の戸籍簿本と住民票簿の登記されていないことの証明でさえ普通郵便で送付しているのに、書留郵便を義務付ける、それ以上に重要な原本送付書類とは何なのか?戸籍簿本は「個人情報を取り扱うことから」[RS規制改革8]回答]国家資格者にのみ本人以上の職務上請求を認め、成年後見制度は「戸籍」に搭載されることに基づいては、関係者にとって強い心理的拒否感[H11.11.16参議院法務委員会政務次官答弁]があるため戸籍から切り離したなら戸籍簿以上に厳格な情報管理が必要になる。○それにもかかわらずこれらの書類は普通郵便で送付されるのに、登記事項証明書の原本送付が書留では均等に発生する。○行政手続全体で厳格性の格付をして、送付書類ごとの送付区分を明確化すべきである。		商業登記センター	法務省	原本の送付は、申請人の申し出によって原本を送付する方法によることができます。 また、原本の送付は、申請人が申し出した住所に期して、書留郵便又は簡書便の役務であつて借書便事業者による引受け及び配達記録サービスによって行われることとされています。	不動産登記規則第55条第1項、第6項、第7項	対応不可	一般に、送付請求がされる申請書の添付書類の原本は、申請人にとって重要なものであるため、送付の方法により送付する場合には、確実に申請人に届けることができるよう、書留郵便等による送付が望ましいとされています。御提案のように対象文書の種類によって書留郵便による送付を行うことはできません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
85	令和6年12月12日	令和7年1月20日	戸籍の振り仮名の届書の様式について	法務省において作成した“戸籍に振り仮名が記載されます”と題したホームページについて、氏及び名の振り仮名の届書のPDF様式が提出されている。PDF様式を印刷して手書きで書くのは煩雑であるので、Word形式のように入力可能なものを提出いただけると手続きが円滑になると考える。 なお、署名欄に入力されることを危惧しているのであれば、PDFに文章を入力できる項目を設定したデータを出してほしい。 Word様式の提出が困難である場合は、PDFに文章を入力できるよう、データを加工したものを提出してほしい。	法務省において作成した“戸籍に振り仮名が記載されます”と題したホームページについて、氏及び名の振り仮名の届書のPDF様式が提出されている。PDF様式を印刷して手書きで書くのは煩雑であるので、Word形式のように入力可能なものを提出いただけると手続きが円滑になると考える。 なお、署名欄に入力されることを危惧しているのであれば、PDFに文章を入力できる項目を設定したデータを出してほしい。 Word様式の提出が困難である場合は、PDFに文章を入力できるよう、データを加工したものを提出してほしい。	個人	法務省	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)により、令和7年5月26日から戸籍の記載事項に氏の名の振り仮名及び名の振り仮名が追加されることになりました。 現在、その広報に取り組みしているところ、広報の一環として特設ホームページ( <a href="https://www.moj.go.jp/MDNLIJ/fungana_flow.html">https://www.moj.go.jp/MDNLIJ/fungana_flow.html</a> )に振り仮名の届書の様式案を掲載しています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)第7条 附則第1条第3号 附則第6条～第14条	検討を予定	現在、特設ホームページに掲載しているのは、あくまでも案であることから、届書の様式が確定した段階で、編集可能な形式に掲載することを検討します。	
86	令和6年12月12日	令和7年1月20日	高圧ガス保安法における製造保安責任者や販売主任者などの免状のカード化	高圧ガス保安法における製造保安責任者や販売主任者などの免状について、プラスチックの形式で交付する。	現在、該当の免状は手帳型で発行されている。この手帳を作業中に携帯する規定になっているが、手帳型はかさばるし、作業によっては他の免状・免許証も携帯する必要があることから、かさばらないカード型にしてほしい。	個人	経済産業省	法令上、高圧ガス製造保安責任者免状や高圧ガス販売主任者免状は、縦7センチメートル、横11センチメートルの様式により発行することとしています。	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第29条第5項 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則(昭和四十一年通商産業省令第五十四号)第2条第1号	検討に着手	いただいたご意見は、今後、高圧ガス保安行政の運用見直しの検討において参考とさせていただきます。	
87	令和6年12月12日	令和7年1月20日	戸籍の管轄法務局長への訂正許可申請時の戸籍謄本送付の省略	戸籍法24条2項に基づく管轄法務局長への訂正許可申請時において、申請書に対象戸籍及び関連戸籍を特定できるよう明記することで、戸籍謄本の送付を省略してほしい。 また、この取り扱いができる場合は市町村に周知してほしい。	戸籍法24条2項に基づく管轄法務局長への訂正許可申請時において、戸籍謄本を送付しているところ、戸籍情報連携システムにより法務局で戸籍謄本の内容を確認できることから、わざわざ送付する必要はないと考える。 そのため、対象となる戸籍や関連戸籍を特定できるよう申請書に明記すること、戸籍謄本そのものは送付省略とするのが良い。	個人	法務省	戸籍法第24条第2項に基づき、市区町村長が管轄法務局長に戸籍訂正の許可を求める際には、明文の規定はありませんが、訂正対象戸籍や関係する戸籍の証明書(謄本)を送付いただいています。	戸籍法第24条第2項	対応不可	管轄法務局において、戸籍情報連携システムを利用して関係戸籍を探索する作業には一定の時間を要すると見込まれることから、迅速かつ円滑な審査のためには関係する戸籍の証明書を添付いただく必要があると考えており、御提案に対応することは困難です。 なお、市区町村長が戸籍訂正許可申請書を作成するに当たっては、訂正対象戸籍や関係する戸籍の証明書を収集しているものと承知しており、戸籍訂正許可申請書には既に収集した戸籍証明書等を添付いただければ足りることから、現行の運用が市区町村に大きな負担を課すものとは考えておりません。	
88	令和6年12月12日	令和7年1月20日	民法施行法の現代語化	文語体で書かれている民法施行法の現代語化をする。	民法施行法は今でも使われる法律であるが、文語体で記載されており、読みにくい。 改正自体は国会の職務であるが、所管する省である法務省にも現代語化についてご検討いただきたい。	個人	法務省	民法施行法は、明治31年に制定されたものであり、当時の公用作成の慣行に従い、文語体で記載されています。	民法施行法	対応不可	一般に、片仮名書き・文語体の法令文、平仮名書き・口語体の文言に改正するためには、既存の法令の解釈に影響を及ぼさないように翻訳する必要があるなど、相当の準備と時間を要することとなります。御提案の民法施行法の現代語化については、改正の必要性の程度をも踏まえた慎重な検討が必要と見做します。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
89	令和6年12月12日	令和7年1月20日		<p>商業登記規則50条1項は商号に使用できる文字の制限について定め、「ローマ文字の間に」の記号は商号に使用できる文字の制限に指定するものではない」として、ローマ文字以外の記号で法務大臣の指定するものを使用することができる。／そして使用できる符号として、アラビア数字、他、0種類の記号がある。／記号は原則として文字の間にしか使えず、例外として「イ」の記号は商号の最後に使うことができる。／スペースはローマ文字の間に使えない。／法務省は使用できる記号を極力制限したいという方針。「」を認めないから、「」も認めないか？／法法人番号公表サイトでは、「」で10社、「」で619社、「」で2社の使用例がある。／スペースと異なり、「」を日本語の間に使用する。</p>	<p>一とは禁止されていない。／「朝食、ご飯、納豆、卵焼き」みたいな。／ローマ文字と呼んでいる時点で、文字における排外主義を感じるけれど、日本語の間に「」の使用を認める現在の規制は、このイデオロギーの破綻を示している。「」が最初からローマ文字と数字の間にしか使えない含意性もあるけれど、日本語の間での使用を認めると、「ご飯とコーヒー」の奇妙な組み合わせになる。／日本語の使用を原則とするなら、日本語の記号である「」を認めて、イテロローマ一貫させるべきではないか。／イテロローマに書かれていないなら、日本語とどう関係があるのか？文化庁の外務省を表記 留意事項その2(規制的な事項)には、「長名は原則として長音符号「ー」を用いて書く」とあるから、政府としては長音符号は認めているはず。／それでも法務省が長音符号を日本語とするなら、長音で始まる商号から、さらに長音だけの商号や長音間の符号も認めなければならぬ。／株式会社「あーと」か。／また、漢字に長音をつけることもできる。「株式会社ー」とか。／同一商号同一本店ルールは同じ発音を許容しているし、無音の商号が違法でもないから、登記官の判断で却下されることもないだろう。／そうすると、0種類の符号を高頻度で実用し、符号が付けられていないか？／ゼロ音無音でも、長音はよくて中点はダメなのか？／同様に、長音が日本語であるなら、高音や半高音も日本語だろう。／実際、「も」「も」も登記された使用例がある。／「」は「」文字も登記されているから、「あ」も登記できるようにすべきである。</p>	商業登記ゲ ン ロン	法務省	<p>商号の登記には、日本語や法務大臣の指定するものとして、ローマ文字やアラビア数字のほか、半角区切る際の符号として、「&amp;」(アンパント)、「」(アクトロフ)、「」(コム)、「」(ハフン)、「」(シオ)、「」(ホ)の記号を用いることができます。また、ローマ文字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、当該単語の間を区切るために空白(スペース)を用いることもできます。</p>	商業登記規則第50条の2、平成14年法務省告示第315号	対応不可	<p>制度の現状欄に記載のとおり、「」等の記号は字句を区切る際の符号として使用することができるのとされており、あえて御提案いただいた記号を追加する必要性は乏しいものと考えますが、御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	
90	令和6年12月12日	令和7年2月18日	選挙の電子化/またはマイナンバーカードでの受付	<p>先般行われた衆院選においては50%前半の低い投票率であり、民主主義の根幹たる選挙制度にとって看過できない状況である。これは、未だに(1)郵送された投票受付表を用いて、(2)原則、住民住所近傍の投票所での投票ができる。(3)館にほかの土地からの投票には所属自治会から承認を得て申請する必要がある。／こうして手続に依存していることが一面となっていると思料する。この解決のためにオンライン投票を早期に実現することが重要である。この解決策として、制度設計等では課題の多い、という理解の理屈ではあるが、せめてマイナンバーカードを用いた受付により、全国どこでも投票できるようにしたい。</p> <p>この手続では本人確認や、投票の強制などの面の対応が予想されるが、現状の写真もいまだ印刷による受付では本人確認が出来ないという現実。／郵送票のみの受付も強制してはならない。／オンラインもしくはマイナンバーでの受付を主として、現状より悪化することは認識し、ありえないというが現実である。むしろ、顔認証付きカードによる認証であるマイナンバーカードを用いた認証を前提とするオンライン受付によりセキュリティは上がるはずである。</p>	個人	総務省	<p>【オンラインでの投票に係る部分について】インターネットによる投票は、現行制度において、実施されていません。【マイナンバーカードでの投票受付について】選挙の当日に自ら所属する投票区の投票所において投票することが原則であるところ、選挙の当日一定の事由によって投票所におもむいて投票することができない選挙人は不在者投票や期日前投票を行うことができます。不在者投票を行う場合は投票用紙等を選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に請求する必要があるところ、マイポータルでのオンライン申請サービス(ひたし)サービスを利用して、オンライン投票用紙等を請求することができ、総務省としては、全国の選挙管理委員会に対し、その積極的な実施を呼びかけています。また、マイナンバーカードの空き領域を活用した入場受付や期日前投票又は不在者投票事由に該当する旨の監督書記人の省略化に取り組んでいる選挙管理委員会もあります。</p>	【オンラインでの投票に係る部分について】なし 【マイナンバーカードでの投票受付について】 【マイナンバーカードでの投票受付について】 【マイナンバーカードでの投票受付について】 【マイナンバーカードでの投票受付について】 【マイナンバーカードでの投票受付について】 【マイナンバーカードでの投票受付について】	【オンラインでの投票に係る部分について】 【マイナンバーカードでの投票受付について】 【マイナンバーカードでの投票受付について】 【マイナンバーカードでの投票受付について】 【マイナンバーカードでの投票受付について】 【マイナンバーカードでの投票受付について】	<p>【オンラインでの投票に係る部分について】インターネットによる投票の導入については、システムのセキュリティ対策をはじめ、確実な本人確認や投票の秘密保持など、選挙の公正確保等の観点から解決すべき重要な課題があり、多方面からの検討が必要です。また、選挙の公正を確保するため、投票は、投票管理者や立会人の下で行うことが原則となっていますが、これらの点が不十分となって行われるインターネット投票をどのように考えるかについては、選挙制度の根幹に関わることから、各管区委員における議論が必要ですが、【マイナンバーカードでの投票受付について】不在者投票及び期日前投票におけるマイナンバーカードの活用状況については、制度の現状欄に記載のとおりです。なお、不在者投票を必要とする投票用紙等の請求を行うこととはなく、期日前投票を選挙人名簿登録地以外で、マイナンバーカードを用いた受付により、全国どこでも行えるようにすることについては、二重投票防止の観点から、選挙人名簿を一元的に管理するプラットフォームを構築し、全国いずれの選挙管理委員会からも各市町村の選挙人の投票済情報を参照できるようにするなど対応が必要となります。しかし、当該プラットフォームの構築については、投票済情報の即時反映と安定稼働の確保が可能か、住民基本台帳と連動している選挙人名簿の管理主体の在り方など整理すべき課題が多あり、対応は難しいところです。</p>		
91	令和7年1月23日	令和7年3月18日		<p>不動産も会社も、登記申請中は証明書の発行が停止される。／この取扱いが申請日対抗力の基準となる権利登記や商業登記では当然でも、なぜか登記官が登記をした日をもって効力が生じる表示登記でも、同様に証明書の発行が停止される。／登記官が表示登記をすままで登記簿上に申請前の記録が残っているから、この状態で証明することも問題ではない。／特に分掌や各掌などの創設的登記については登記官の処分まで効力が発生する側には変わりなく、証明書の発行停止は必然ではない。／所有者の登記申請。</p>	241102232【2/4】表示登記申請中は注意書き付き証明書を発行、差押え状況を行政機関に開示。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	<p>何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面を請求することができることとされています。</p>	不動産登記法第119条第1項	対応不可	<p>登記事項証明書が請求された不動産について、表示に関する登記の申請に基づき表示に関する登記がされ、その登記記録に記載された事項が変更されると、その不動産についての取引の安全と円滑を確保することができなくなるから、御提案の対応をすることは困難です。</p>	
92	令和7年1月23日	令和7年5月22日		<p>不動産55条2項は、原本送付での原本提出を規定する。しかし、原本の定義について具体的な規定がなく、記名押印が必要かについて不明確である。／商業登記では、法務省HPで押印を要しない旨を説明している。／押印が必須となるもの。／法務省が申請書の様式を掲載している【不動産登記の申請様式】については、「そのコピーに原本に相違ありません。圧を記載の上、申請書に押印したものを申請書に添付して」とあり、押印義務が明記されていない。</p>	241109235【4/4】不動産登記の原本送付に押印が必要か明確にする。原本を「謄抄本」に改める☆	商業登記ゲ ン ロン	法務省	<p>書面申請をした申請人は、申請書の添付書類の原本の返付を請求することができます。この原本の返付を請求する申請人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を、申請時に提出することとされています。</p>	不動産登記規則第55条	事実確認	<p>制度の現状欄に記載のとおり、添付書類の原本の返付を請求する場合には、申請人は原本と相違ない旨を記載した謄本を提出する必要があります。当該謄本の真正性の確認のため、作成する署名又は記名押印をお願いしますが、作成者が署名する場合には、必ず押印を求めているものではありません。なお、御指摘のホームページの記載については、上記を謄本と適正修正させていただきます。また、「謄本」と「謄抄本」の用語については、御意見として承ります。</p>	





## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
100	令和7年1月23日	令和7年3月18日	輸入食品届出の審査が迅速に行われるようにする。	<p>一例として、東京検疫所における輸入食品の書面届出は当日10時以降届出なら、返却時間は翌日15時になっています。これは東京検疫所ホームページ上で広報されています。</p> <p>これは届出者側の都合であるが、書面届出をせざるを得ない場合がある。判用書たる届出者の負担を増やす前に、人員配置の見直し、届出に関する指示と指導の統一、届出審査の迅速化などの様々な措置を先に行うべきであり、届出者に対して不親切ではないでしょうか。</p> <p>書面届出の審査に時間を要するのでも理解できるが、その前に役割制や様々な届出の異なるデジタル化を行い、審査をより迅速に行われるように体制構築を行う。それにより、輸入食品の届出審査が迅速に行われ、届出者が過剰に要する一カ所の時間が短縮され、利便性が向上します。</p>	<p>届出者たる届出者の負担を増やす前に、人員配置の見直し、届出に関する指示と指導の統一、届出審査の迅速化などの様々な措置を先に行うべきであり、届出者に対して不親切ではないでしょうか。</p> <p>書面届出の審査に時間を要するのでも理解できるが、その前に役割制や様々な届出の異なるデジタル化を行い、審査をより迅速に行われるように体制構築を行う。それにより、輸入食品の届出審査が迅速に行われ、届出者が過剰に要する一カ所の時間が短縮され、利便性が向上します。</p> <p>また、書面届出以外では電子届出であるFAINS導入より10年以上が経過していると思われる。盲従問う様々な面でデジタル化が進行していますが、輸入食品届出について、電子届出の審査迅速化、デジタル化、効率化などは進展しているのでしょうか。</p>	個人	厚生労働省	<p>食品衛生法第27条の規定に基づき検疫所に届出された食品等輸入届出書については、輸入食品監視検査官等に基づき、検疫所の食品衛生監視員により審査を行っています。また、必要に応じて、検査の指導等を行っています。</p> <p>平成8年2月から「輸入食品監視支援システム」(FAINS: Food Automated Import notification and inspection Network System)の導入により電子的届出が可能となっています。</p>	<p>食品衛生法第27条、食品衛生法施行規則第32条、昭和67年3月1日付厚労省第77号「輸入検査手続等改善について」</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>厚生労働省では、国際物流の増大、スピード化等に対応するため、食品の安全性確保を前提として、輸入手続の簡素化・迅速化の取組を講じております。具体的には、貨物の到着予定日の7日前から届出を可能としている事前届出制度、同一食品等の継続輸入による一定期間の指導検査の省略、同一食品等を繰り返し輸入する場合に輸入の都度の届出が不要となる計画輸入制度などの施策を講じています。</p> <p>また、「輸入食品監視支援システム」(FAINS: Food Automated Import notification and inspection Network System)により、輸入手続のオンライン化し、迅速な審査に努めています。書面で提出される食品等輸入届出書については、多くの届出があった場合には、未所了だった届出者の方に返却できることを考慮し、返却時間を設けさせていただいております。検疫所の監視指導又は試験検査に従事する食品衛生監視員に対し、食品安全に関する知識及び技術の習得に係る研修を実施するなど、職員の資質向上に努め、迅速な審査に努めてまいります。また、検疫所の食品衛生監視員については、各検疫所の届出件数、検査件数等を勘案し、適切な人員配置数となるよう対応しています。</p> <p>引き続き、食品の安全性確保を前提として、輸入手続の簡素化・迅速化に努めてまいります。</p>	
101	令和7年1月23日	令和7年3月18日	事務補助に従事する非常勤公務員(もしくは会計年度任用職員の正規職員登用プロセスの確立)	<p>業務に対する習熟度が高く即戦力の期待がもてる非常勤や派遣職員もいるため、筆記試験及び複数回の面接試験で構成される通常の公務員試験を経ずに事務処理能力の評価で正規職員への登用ができるプロセスを整備するよう各行政機関(国および自治体)に促す。また転雇を伴う異動や長時間勤務(および通勤)が実施意欲を喪失させる弊害となっている可能性が高いため、勤務地固定や短時間勤務の正規職員制度を創設する。</p>	<p>子育て中もしくは介護の場合、勤務地の変更を伴う人事異動や残業を伴う長時間労働を敬遠して受診を断念している可能性が非常に高い。また持病(腰痛、がん等)がある人や障害者は通院、服薬および医師の指導により働き方に何らかの制約があり、それにより柔軟な働き方(短時間勤務および残業・転勤)が無い可能性がある。非常勤を選定するを得なかった者いる。いづれの場合も通常の公務員試験の試験対策をする物理的および精神的余裕がなく、また年齢制限により受験資格が喪失していることも多い。</p> <p>一部の行政機関では公務員試験を経ない正規職員登用をすでに実施しているが、大人数試験のクオリティのエンタイトルや作文を求めているハードルは極めて高い。</p> <p>国民の少子高齢化が進む中、公務員には国民への長期的な伴走型支援が求められている。そのため雇用期間が無く賞金や身分が保証されている正統の公務員が必要であるが、中央(国)、地方(自治体)ともに人員が不足している。いままで人員不足の調整弁として活用していた非正統のうち能力の高い者を正規職員に転換することで長期的な目録を持つ公務員を増加させる。それにより人事異動があるたびに行政の方針がコロコロ変わるために社会に混乱をもたらすことを防げる。</p>	個人	人事院 内閣官房 総務省	<p>【選考採用の方法等及び短時間勤務について】 ○選考採用の方法等について 非常勤のポストに課される業務内容と、常勤のポストに課される業務内容は異なります。そのため、常勤のポストに課される業務内容に必要とされる能力の実証が必要となります。現在非常勤職員として勤務するにおいても、これらの能力の実証を経た上で常勤職員として任用されることは可能です。例えば、人事院等が行う採用試験を受験した上で採用される方法のほか、各府省が個別に行う選考により採用される方法(公募に応募した上で能力実証を経て任用される方法)などがあります。後者の選考については、公募するポストに係る能力及び適性に応じて、個別の能力実証方法(経歴評価や面接、作文試験など)が設定されます。</p> <p>○短時間勤務について 育児時間・介護時間のような1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度や、育児・介護等の事情がある場合に短時間勤務を期間限定で導入できる制度や、最も適任と認められる者について行うこととされています。</p> <p>○勤務地固定について 職員が任用されるべきポストは全国に所在する各機関に設置されており、それらの個々のポストへの任用については、各府省等において、職員の人事評価の結果に基づき能力及び適性を有すると認められる者の中から、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者について行うこととされています。</p> <p>○その他、転勤に関する配慮等については、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成28年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定、令和3年1月29日一部改正。)において、各府省等は、定期的に本人の意向を確認するなど、職員に対する十分な配慮を行うこととされています。</p> <p>【地方公共団体における会計年度任用職員について】 会計年度任用職員を常勤職員として任用するには、地方公務員法に基づき、採用試験などにより労働職員としての能力の実証を行う必要があります。これは、常勤職員の職と会計年度任用職員の職は、従事する業務の性質が異なることから、常勤職員の職に係る職務遂行の能力や適性を有するかどうかを正確に判定する必要があります。そのため、 短時間勤務に関しては、国家公務員と同様に、予の業務のために1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる部分休業制度や、育児・介護等の事情がある場合に時間外勤務を制限できる制度があります。また、育児・介護等などの事情に限らず勤務時間の総量は維持しつつ1日の勤務時間帯を柔軟に設定できるフレックスタイム制を導入している地方公共団体もあります。</p>	<p>【選考採用の方法等及び短時間勤務について】 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第36条、第57条 人事院規則8—12(職員の任免)第47条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第26条 一般職の職員の勤務時間、休職等に関する法律(平成6年法律第43号)第6条、第20条の2 人事院規則10—11(育児又は介護を行う職員の専任出動勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)第4条、第13条</p>	<p>【選考採用の方法等及び短時間勤務について】 現行制度下で対応可能</p>	<p>【勤務地固定について】 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>【勤務地固定について】 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>【地方公共団体における会計年度任用職員について】 制度の現状欄に記載のとおりです。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
103	令和7年2月20日	令和7年3月18日	新旧対照表の規定方法の統一化	内閣法制局等が主体となって、新旧対照表方式による例規改正の規定方法に係るガイドラインを策定公表し、国の機関の規定方法の統一を図る地方公共団体にまで影響を及ぼせるのが良い。	現在、府省令以下の例規改正は、一般的に新旧対照表方式によって行われていますが、その規定方法は、各省庁で異なっており、統一が図られていません。また、地方公共団体においても独自の新旧対照表方式が存在し、その規定方法が分りづらい状況となっています。現在は、新旧対照表方式の解説文書も出版されていないようであり、大手出版社に話を伺ったところ、国の機関の規定方法が統一されていないことにより、出版が難しいとのこと。加えて、一般的な方法がないことから、例規改正システムにおいて新旧対照表の作成を困難に行えず、行政全体においてシステム化が遅れ、社会的な損失となつては、その是正を図るため、提案するものです。	個人	総務省デジタル庁	府令(内閣総理大臣及び内閣府の長とて発する命令をいう)、省令(各省大臣が発する命令をいう)及び規則(内閣府及び各省の長以外の行政機関が発する命令をいう)等の改正に際して用いられている「改正対照表方式」による改正(いわゆる新旧対照表を用いた改正)の表記方法については、当該改正を行う府省等ごとに改正内容を表現するのに適切な表記方法を判断しています。	なし	検討に着手	「改正対照表方式」については、法制事務のデジタル化を推進する観点から、総務省において現行の表記方法のうちデジタル技術に適合的でない表記方法の見直しを検討を推進するとともに、デジタル庁において「改正対照表方式」の表記方法にも対応した条文編集機能の技術実証等を実施しているところである。		
104	令和7年2月20日	令和7年3月18日	証明書の取得について	住民票などの証明書種をマイナンバーカードがあればどこでも取得できるようにしてほしい。	役所の開庁時間外でもコンビニ証明書が取れるから、コンビニのない遠隔地でもありますし、国外で急ぎ取得すること(パスポート紛失時の戸籍取得など)もあるので、自宅や職場などのインターネット環境でマイナンバーカードがあればどこでも取得できるようにしてほしいです。あと、データで取得できれば、そのままデータで送信できるので、利便性が増すと思います。	個人	総務省法務省	【住民票の写し等のオンライン交付】マイナンバーカードを取得済みの者であつて、居住地の市町村がコンビニエンスストア等における住民票の写し等の各種証明書の自動交付サービス(コンビニ交付サービス)を実施している場合には、コンビニエンスストア等において住民票の写しや所得証明書等を取得することができ、令和7年2月15日時点で1,353市町村、1億1,949万人が利用できる状況となっています。コンビニ交付サービスの導入に要する経費について特別交付金措置を講じるなど、市町村におけるコンビニ交付サービスの普及を推進しております。	【住民票の写し等のオンライン交付】住民基本台帳法第12条【戸籍証明書等のオンライン交付】戸籍法施行規則第4章の5	【住民票の写し等のオンライン交付】住民基本台帳法第12条【戸籍証明書等のオンライン交付】戸籍法施行規則第4章の5	【住民票の写し等のオンライン交付】住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、他の公的機関が発行する証明書のオンライン交付の状況を踏まえつつ、セキュリティ等の技術的な課題や費用対効果等を整理しながら検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定である。	【戸籍証明書等のオンライン交付】制度の現状欄に記載のとおりです。	
105	令和7年2月20日	令和7年7月18日	241207251[1/4]共同担保目録に根拠当権登記の内容を記載して、各物件に転等する	共同担保目録は、同一の債権や同一の根拠当権を担保する不動産を一覧にしたリストである。／登記官の職権によって作成される。／根拠当権の共同担保は根拠当権と異なり、順位額、債権の種類、債務者、根拠当権者が同一でなければならない。／そのため、共同担保を構成する各不動産には、順位番号、設定日、交付番号等を除き、全く同一の登記が必要。／しかし、申請情報は追加設定するたびに作成しなければならず、申請人の負担とともに、登記官の審査コストや過誤リスクも発生する。／そこで、根拠当権の共同担保目録を内容欄と不動産欄に分け、内容欄に種類、債権の種類、債務者、根拠当権者を記録して登記記録の原本とし、申請人は、申請情報一	一として共同担保目録を特定する情報のみ提出する制度を提案する。／登記官は、申請情報と登記原因証明情報が共同担保目録の内容と一致していることを確認すれば、登記情報システムによって各不動産の登記記録に自動転写する仕組みを構築する。／その登記原因証明情報についても、当事者間で追加根拠当権の設定を意図しながら、債権の範囲で電子記録債権を過渡するなどの関連性が起こり得るから、共同担保目録を指定するだけで登記原因証明情報を作成できるようにしてほしい。／そもそも共同担保目録は、登記時に、各不動産の登記簿に記載されていた他の共同担保物件を独立したリストとして、事務を効率化することを目的に導入された制度である。／昭和末期のコンピュータ化により申請人の共同担保目録提出義務はなくなったものの、目録の機能は当時から全く変わっていない。／しかし、効率化という当初の目的からすれば、コンピュータ化の際に目録提出義務を廃止した方が合理的なものであり、昭和末期のコンピュータ黎明期に手探りで構築した制度を、現在まで引き継ぐ必要はない。／紙から電子への大転換を目指した当時は、失敗しない程度の合理化しか望み込まなかっただろう。／当時の国庫金庫を踏まえても、共同担保目録を提出不要としただけでコンピュータ化の成果をアピールしている。／したがって、「世界最先端デジタル国家創造宣言」に現在ではさらなるデジタル化を進め、共同担保目録の内容を各不動産の根拠当権欄に転写する仕組みを構築し、申請人負担の軽減と登記事務の効率化を自覚すべきである。／一度提出した情報は、再提出不要」な「ワンストップ」を根拠当権でも実現すべきだ。	商業登記センター	法務省	共同担保目録は、二以上の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存又は設定の登記の申請があつた場合において、当該申請に基づく登記をするときに、担保権の目的不動産を明らかにするため登記官が作成するものであり、登記記録の一部とされています。また、共同担保目録の記録事項のうち、不動産の権利に関する内容としては、記録の順序に従つた当該権利に付す番号、不動産所在事項、所有権以外の権利であるときは当該権利及び当該担保権の登記の順位番号、となっています。	不動産登記法第63条第1項第4号、同条第2項 不動産登記規則第166条第1項、第167条第1項	不動産登記法第63条第1項第4号、同条第2項 不動産登記規則第166条第1項、第167条第1項	共同担保目録は、同一の債権を担保するために、数個の不動産に関する権利が共同担保の関係にあることを一貫的に公示するために設けられたものです。そのため、「根拠当権の共同担保目録を内容欄と不動産欄に分け、内容欄に種類、債権の種類、債務者、根拠当権者を記録して登記記録の原本とし、申請人は、申請情報として共同担保目録を特定する情報のみ提出する制度」にかかる御提案は、共同担保目録の一貫性の確保という制度趣旨に反することになるため、対応することは困難です。	対応不可	
106	令和7年2月20日	令和7年7月20日	241207252[2/4]裁判所からの通知を継続入りにデータ化して、相続放棄証明書を送付省庁に	不登法63条3項は、相続人への遺贈の単独申請を定める。／共同申請の原則を相続登記促進のために緩和されたものである。／この送付書面を定めた令別表30口では、相続を証する情報と遺贈を証する情報を規定する。／登録免許料は、2%から5.4%へ引き上げられた。／その上で、相続放棄した者が特定遺贈を受け、相続人のフリをして単独で遺贈の登記申請をする。／登記官は「あなとは相続人として」と指摘できるのか?／不登法の制度設計では、相続放棄の事実は証明書の提出によって認定される。この証明書は提出しなくても、登記官は相続放棄の事実を知ることができるのか?／R3規制改革495回答は「証明書等が添付されていない場合であっても、登記官は、住居表示等の事実の有無について審査を行っています。／とする。／相続放棄でも同じであれば、商業登記で非課税証明書を不要とするのと同様に、相続登記では相続放棄証明書は不要でなければならない。／相続人のフリをして5年以内は有効になる。仮にババでも追加納付すれば済む。／申請人は、メールアドレスが変更可能である。／改正前の共同申請では、手続後に委任を負う相続人や遺贈執行者の負担軽減責任や善管注意義務を認めたから、それによって適正な手続の確保を期待できた。／義務者としての本人には、自身への移転登記申請を「私にこれを消費したとみなされ、相続放棄取消のリスクがある。／これに対して、受遺者が相続人のフリをして単独申請しても、もともと登記義務者が認定されないから、「私にこれを消費」する行為がない。／本体上の受遺者としての権利を行使し、受遺者として登記手続を間違えたが、本人が必要な書類を送付せず、不要な書類を添付し、税金を間違えても、それらは当然に認定されるから、1回間違えた。／このあたりで済む。／それらに相続人への単独遺贈登記を制度化するにあたって、脱税防止のために何らかの対策を取るべきであったと考え。／方法書、相続放棄手続を裁判所と法務局が協力して被相続人ごとにつづけられ、証明書の提出を不要にする。／これは、政府の「死後一括納付サービス」の推進方針とも合致する。／方法書、相続人への遺贈には、裁判所の相続放棄していないことの証明書を添付させる。方法書、申請人に一筆書かせて、登記官が職権で事実調査する。		商業登記センター	法務省	所有権の移転の登記を申請するに当たっては、登記原因を証する情報を添付する必要があります。遺贈の原因とする所有権の移転の登記に当たっては、添付情報として遺言書等が必要となります。	不動産登記法第61条 不動産登記令第7条第1項第5号口、別表30の項添付情報欄	不動産登記法第61条 不動産登記令第7条第1項第5号口、別表30の項添付情報欄	相続の放棄をした受遺者が登記権利者として遺贈による所有権の移転の登記をするためには、登記義務者である登記名義人の相続人と共同して申請しなければならない。権利の放棄をした受遺者があって相続人とのトラブルを生じさせようとする不正な単独申請を行うケースはほとんどないものと考えられるため、対応は困難です。	対応不可	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
111	令和7年2月20日	令和7年3月18日	241214Z58[4/4]共同形成財産登記制度を創設し、費用負担していない家族の権利を公示する	R5行政改革49提案は、夫婦が不動産を購入して夫の将来にかかる収入で債務を弁済する場合に実質的に夫婦の共有財産でありながら夫単独で登記するのは不合理であるから、借主もどきの共同形成財産登記制度を創設して妻の権利を保護すべきであるとしたものである。現在の制度では「夫婦間贈与の持ち戻し免除」があるけれど、借主もどきの共同形成財産登記制度を創設し、費用負担していない家族の権利を公示する	一当初から共同形成財産として登記できるようにし、妻の権利を保護すべきである。／これに対して法務省は、「対象とされている権利の内容が明らかではなく、対応は困難です。」と回答した。／(個別)110番は政府に改善を求める制度ではなく、権利110番は政府に改善を求める制度ではない。／なぜこの提案が「ハードルが上がることなのか?」しかし、「権利の内容を明らかにしておく。／まず、共同形成財産登記は所有権そのものではなく、所有権移転や担保権設定等の登記申請において、財産共同形成者の同意を要する制度とする。／現在の共有持分を有しているから、勝手に処分できないようにする。／財産共同形成者は、原則として当該建物に居住する権利がある。」「配偶者居住権」のように、配偶者であることも、死亡後である必要もない。／たとえば、借地権の対抗要件は建物登記とされているが、判例では、建物登記は借地権と同一の義でなされなければならない。／では、借地権に子が、親は其の借地に妻が家を建てた場合、直接の費用負担をしていない借地権者は、対抗要件を備えるためにもどのような登記が可能なのか?／夫の借地に妻が家を建て、夫が死亡した場合、妻から夫へ配偶者居住権を認めても対抗にならないだろう。／借地権を失えば、配偶者居住権は権利に無い状態である。／すなわち、法務省が考案した配偶者保護政策では、取りこぼされる家族が多数発生してしまう。／それは、婚姻制度によって無戸籍問題が生じたように、司法書士への誘導政策によって相続登記未了問題が生じたように、政府の政策的な失敗である。／多様な家族、多様な財産形成に対応できる登記制度にすべきではないか?	商業登記センター 法務省	法務省	現行法において、夫婦の一方の不動産は単独所有のものとして登記され、夫婦の共有に属する不動産は共有のものとして登記されます。御提案の「共同形成財産登記制度」というものはありません。	なし	対応不可	ある不動産が夫婦の共有なのであれば、共有登記をすれば足ります。また、夫婦の一方が単独で不動産を所有している場合において、夫婦関係悪化時等に当該不動産が単独で処分されることで他方の財産分与請求権が侵害されるおそれがあるようなときは、民事保全手続による当該不動産の仮差押え等が認められる可能性があります。仮に、御提案の旨が、夫婦の一方が夫婦の一方の不動産について、夫婦の他方が離婚時の財産分与や相続によって当該不動産の全部又は持分を取得する可能性があるという期待を公示する制度を設けるべきであるという趣旨であれば、「権利を公示するため」という登記の趣旨に適いません。また、仮に、そのような「期待」を実効的な効力を有する権利と扱うべきであるという趣旨であれば、将来的において実際に財産分与や遺産分割によって当該不動産に関する権利を取得することになるか否かは不明である以上、そのような「期待」に何らかの法律効果を与えるのは困難です。御提案に係る趣旨は、本来は夫婦共有で取得したいにもかかわらず、ローン審査等の様々な事情のために夫のみが単独所有とせざるを得ない場合があるという点にあるように思われます。仮にそうだとすれば、例えば、ローンの場合においては銀行と借主の間における契約自由の問題であり、何らかの規制に係るものとはいえません。	
112	令和7年2月20日	令和7年3月18日	戸籍の振り仮名に係るホームページに関連詐欺被害防止の内容を盛り込むこと	戸籍の振り仮名に係るホームページの中に戸籍の振り仮名制度を導入することで発生し得る詐欺や架空請求に対する注意喚起を行うこと。また、「よくある質問」の中に、届出をしないことで罰則や過料の対象にはならない旨、明記する。	新しい制度が施行されると必ずそれを利用した特異詐欺が発生することから、法務省として詐欺が発生しないように広報する必要があるため、被害が生じてから広報するよりは速いので、早期にご対応をお願いしたい、被害が生じてから広報するようでは遅いので、早期にご対応をお願いしたい、	個人	法務省	法務省特設ホームページ(https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html)に注意喚起のガイド及び詐欺防止のフライヤーを掲載しているほか、省省からの依頼により、警察庁ホームページ(https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/0047/new-topics/250110/02.html)、消費者庁ホームページ(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer/policy/caution/caution_040/)にも同様の掲載がされています。また、法務省特設ホームページに掲載している「よくあるご質問」に、届出をしないかたしては罰則や罰金がないことを明記しています。	なし	事実確認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
113	令和7年2月20日	令和7年3月18日	子育て等による時短勤務者をサポートした職員に支給する手当を新設する	子育てや介護を理由として時短勤務をしている者の育児休業等の休業をしている職員をサポートする同僚職員に支給する手当を新設する。子育てや介護を理由として時短勤務をしている者の育児休業等の休業をしている職員をサポートする同僚職員に支給する手当を新設する。	子育てや介護をする職員に対する休業等が充実したのは大変いいことですが、このような職員をサポートする同僚職員が受ける恩恵が全くなく、非常に不公平な環境となっています。現状は、人事評価や給与決定の観点から考慮し、配慮しなかった、ただでさえ離職者の増加等で人手が足りない状況なのに、子育て等で時短勤務者のサポートまでしている状況で、業務を維持するのにも手がいっぱいです。個別)110番の提案でも明らかに人事評価が適切に行われていないので、時短勤務者や育児休業等をサポートしても何ら評価されないため、給与も増えず、昇進もせず、働く意欲が低下し、時短勤務者等に対する不満が充満する劣悪な環境となっています。この対応として、民間企業のように時短勤務者や育児休業等をサポートした同僚職員に対して手当を支払う制度を新設し、かつ、人事評価でも時短勤務者や育児休業等をサポートした職員を必ず高く評価することを義務付ける適正を出していくこと、時短勤務者・育児休業をサポートする同僚が恩恵を受けられるようになり、職場環境が大きく改善します。よろしくお願ひします。	個人	人事院 内閣府	【手当について】時短勤務者等をサポートしていることをもって支給される手当はありませんが、時短勤務者等のサポートを行う方について、人事評価結果の適切な活用により、昇給や、勤続手当により処遇することが可能で(職員給与と他の人事管理は、人事評価に基づき適切に行われなければならないとされています)。また、正規の勤務時間を超過し勤務することを命じられ、現に勤務した場合には、その勤務時間に基づき超過勤務手当が支給されます。【人事評価について】人事評価においては、「人事評価の基準、方法等について」(平成21年3月6日付総務省人事・恩給局長通知)において、業績評価を行うに当たっては、目標の達成状況等が被評価者に起因しない事由により影響を受けている場合には、その事由を適切に勘案するなど、職務遂行の過程も考慮に公認して評価を行うこととされています。また、「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」(令和元年12月27日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)において、以下のとおりとされています。・男性職員が育児に伴う休暇・休業を取得するに当たって、業務を分担すること等により、休暇・休業中の業務の円滑な遂行に貢献した職員については、人事評価にも適切に評価することとする。・女性職員についても、本方針を参考に、休暇・休業中の業務運営の確保など、育児に関する相互支援制度のより円滑な活用につながるような環境の整備をさらに進めていくことが求められる。	【手当について】一般職の職員の給与に関する法律(昭和26年法律第95号)	【人事評価について】人事評価の基準、方法等について(平成21年3月6日付総務省人事・恩給局長通知)	【手当について】制度の現状欄に記載のとおり、時短勤務者等のサポートを行う方については、人事評価結果の適切な活用により、昇給や、勤続手当といった既得の手当により処遇することが可能です。なお、業務サポートにより超過勤務が生じる場合は超過勤務手当が支給されるなど、勤務実績に応じた既得の手当の支給がなされることとなります。【人事評価について】人事評価については、育児休業・休業中の業務の円滑な遂行に貢献した職員については、当該貢献を適切に評価するよう、引き続き、周知徹底を図り、適切な運用を進めてまいります。	
114	令和7年2月20日	令和7年3月18日	241228Z66[4/4]国・地方共通相談チャットボット「GovBot」の質問を総務省が全部で作る	国・地方共通相談チャットボット「GovBot」を使ってみた。／各テーマごとに合計13000の質問を用意しているとのこと。／大分類、中分類、小分類と選択していく、個別質問にたり着く。／知りた項目がなければ「中にはない」と選択し、チャット終了する。／これをチャットボットでやる意味が分からない。／分野ごとの質問を選ぶだけなら、各府庁HPでやればいい。／不動産登記の質問なんて、HPのQ&Aを読み書きすればいいだけだ。／政府が総合的な質問を受け付けるなら、「子育て」項目のように、省庁の枠を超えた分野横断的なQ&Aを実現すべきではないか?／たとえば、政府が進める「死亡・相続ワンストップサービス」の一環として、相続が発生した場合に必要な各種手続を一元的に大分類としてまとめる。相続税、不動産登記、年金等の中分類、各種の一口メモを揃えて小分類とすればいい。これにより、何をすればよいか素人でも分かるようになるし、行政機関も相談業務として基本的な説明をする手間が省ける。また、不動産登記では、利用者の目的である登記ごとに分類しなければ意味がない。／たとえば、大分類は「住居取得」「借入」「相続」など、中分類で申請方法【オンラインや郵送など】、「申請書の書き方」、「必要書類」等、小分類でオンライン申請の認定方法」や「登記の目的の書き方」等に小分類する。／申請者の立場なら、当然にそのような分類を望むだろう。／登記個別情報とは何かが、「原本送付請求」とするのかわかりづらく、相続などは、最初からGoogleで検索しているから、法務省は長年、相談業務を維持しているのに、なぜ申請者目線で情報を分類できないのか?／相談ノウハウが全然蓄積されていない。／究極的には相談業務の完全代替を目指すべきであるのに、意図的に分けていくことで、この代替を阻しようとしているのではないのか?／チャットボットを総務省が行政相談の一環としてやるなら、回答を省庁に丸投げせず、総務省が行政相談事例から素人目線の質問を組み立て、デジタル庁があるその回答をAIで生成できるようにすべきだろう。／この計画が壮大であればあるほど、今後のメンテナンスコストは膨大になり、どこかの時点で放棄をせざるを得なくなる。最終的には、R57.22に提案してスルーされた「申請書採集をAIで生成する」の内容に行き着くと思う。	国・地方共通相談チャットボットは、住民の利便性の向上、自治体の負担軽減等を図るため、各府省等の協力を得て、国の行政機関や地方公共団体等に共通して寄せられる子育て、マイナンバー、医療保険、税、年金、不動産登記、戸籍などの国の様々な制度等に関する質問について、国が一貫程度統一した回答できるように対応したチャットボットとして令和6年3月26日に総務省とデジタル庁が連携して提供を開始したものです。	商業登記センター 総務省 デジタル庁	なし	対応	令和6年12月から、国・地方共通相談チャットボットに生成AIを効果的に活用できるように実証を行っており、令和7年3月末を目途に一定の成果を得る予定です。また、令和7年3月末には権限の行政分野に関するFAQの追加予定しております。今後も引き続き、利用者の方からのフィードバックや地方公共団体等からの意見を踏まえ、国民、自治体の双方により利便性を実感してもらえるよう、さらなる分野の拡充やFAQの充実、利用者目線で機能改善を進めてまいります。			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
115	令和7年2月20日	令和7年4月17日	公費で行う予防接種予診票のデジタル化	<p>新型コロナウイルスワクチン接種や子宮頸がんのワクチン接種をはじめ、国または自治体の公費負担が入る予防接種では行政が作成した予診票を用いる(全額自己負担の任意接種でもその様式を流用した予診票が用いられる)。厚労省が出している標準的な様式は「公防予防接種リサーチセンター」が主となっている。</p> <p>https://www.yoboseshu-rc.com/pages/64/</p> <p>手書き前振の予診票は記入欄が非常に小さいため、書きやすさを重視した標準様式を整備し、同時にPCやスマホで標準作成可能な入力フォームを整備する。また印刷した予診票の保管方法についても必ずしも紙媒体にこだわらない等、細部に至るまで規定した法令もしくは政令による指示を発生する</p>	<p>しかし標準様式は既往歴に記入する病名が〇〇炎のようなシンプルなものや急性期疾患ばかりであった昭和40年代から基本的なレイアウトが変更されていない。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/web/1.doc?dataid=00t44855&amp;dataType=11&amp;pageNo=1</p> <p>現在は随病等の慢性疾患やがんに代表されるように最初の発見者の名を冠したものや原因遺伝子もしくは染色体名称の日本語訳を用いているものなど非常に長い病名もあり、そうした患者は既往歴を書くだけで一苦労となっている。また高齢者の進歩に伴い記入欄に収まる書字が困難な国民が増えつつある。</p> <p>予防接種法の法令および政令では問診票の保存年限は定めているものの、電子的方式による保存可能な編部までの規定が無いため広域自治体(都道府県)や過疎自治体(市区町村)1700通り程度の情報も存在している。</p>	個人	厚生労働省 デジタル庁	<p>定期接種で用いる予診票については、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について(平成25年3月30日付健康0303第2号厚生労働省健康局長通知)の別添「定期接種実施要領」で示している標準的な様式を参考として、市区町村が作成することとしています。また、接種実施後の予診票の保管方法については、同実施要領では規定しておらず、紙原本の保存に限定されています。</p>	<p>「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について(平成25年3月30日付健康0303第2号厚生労働省健康局長通知)」</p>	検討<着手	<p>予防接種事務については、現在、令和8年6月のシステム稼働に向けて、デジタル化に取り組んでいるところであり、その一環として、予診票はスマホを利用してマインポータル上で回答記入できる仕組みの実現を目指しています。併せて、実施要領で示している紙の予診票を前掲した標準的な様式についても、見直しを行います。</p>	
116	令和7年3月19日	令和7年4月17日	死亡診断書の記載事項証明書の交付請求先について、行政機関や資格者団体へ周知すること	<p>年金事務所や郵便局など、手続きに死亡診断書の記載事項証明書の提出を要する制度を持つ機関に対し、令和8年3月以降に受理された死亡診断書の提出が市町村であることを周知する。また、弁護士会への周知を希望する。</p>	<p>戸籍法施行規則の改正により、令和6年3月以降に受理された戸籍届書については、市町村に保存されることとされたところ、公的機関等への周知が進んでいない。</p> <p>遺族年金等の請求手続きには提出書類として死亡診断書の記載事項証明書が挙げられるが、年金事務所が請求進捗に手続案内を添付し、法務局に請求するよう案内するケースが頻出し、国民に多大な負担を発生している。この件については郵便局(良書化以前の死亡診断書の請求)も同様なので、所管省庁(厚生労働省、総務省)を通じて各機関に新制度の周知を行うよう、法務省(取り組んでいただきたい)。</p> <p>また、弁護士会も訴訟などで死亡診断書の記載事項証明書を必要とするケースがあるようだ。弁護士会への周知も併せてお願いしたい。</p>	個人	法務省	<p>戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)及び戸籍法施行規則の一部を改正する省令(令和6年法務省令第5号)が令和6年3月1日に施行されたことにより、同日以降に受理された届書については、管轄法務局には送付されず、受理した市区町村において保存することとされています(戸籍法施行規則第78条の4第2項による戸籍法施行規則第48条第2項の適用除外)。</p> <p>同日以降に受理された届書については、届書等情報内容証明書を送書を受けた市区町村又は戸籍への記載を行った市区町村において取得することができる(戸籍法第129条の6)と定め、死亡診断書は死亡届の添付書面とされている(戸籍法第36条第2項)ことから、死亡届の届書等情報内容証明書を取得することにより、死亡診断書の内容について確認することができます。なお、同日以前に受理された届書については、管轄法務局に送付されることから、管轄法務局において届書等記載事項証明書の発行を行っており(戸籍法第48条第2項)、死亡届の記載事項証明書を取得することにより、死亡診断書の内容について確認することができます。</p>	<p>戸籍法第48条第2項 第60条第2項 第70条の6 戸籍法施行規則 第48条第2項 第78条の4第2項</p>	検討<着手	<p>各法務局のホームページにおいて説明していることから、周知はされているものと考えています。また、実態があったことを踏まえ、令和7年度第1回半期までに周知方法を検討し、統一的な実施を予定しています。</p>	
117	令和7年3月19日	令和7年4月17日	医療DXで実現を検討していただきたい事項	<p>(1) マイナンバーカードを使って確定申告する人で、マイナンバーカードを使っている人は、外来や薬局の支払い時に紙の領収書や診療明細書の発行・受け取りを省略できる選択が可能であること。 (2) 初めての病院や薬局、かかりつけ医に長期出張から帰定して1年ぶりに受診した場合などで、マイナンバーカードがあるのに、未だに問診票などの手書きを必要としますが、当日でないと記入できない項目というものは限られていて、いつも同じ内容を書くために無駄な記入作業が発生しています。問診票の内容は、マイナンバーカードが、マイナンバーに紐づいた情報として登録済みの状態になっていれば、毎回手書きする必要もないと思います。</p>	<p>(1) マイナンバーカードを使って確定申告する人で、マイナンバーカードを使っている人は、紙の領収書の保管・管理が不要なはずですが、入院と連った外来や薬局は基本的に本人が支払していることも多いと思います。キャッシュレス決済の導入は必ずしもすぐは進んできません。紙の領収書の発行・受け取りを省略できるなら、紙やインクなどの消耗品の購入・運搬・保管といった無駄なコストを削減できます。診療明細書も必要ならマイポータルで確認すれば良いと思います。 (2) 紙に手書きするというのは、資源と時間の無駄です。電子カルテにスキャンして画像として保存するだけでも、手間コストがかなり減ります。文字情報となっていないので、検索が出来ないなどの情報処理の観点で利用しにくい形態だと思います。</p>	個人	厚生労働省	<p>(1)「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について(令和6年3月5日付保費0305第11号厚生労働省保険局長通知)において、明細書の交付を希望しない方には発行不要であることをお示ししています。</p> <p>(2)「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(令和6年3月5日付保費0305第4号厚生労働省保険局長通知)厚生労働省保険局医務課医療管理官通知)別添1「医療診療報酬点数表に関する事項」において、初診時の標準的な問診票の項目等を参考としてお示ししており、その中で、項目の一部については、マイナンバーカードを利用した患者については、記載を省略可能であるとしています。</p>	<p>(1)「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について(令和6年3月5日付保費0305第11号厚生労働省保険局長通知)」</p> <p>(2)「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(令和6年3月5日付保費0305第4号厚生労働省保険局長通知)厚生労働省保険局長通知)」</p>	その他	<p>(1) マイポータルでは、医療費通知情報の開示が可能ですが、これはレセプトの情報を元にしており、開示までに一定のタイムラグが発生し得ることから、医療機関において、医療費等の情報を患者に即時に通知するためには、紙の領収証や診療明細書の発行が必要となります。</p> <p>なお、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について(令和6年3月5日付保費0305第11号厚生労働省保険局長通知)において、明細書の交付を希望しない方には発行不要であることをお示ししています。</p> <p>(2) 厚生労働省として、初診時にかかる医療情報取得加算の算定に当たり、初診時の標準的な問診票の項目等を参考としてお示ししており、その中で、項目の一部については、マイナンバーカードによる情報取得に同意した患者については、医療機関の判断により記載を省略することが可能となっています。</p>	
118	令和7年3月19日	令和7年7月18日	買い替える車の車庫証明の即日交付	<p>同サイズの車と入れ替える場合の車庫証明を即日交付する</p>	<p>車の販売は、警察のせいではできません。車庫証明はどんな場合でもその日の内に交付されないからです。国土交通省管轄の事業用自動車は、提案内容の場合は即日で登録できます。そして、車庫証明の審査期間は種類を問わず一律とされています。これは不適切なので是正すべきです。</p>	個人	警察庁 国土交通省	<p>自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号。以下「法」という。)第3条及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和37年政令第329号)第1条の規定により、自動車及び自動車の使用の本拠の位置との間の距離が、2キメートル(一定の場合には、当該地域に2キロメートルを超える距離)を超えないものであること</p> <p>(2)当該自動車が法令の規定により通行することができる道路以外の道路から当該自動車を交差しない出入せ、かつ、その全長を収容することができること</p> <p>(3)当該自動車の所有者が当該自動車の保管場所として使用する権限を有するものであること</p> <p>その上で、法第4条の規定により、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条に規定する処分等を受けようとする者は、警察長が交付する道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面(以下「保管場所証明書」という。)を当該行政庁に対して提出する必要があること。保管場所証明書の申請を受けた警察署では、当該申請に係る保管場所が、上記2の要件に該当するか否かについて、現地調査も含めた必要な調査を実施した上で、警察長が保管場所証明を行っています。</p>	<p>自動車の保管場所の確保等に関する法律 第3条及び第4条</p> <p>自動車の保管場所の確保等に関する法律 施行令第1条</p> <p>道路運送車両法第4条、第12条及び第13条</p>	対応不可	<p>警察長が自動車の保管場所証明書(いわゆる車庫証明)の申請を受けた際、当該自動車の保管場所が生産で定める要件を備えているかどうかを確認した上で保管場所証明を行う必要があります。仮に、申請がなされた自動車が入替前の自動車とサイズがそれ以下であっても、入替前の自動車の申請時と保管場所の状況が変化している可能性がある場合には、現地で調査を行なうことで、今後、申請に係る場所が保管場所としての要件を満たしているか否かについて、確認する必要があります。</p> <p>都道府県警察において保管場所の実態を正確に把握しており、申請に係る自動車の保管場所として十分な大きさがあることが、審査の過程で判明した場合には、現地調査を省略するなどの保管場所証明書交付までの日短縮に努めていることではあります。同サイズの自動車と入れ替える場合であっても、一律に申請日と保管場所証明書の発行日は同様です。</p> <p>なお、御提案には、事業用自動車については同サイズの自動車と入れ替える場合は即日で登録できる必要がありますが、こちらは、当該自動車を用いる事業許可(例えば車庫等施設)の要件についても調査しており、当該施設を変更する場合には、あらかじめ、事業主は事業計画の変更の認可を受けなければならない、運輸局等において車庫等施設を正確に把握していること。そのため、事業用自動車については、運輸局等において事業許可時に登録された車庫等施設と照合し、保管場所が確保されていることを直ちに確認することができ、一部を除き、連絡書を即日交付しているものです。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
119	令和7年3月19日	令和7年5月22日	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限について	自治体で手書きとなっているが、期限が決まっているのであれば、作成時に印字した方がよいのではないか。	行政事務の効率化	個人	総務省 デジタル庁	カード券面の有効期限については、電子証明書の発行が任意であることから空欄となっており、申請者が記載するか、自治体が記載するように求めています。	なし	対応	制度の現状欄に記載の取扱いについて自治体に助言してまいります。	
120	令和7年3月19日	令和7年4月17日	随意契約を電子契約で締結できるようにする。	随意契約を電子契約で締結できるようにする。	政府は最先端技術を有するスタートアップ企業からの調達を推進しているが、スタートアップ企業と契約を締結する場合、オンラインなので随意契約しか選択肢がないはずである。しかし、政府調達に当たる高額な契約は電子契約を締結できないし、スタートアップ企業が全省庁統一資格をもっていないそもそも電子契約を締結できない。政府全体で電子契約の推進、デジタル完結の原則をスローガンにしているのに大きく矛盾している。デジタル庁は電子契約は印紙税がないことと大体的にデジタルしているが、その意味は、電子契約できないようにして、税収が落ちないように財務省に付戻している。契約書を作る随意契約はすべて電子契約を締結できるようにするべきである。民間企業の負担がなくなり、経済が活性化するはずである。	個人	デジタル庁	国の契約は、会計法第二十九条の三の定めにより、原則競争に付することとされており、現行のシステムも一般競争入札を前提とした設計になっています。 一方、デジタル庁ではスタートアップ企業など幅広い事業者の参入機会を増やすことを目的にプロポーザル型企画競争（随意契約）を導入しており、プロポーザル型企画競争を含む随意契約の場合も一般競争と同様に電子契約を締結することができます。 ただし、ご提案にも記載いただいておりますようにシステムで電子契約を行うためには、システムへのユーザ登録が必要で、そのためには全省庁統一資格と電子証明書(ICカード)が必要となります。	なし	対応	次期システムにおいて全省庁統一資格や電子証明書(ICカード)を所持していない場合であってもユーザー登録を可能とし、電子契約が実施できる機能を実装する予定としております。	
121	令和7年3月19日	令和7年4月17日	運輸支局にマルチコピー機を設置	運輸支局にマイナンバーカードから印鑑証明を出せるマルチコピー機を設置する。	運輸支局の窓口へ自動車の名義変更に行きました。オンライン申請が出来ないと書かれたからです。 印鑑証明を市役所に取りに行きました。窓口ではマイナンバーカードが使えないと言われ、ここでどこで印鑑証明が出せるか分からなかったと言われたからです。同じ内容を何枚も書類に書きました。出先先が違つたらと言われたからです。 印紙売り場を始め、色々な窓口を回りました。書類ごとに窓口が違つたと言われたからです。 マイナンバーカードを勧める国の出発機関とは思いませんでした。不要な窓口を整理すれば、マルチコピー機どころかコンビニを誘致して、資料を取ることでもできるはずですよ。 車検の窓口には車検証を讀むと、書類が印刷される機械がありました。でも多くの書類が必要で、困る人が多いであろう名義変更に使えないのはおかしいです。	個人	国土交通省	自動車の名義変更をするための手続である移転登録の申請者は、自動車登録令第15条第1項に基づき、申請書に印する必要があります。また、押印した申請書には、登録令16条第1項に基づき、その印鑑に係る証明書を添付する必要があります。	自動車登録令(昭和26年政令第266号)第15条第1項、第16条第1項	現行制度下で対応可能	自動車登録のオンライン申請システム「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」をご利用いただければ、印鑑証明書を添付することなくマイナンバーカードを使用してオンラインで申請することも可能です。 また、窓口申請においても、印鑑証明書の提出に代えて、外部システムとの情報連携によるマイナンバーカードを用いた電子署名及び電子証明による本人確認手続の導入に向けて、検討を進めているところです。	
122	令和7年4月18日	令和7年6月20日	250201294[2/4]不正登記防止申出でメールアドレスを記載させ、延長申出の手続を簡素化する	R6行政改革22提案は、不動産登記手続における不正登記防止申出制度がその期間を申出から3か月としていることには合理性がないから、期間制限を撤廃すべきであるとしたものである。これに対して法務省は、「これも特別の取扱いを承継させる必要性は乏しいことから、印鑑証明書等の有効期間が3か月とされていることも参考に、不正登記防止申出制度の期間を申出の日から3か月以内とした上で、必要に応じて申出を繰り返すことができることとされており、相応の合理性がある」として対応不可(回答をした。)ならば、3か月ごとの延長手続を簡素化して、申請人と法務局の負担を軽減する方法を提案する。初回の申出でメールアドレスや	一携帯電話番号を記載した場合は、当該アドレスや番号から法務局指定の宛先にメールやSMSを送信して延長申出とする方法である。初回の申出で印鑑証明書を提示し、本人確認ができれば、2回目以降は1回目の申出人と同一であることが確認して本人性を担保できるからである。所有権登記名義人のメールアドレスを記載して住所変更登記を自動化する発想は同一であり、いずれは不正登記防止申出もメールアドレスによって簡素化されるだろう。これを、現行制度上明確にされていない、不正登記防止申出における延長手続を簡素化する手段として活用する。登記名義人のメールアドレス登録開始を待たないため、不正登記は必ずしも印鑑証明書を添付する登記申請ばかりではない。3か月ルールに必然性はない。登記識別情報のような失効制度も、印鑑証明書の期間制限もない、登記済証を提出する届当権抹消登記では、むしろ承継しなくてもいい。しかし、3か月ごとで管轄法務局へ出向き、印鑑証明書を提出させる手続は、どう考えても過剰である。法務省が申請人に適度な負担を課すことと実態を反映した登記の担保とのバランス(R3行政改革139回審)を考慮して届当権抹消手続を簡素化した結果として不正登記が起りやすくなっているのだから、それを防止する不正登記防止申出の申請人に適度な負担を課すのはバランスを欠いている。矛盾である。したがって、最初の申出で本人確認が済んでいる場合は、延長申出では出願を求めず通知のみとし、印鑑証明書の提出も不要とすべきである。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	不正登記防止申出は、申出人本人が登記所に出席して行うことを原則としています。また、登記官は、不正登記防止申出があった場合には、当該申出人が申出人本人であること、当該申出人が申出をするに至った経緯及び申出が必要となった理由に対応する措置を行っていることを確認しなければならぬとされています。	不動産登記事務取扱 手続規則第35条	対応不可	不正登記防止申出は、申出人本人が出席した上で、不正登記防止申出をする事由等を記載した書面を提出することを原則としています。これは、この申出が犯罪等に関する不正事案に係るものであり、申出人本人であるかどうかを十分に確認した上で、登記官による本人確認(不動産登記法24条)を行うかどうかを判断するため、申出人本人から事情を聴取し、また、この申出に係る措置等について、直接申出人本人に説明し、申出人本人が、その後すべし行動に連携がないようにするためとされています。 所有権の移転の登記の申請などには作成から3か月以内の登記義務者の印鑑証明書を添付する必要があるが、申出からの指を経過しても、なお不正な登記がされるおそれがあり不正登記防止申出をする場面では、当初の申出における事由とは異なる事由により申出することも想定されますので、改めて申出人本人であるかどうかを十分に確認した上で、申出人本人から事情を聴取するなどの対応をする必要があります。 そのため、ご提案のような簡便な方法により不正登記防止申出を可能にすることはできません。	





規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
132	令和7年4月18日	令和7年5月22日	輸入車検の合理化	輸入車検でカスレポートを電子化して事後提出にする	輸入一掃気ガス検査一書類検査一車検一ナンバー発行と無駄が多い 掃気ガス検査に合格する前提で先に書類検査をする 掃気ガス検査所から陸運局へ結果をメールで送る これだけで解決できる	個人	国土交通省	並行輸入自動車等新車登録を受ける場合は、車両個別ごとに安全基準及び環境基準(保安基準)への適合性を確認する必要があります。 保安基準への適合性は独立行政法人自動車技術総合機構が審査しており、現車審査に先立ち、並行輸入自動車届出による書面審査を実施しています。 輸入者は、並行輸入自動車届出に際し、公的試験機関において発行された排出ガス試験成績表を添付しなければなりません。 なお、並行輸入自動車届出については、オンラインによる届出に対応しております。	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第41条第1項 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条第6項 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第31条第2項	対応不可	排出ガス試験成績表の添付がない状態において排出ガス試験を合格する見込みで書面審査を開始することは、保安基準への適合性を現車審査に先立って確認する目的で実施している書面審査において、その一次審査の位置づけ上、合格済みの試験成績書という最低限の審査基準の適用が確定していないにも関わらず審査を進めることとなり、不適切かつ非効率であるため、対応は困難です。 なお、並行輸入自動車届出については、自動車技術総合機構が令和6年10月よりオンライン届出システムの運用を開始しており、当該システムにおいて、排出ガス試験結果成績表を電子的に添付(現車審査時に原本の提示が必要となります。)することが可能となりました。	
133	令和7年5月29日	令和7年6月20日	行政文書の開示実施手数料について	同一の行政文書について行政機関等が紙媒体及び電磁的記録を保有している場合において、当該電磁的記録の開示を受ける際の開示実施手数料の計算については、次の(1)又は(2)のうち、いずれか少ない方になるとするよう情報公開法施行令別表を改正すべきである。 (1) 当該電磁的記録について情報公開法施行令別表の項の規定により算定した金額 (2) 当該紙媒体について(1)と同様の方法で開示を受けたとしたならば、情報公開法施行令別表の項の規定により算定されるべき金額	(制度的背景) 行政機関等が、同一の行政文書について紙媒体及び電磁的記録を保有している場合、開示請求者は、そのいずれかを選択して開示の実施を受けることとなる。 開示請求者としては、情報活用の利便性等の観点から電磁的記録の開示を希望することが多いものと思われるが、当該電磁的記録が複数のファイルからなる場合には、当該電磁的記録に係る開示実施手数料が、紙媒体を選択した場合に比して著しく高額となることがある※1。 (現状) 上記の点は、開示請求者にとっては、電磁的記録の開示申出を実質的に制約する要因として働いている※2。 このことは、更に、行政機関等に対しては、紙媒体のスキャンという余分の事務を生じせしめる要因として働いており、これを避けるため、(法令に則しない点)ではあるものの紙媒体の開示申出を受けながら電磁的記録の開示を行う例にも見られる。 よって、提案のとおり電磁的記録の開示実施手数料の計算に関する特例を設けることにより、行政文書の開示の実施に係る事務運営の効率化を図るべきである。 ※1 提案者の経験では、極端な例として、紙媒体では23,250円(CD-R1枚及び文書2,315枚)であるのに対し、電磁的記録では334,630円(CD-R1枚及び電磁的記録1592ファイル)というものであった。 ※2 開示の実施手数料については、一定の場合に減免制度が用意されているが、要件の厳格さ等からあまり活用されていない現状にある。	個人	総務省	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下、「法」という。)第16条第1項より、行政文書の開示を受ける者は、開示の実施に係る手数料(開示実施手数料)を納めることとされています。これは、情報公開制度を利用しない方との負担の公平を図る観点から、役務の提供に伴い発生する費用について、開示請求者から適切な額を徴収することとされているものですが、本制度でできるだけ利用しやすいものとすることも重要であることから、その額は、法第16条第1項において「実費の範囲内において政令で定める額」とされた。また、同条第2項において「できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない」とされています。 「実費」とについては、開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費、郵送料等の費用が含まれると解されており、具体的な開示実施手数料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号)の別表において、行政文書の種別(記録媒体)、開示の実施の方法とこと、開示の実施の準備に要する人件費等の事務費、媒体費、写しの作成を業者に委託する場合には当該委託費等を基に、従量増徴制により金額が定められています。 また、行政文書の開示を受けるに当たっては、法第14条に基づき、求める開示の実施方法等を申し出なければならないこととなっており、申出を受けた各行政機関等は、申出のあった方法等により、開示の実施をすることとなります。	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第14条、第16条第1項、第2項 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号)第13条、別表	対応不可	制度の現状づくりに記載のとおり、開示実施手数料に含まれる開示の実施の準備に要する人件費等の事務費、媒体費、写しの作成を業者に委託する場合には当該委託費等は行政文書の種別や求める開示の実施の方法により異なるものであることから、御提案のように、異なる媒体に保存される行政文書の手数を比較し、そのいずれか少ない手数料を他の媒体の行政文書の手数料として適用することは、手数料が実費に对应しない額となり得ることから、制度を利用しない方との負担の公平を図る観点から実費の範囲で適切な手数料を徴収することとしている法の趣旨に反し、適切ではないものと考えています。	
134	令和7年5月29日	令和7年6月20日	地方議会の議案について、ウェブページでの公表を義務付ける件	地方議会上程された議案について速報し、当該自治体のホームページで公表するが、総務省で一元管理するウェブサイトを構築しそこで公表することを義務付けるものである。	名古屋では、議案が役人と議員しか配られず、住民が議会の会期中に議案をすぐに見ることができない。全国にはこのような市町村がいくつもある。住民自治の推進の観点から、議会上程すると同時に市民にも広く公表することが憲法第92条に規定する地方自治の本質にそぐわない。一自治体で困難であれば、総務省が先導すべきである。	個人	総務省	地方自治法第115条第1項では、「普通地方公共団体の議会の議案は、これを公開する。」と議会の会議公開の原則について規定されていますが、こゝでの「公開」とは、一般的に傍聴(参観)と会議録の閲覧を認める趣旨であり、議案の公表については、言及しないと解されています。	地方自治法第115条第1項	その他	第33次地方制度調査会の「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応策に関する案申」(令和4年12月28日)は、ご提案事項に関して、「デジタル技術等を活用し、住民への情報発信を多様化し、更に充実させていくことも重要である。」「資料の端末の活用による審議のバーチャル化も進んでいるが、これを議会の提出資料の住民への情報公開の契機にしたいことも考えられる」と指摘しています。こうした住民に対する情報公開に関する取組は、各議場において長情を醸成するための方法検討し、取り組まれることが重要であり、総務省としては、必要に応じ、こうした取組が進むよう助言等を行ってまいります。	
135	令和7年5月29日	令和7年12月18日	2503082204[1/4]異なる共有者の転居日が増してあれば転居先が異なっても一申請で可能にする	同一の不動産を共有する2人以上の者が住所変更を申請する場合、転居日(転居先)が同一であれば一申請でできる。/今4条と規則35条が一の申請者の住所変更を一の申請情報とする根拠は9号しかない。/しかし、この根拠は4条但書前段の「二以上の不動産」についての申請が同一の不動産について申請する二以上の権利に関する登記にまつただけで、申請人が異なる場合の根拠となることを何も説明していない。/そうすると、2以上の共有者が一の申請で住所変更を申請する場合には、今4条但書前段と規則35条9号が規定する「登記の目的並びに登記原因及びその日付が同一である」とする要件を満たさなければいけません。/これは、10年の権利帰属消滅、共同担保があれば登記権利者が異なる場合であってよいとされること、同じだからだ。/逆に言えば、これらの規定を日本語としてどのように読めば、異なる申請人要件を除外できるのか?したがって、転居日さえ同一であれば転居先が異なるとしても、同一不動産であれば、今4条但書前段は規則35条9号の規定に当てはまるから、一の申請で変更登記が可能になる。/そもそも一の申請が可能である根拠は申請人の負担と登記所の事務負担の軽減になること(宮山秀史・速見裕規不動産登記規則p328-329)にあり、10年で連帯債務者の住所がバラバラに変更しても同一根拠で可能であるなら、所有権登記名義人についても可能でなければならない。		商業登記センター	法務省	同一の不動産について申請する二以上の権利に関する登記の目的並びに登記原因及びその日付が同一であるときは、一の申請情報によって登記申請をすることができるとされています。	不動産登記令第4条、不動産登記規則第35条第9号	対応不可	異なる共有者の転居日が増じていても転居先が異なる場合は、変更後の事項が同一であるとはいえないことから、対応することは困難です。	



